

平成 28 年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業  
に関する事務の執行について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 富樫 健一

第1章	総論	2
第1	包括外部監査の概要	2
1	包括外部監査の種類	2
2	選定した特定の事件	2
3	外部監査の対象期間	2
4	外部監査の実施期間	2
5	特定の事件を選定した理由について	2
6	包括外部監査の方法	3
7	監査対象機関	3
8	外部監査の補助者	3
9	利害関係	3
第2	包括外部監査の監査結果	4
1	監査の結果について	4
2	監査結果及び意見の要約リスト	5
第2章	高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する事務について	18
第1	保健福祉部の概要	18
1	機構図（平成28年4月1日現在）	18
2	事務分掌	18
3	高齢者の状況	24
4	いわき市における高齢者保健福祉施策	30
5	介護保険制度の概要	39
6	高齢者福祉施設等に関する指導監査	45
7	いわき市における高齢者福祉施設の概要	46
8	指定管理者制度について	46
第2	財政規模（歳入・歳出の状況）	57
第3	監査結果及び意見	61
第3章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	123
1	介護保険料の徴収について	123
2	要介護認定について	133
第4章	まとめ	136

## 第 1 章 総論

### 第 1 包括外部監査の概要

#### 1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について

#### 3 外部監査の対象期間

原則として平成 27 年度の執行分  
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

#### 4 外部監査の実施期間

平成 28 年 8 月 12 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

#### 5 特定の事件を選定した理由について

いわき市の総人口は、平成 27 年 1 月 1 日現在 332,068 人となっており、前年から 1,807 人減少しているにも関わらず、65 歳以上の高齢者数は、2,422 人増加の 91,005 人、高齢化率は、前年から 0.9%増加の 27.4%となっている。この高齢化率は、我が国全体と比較すると 1.5%上回っている。

介護保険制度においても、いわき市の要介護（要支援）認定者数は、増加傾向で推移しており、近年の要介護度別構成比によると、要介護 2・3 の割合が上昇傾向にあり、特に要介護 2 の上昇が目立っている。第 1 号被保険者数に占める要介護（要支援）認定者数の割合である認定率は、平成 22 年以降上昇傾向がみられ、後期高齢者においては認定率が平成 22 年度以降急激に上昇する傾向となっている。

このような状況において、平成 26 年 6 月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立した。当該法律の成立を受けて、いわき市では、「団塊の世代」が 75 歳に到達する（後期高齢者となる）平成 37 年に向けて、高齢者ができる限り自分らしく、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム構築のための取組みを本格化していくため、平成 27 年度から 3 ヶ年の「第 7 次いわき市高齢者保健福祉計画」を策定している。

高齢者に関連する行政は、市民の多くから関心を集める分野である。しかしその一方、少子高齢

化による税収不足から限られた予算で、増大する他の行政需要にも効率的な予算配分で対応することが求められるという側面がある。

以上のような背景に基づき、高齢者福祉施策及び、介護保険事務の執行の合規性、高齢者福祉に関する事業の必要性、適切な受益者負担のあり方など現在の施策を総合的な観点から点検すること、事業計画の適切な実施について、経済性・効率性・有効性の観点から、総合的な検証を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行等について、法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

### (2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

## 7 監査対象機関

保健福祉部をはじめとする高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事務の執行を所管する部局並びに高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事務を執行する財政援助団体

## 8 外部監査の補助者

公認会計士	満	山	幸	成
公認会計士	高	久	健	一
公認会計士	渡	部	和	俊
公認会計士	小	野	雄	高
公認会計士	中	鉢	政	彦

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしている。

## 第2 包括外部監査の監査結果

### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成29年2月末現在での判断に基づき記載している。

## 2 監査結果及び意見の要約リスト

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
<b>基本目標 1</b>				
敬老祝金の支給について				
	▶ 敬老祝金の支給は適切に行われていると考える。	-	-	62
高年齢者労働能力活用事業費補助金/シルバー人材センター運営費補助金について				
	(平成 27 年度の補助金額について) ▶ いわき市としては申請書を国の方針に沿って訂正させた上で、再提出させて、交付する必要があった。 <今後対応すべき点> シルバー人材センターからの申請書について、国の方針に沿って訂正させた上で、再提出、交付する必要があった。(なお、平成 28 年度は新たな補助金が創設されているが、当該補助金は、運営費補助金と区分して起案・決裁され、シルバー人材センターからの補助金交付申請書も区分して提出されている。)	○	-	63
	(補助対象経費の確認について) ▶ 運営費補助金の交付決定を行う際に、国の交付要綱における補助対象経費以外の項目(例えば受託事業収益に対する支払配分金、減価償却費)を含めて判定している。 <今後留意すべき点> 補助対象経費以外の項目を除外して判定した場合でも、補助金は 2 分の 1 の枠内に収まっており実害はないものの、正確な判定が必要である。	○	-	64
	(個別の交付要綱について) ▶ 定期監査において、個別の交付要綱が未作成との指摘を受け、保健福祉部において平成 27 年度に作成しているが、補助金の額の記載における算定方法が明確でない。 <今後対応すべき点> 「予算の額の算定に当たっては国の執行方針を参考とする。」等の文言の記載を検討する必要がある。	○	-	64
	(いわき市シルバー人材センターの経理処理について) ▶ 補助金交付条件として、申請者は正確な決算書を作成する必要がある。また、執行方針でも基本的事項 2 において、「シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合(本部及び活動拠点)は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。」とされている。今回、会計処理等を確認したところ、不備事項が散見された。 <今後対応すべき点> いわき市シルバー人材センターが適切な会計処理等を行っているか確認・指導する必要がある。	○	-	64

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
緊急通報システム事業について				
	<p>(起案書の記載不備について)</p> <p>▶ 起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが4件検出された。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。</p>	○	—	65
	<p>(委託料の支払状況について)</p> <p>▶ 委託料の支払状況を確認した結果、問題は検出されなかった。</p>	—	—	66
配食サービス事業について				
	<p>(起案書の決裁状況について)</p> <p>▶ 起案書の決裁状況について問題は検出されなかった。</p>	—	—	68
	<p>(報告書の作成及び委託料支払状況について)</p> <p>▶ 委託料の支払状況を確認した結果、問題は検出されなかった。</p>	—	—	68
	<p>(随意契約の内容について)</p> <p>▶ 利用者負担とされている食材料費及び調理費についても、食材費及び人件費の実態や利用者に対するヒアリングを基にしたアセスメントを行った上で見直しが行われるべきである。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>利用者負担額及び委託料の設定方法の見直しが望まれる。</p> <p>▶ 広域である市全域に対するサービス提供を確保するために24法人25拠点と多数の受託者と業務委託契約を締結しているが、受託件数が大幅に異なる受託者が混在している一方、同一の単価設定による随意契約を締結していることから受託者によって採算性に乖離が生じている状況であり、このことが契約単価の弾力性を低下させていると考えられる。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>受託者の採算性及び事業の経済性を向上するために、上記の利用者負担額及び委託料の設定方法とともに、一般競争入札や指名競争入札の導入を検討することが望まれる。</p>	—	○	68
地域生活支援推進事業費について				
	<p>(委託契約書における消費税等の表記について)</p> <p>▶ 今回の事業は、非課税事業であるが、委託契約書では課税事業の記載がされている。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>実質的には非課税取引であるので、委託契約書としての効力は有効と考えられるが今後注意が必要である。</p>	○	—	70
いわき市地域交流センター三和ふれあい館デイサービスセンターについて				
	<p>(現物管理について)</p> <p>▶ ボイラー、濾過機について経年劣化による一部取替工事であること、工事費が30万円を超えなかったことから全額指定管理者が負担している</p>	—	○	71

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>が、管理施設の維持補修と考えており、固定資産台帳への登載はしていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。</p> <p>▶ 修繕費用が高額になる故障が発生した場合、指定管理者とその都度対応を協議しているが、議事録や協議記録は作成していない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。</p>			
	<p>(トイレ改修について)</p> <p>▶ 平成26年頃に指定管理者が300万円程度の負担で改修を行っているが、管理施設の維持補修に該当すると考え、固定資産台帳の登載を行っていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。</p> <p>▶ 協定書では「管理施設の維持補修等に係る費用が30万円を超えるときは協議のうえ実施方法及び負担方法を定める。」となっているが、協議結果を文書化して保存していない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。なお、対等な関係で指定管理業務の委託を誠実に履行するという観点から、金額が多額な取替修繕については、管理施設の所有者であるいわき市が負担することも検討する必要がある。</p>	—	○	72
いわき市老人福祉センター及び老人憩いの家について				
	<p>(指定管理者からの適切な収支状況報告について)</p> <p>▶ 指定管理者の収支差額は、いずれも均衡しているが、指定管理者が作成している正味財産増減計算書内訳表の収支実績によると収支プラスとなっており、収支状況報告書と相違している。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>年間活動による実績を市側が確認するために正確な数値を記載する必要があるため、指定管理者に適切な報告を行わせるとともに、次年度以降の予算の見直し等行う他、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>一般的に、指定管理者制度における指定管理料に対する支出は、業務の対価に対する支払いであり、指定管理者にある程度の利益が生じても、経営努力による利益は原則として指定管理者に帰することにより指定管理者のインセンティブ向上を図れるものと考えられ、基本的に精算の義務はな</p>	○	—	74



No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	いと解され、各老人福祉センターの管理に関する協定書においても、指定管理料に対する支出実績額の精算条項は含まれていない。指定管理者側で収支差額はゼロでなければならないと誤解し、調整した支出額を報告してきた可能性がある。			
	<p>(各施設の耐震化状況について)</p> <p>➤ 一部の施設について、特定建築物ではないことから、現時点で耐震診断は実施されておらず、計画の中にも含まれていない。また、現状、保健福祉部では耐震診断の予算要求は行っているものの、まだ要求は通っていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>特定建築物ではないが、一定の小規模建築物も対象となることが計画に明記されており、利用件数、延べ人数から活用されている施設であり、今後、市は優先的に耐震診断することが望まれる。</p>	—	○	75
<b>基本目標 2</b>				
<b>地域包括支援センター運営事業について</b>				
	<p>(業務委託料について)</p> <p>➤ 職員は業務委託外の指定介護予防支援事業を行っており、この分は差し引いて算定する必要がある。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>兼務人件費の問題がクローズアップされており、早急な対応が必要である。</p>	○	—	79
	<p>(地域包括支援センターの定員基準の再検討について)</p> <p>➤ 定員数は定員基準より算出されるが、現在の定員基準は、平成 19 年地域包括支援センター設立時に定められたものである。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>今後増大する業務量と現在の定員数が齟齬をきたしている可能性も考えられ、定員基準の再検討を行うことが望まれる。</p>	—	○	79
	<p>(地域包括支援センターからの月次提出書類について)</p> <p>➤ 仕様書の報告事項と現在の報告書の整合性、記載内容を確認した結果、不明瞭な点が散見され現状の報告書が市の今後の地域包括支援センター運営事業の遂行に当たって役立つ資料となっているのか疑問が残る。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>現状の報告書間の関連性を明確にさせるとともに、市として事業遂行状況を適時に検討するために現状の報告書で十分なのか、また別の追加資料が必要なのか再度検討することが望まれる。</p>	—	○	80
	<p>(地域包括支援センターの評価について)</p> <p>➤ 市による評価は、「事業評価表」の他、年度当初提出の事業計画書及び収支予算書と年度末に提出される事業報告書及び収支決算書の対比、</p>	—	○	80

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>また月次に提出される月次提出書類により、主として書類でのみ評価が行われている。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>地域包括支援センターに対する業務委託費が多額であり、かつ今後業務量が増大、また重要度を増すことを鑑みれば、市は書類のみの評価だけではなく、積極的に先方にも出向いたうえて、今まで以上に業務実態を把握し、その結果に基づき評価を行うことが望まれる。</p>			
	<p>(地域包括支援センターの認知度向上について)</p> <p>➤ 現在の方法だけでは住民に対する認知度向上には限界があるものと考えられる。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>今後、従来実施してこなかった広報・啓発活動を検討し、認知度向上に努めることが望まれる。</p>	—	○	82
	<p>(地域包括地域支援センターの開設時間等について)</p> <p>➤ 地域包括支援センターの開設時間が限定的である。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>仮設のセンターを設ける、また隔週開設する等、土日・祝日開設に向け柔軟な対応をとることが望まれる。</p>	—	○	82
二次予防事業対象者把握事業について				
	<p>(基本チェックリストの利用について)</p> <p>➤ 介護保険制度改正により、市は平成 26 年 12 月以降基本チェックリスト郵送を中止している。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>基本チェックリストの回収による予防対象者情報は、支援ツールとしては重要であり、今後、限定的な範囲での郵送を検討すべきである。</p>	—	○	83
いきいきデイクラブ事業について				
	<p>(単価の設定について)</p> <p>➤ 過去の実績データから一律の単価契約である。見積書は徴求しているが、設計金額と同額となっている。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>積算根拠が変動していないとの説明を受けたが、契約先が同一の相手先であることから、外部への見積依頼により、現行の予定価格（設計金額）が妥当であるか否か判断する必要がある。</p>	—	○	84
	<p>(平成 27 年度開催見込の算出について)</p> <p>➤ 平成 27 年度委託設計書において開催見込を算定する際の計算根拠は、誤って集計されている。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>端数処理の関係から、結果として開催予定回数に変更は生じなかったが、設計積算の計算は適切に行う必要がある。なお、端数については、今回、</p>	—	○	85

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	設計上の回数となるよう処理されたようにも捉えられるため、端数処理の基準を明確にする必要がある。			
	<p>(決裁等について)</p> <p>➤ 当該委託契約の簿冊を確認したところ、見積日付、契約日、決裁日が全て平成 27 年 4 月 1 日となっていた。事実上、決裁等の検討を含めて同日付での対応は現実的でないと考えられる。</p> <p>&lt;今後留意すべき事項&gt;          今後は、実際の日付での記載を検討して頂きたい。</p>	—	○	85
	<p>(実績精算について)</p> <p>➤ 平成 27 年度においては、予算超過が認められず、いわき市の予定した回数超過分については、受託者が自己負担している。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;          市において各事業の進捗状況評価に記載の実施回数は、受託者が自己負担している回数も含まれているが、本来は市の負担した回数のみで評価する必要がある。また事業目的の達成のために必要な事業であれば、受託者に負担を強いることなく、基本的には実績回数で精算すべきであり、今後は当初の計画回数を超過する場合の取扱いについて、契約書に明記する必要がある。</p>	—	○	85
	<p>(随意契約について)</p> <p>➤ 契約書簿冊内資料において、随意契約を実施する具体的な理由については、事業開始当初から契約していること、契約先の実態から他の契約先を選定していない状況が記載されている。しかし、平成 27 年度において実施回数が超過したことについては、事業委託設計書の算定が適切でない可能性、同一の契約先との契約の継続等の要因も考えられることから、積算方法、他の契約先を選定等を検討する必要があると考える。</p>	—	—	86
	「転倒・骨折予防教室」、「元気はつらつ教室」、「お口と栄養バイタルアップ教室」参加者送迎業務委託について			
	<p>(起案書の決裁状況について)</p> <p>当該事業に関する契約の締結に関する決裁状況について、問題は検出されなかった。</p>	—	—	87
	<p>(委託料の支払状況について)</p> <p>➤ 受託者が提出した業務完了報告書、参加者送迎利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認した結果、受託者が提出している参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容が正確な運行実績には基づいておらず、いわき市による参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容の審査・確認が不十分であった。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;          参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。</p>	—	○	87

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>(委託料の支払について)</p> <p>▶ 参加予定者が欠席となった場合においても、出席を前提とした走行距離及び経由地数が参加者送迎利用状況報告書に記載され、委託料が過大に請求されているケースが散見された。また、いわき市は該当の管理資料と参加者送迎利用状況報告書の整合性の確認を行わずに委託料を受託者に支払っていた。上記の事実は、参加者送迎業務委託契約書の遵守義務違反である。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。</p>	○	—	87
仮設等住宅入居高齢者見守り事業について				
	<p>▶ 仮設等住宅入居高齢者見守り事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。</p>	—	—	89
認知症ケア総合支援事業について				
	<p>▶ 認知症ケア総合支援事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>予算に対して実績が下回っているが、これは専門家が確保できず計画した研修を次年度へ繰り越したためであり、次年度の執行が適切に行われるように心掛けて頂きたい。</p>	—	—	89
<b>基本目標 3</b>				
高齢者等住宅リフォーム給付事業について				
	<p>(助成額について)</p> <p>▶ 助成金には上限額が設定されているものの、当該上限額は工事金額に給付率を適用後の金額である。生計中心者が所得割課税者である場合であっても助成金を受けることができることから、助成対象となる工事金額規模は約3倍となる。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>身体機能が衰えた高齢者及び心身に障害を有する者の居住に適した住宅の整備を図るという目的のもと、行政が公平に支援するのであれば、上限額を設定すべきは助成額そのものではなく、高齢者が在宅生活に必要な住宅を確保するための工事額であるべきではないかと考える。</p>	—	○	92
	<p>(給付対象工事について)</p> <p>▶ リフォームを要する理由が浴室につながる廊下と浴室の段差であるケースや浴槽をまたがるのが困難であるといった理由である場合に、浴室を全面的にユニットバスにリフォームする工事を認定しているケースがみられた。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>工事の内容が高齢者等の在宅生活に必要なと想定する水準か否かを画一的</p>	—	○	93

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	に判断するのは難しいが、平均的な市民の生活水準以上のものであると思料され、財政支出して施工すべき必要最小限の工事なのかは疑問である。			
	<p>(助成金の給付認定について)</p> <p>▶ 給付の上限額を大幅に超過する金額で給付対象外のリフォーム工事を自己負担で契約できるほどの資力のある利用者に対して上限額での給付が行われているケースもみられたが、該当のようなケースにおいても当該事業による給付が必要なのかについては甚だ疑問である。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>相当程度の財政支出を伴っており、今後も進展する高齢化社会の中で申請可能な市民が増加することが想定されるため、給付の認定においては、申請者の資産の状況なども勘案していくことが事業の継続のためにも求められると思料される。</p>	—	○	93
	<p>(事後調査の実施について)</p> <p>▶ 現在事後調査は行われていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>施工後の一定時期に利用者の状況を調査することにより、高齢者等の在宅生活を支援するための事業としての有効性を評価することが望まれる。</p>	—	○	93
管理運営委託費/養護老人ホームいわき市徳風園 について				
	<p>(預り金の管理について)</p> <p>▶ 事務長は施設長により毎月異常点がないかレビューされ承認を受けているが、施設長による定期的な残高表等の帳簿と通帳残高や証書残高の現物照合はなされていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>預り金の管理は事務長がほとんど単独で行っていることから、内部牽制のため施設長による定期的な現物との照合手続も併せて行うことが望ましい。なお、当該事項は、指定管理者である社会福祉法人松涛会に関連する事項であり、参考として記載した。</p>	—	—	95
	<p>(備品台帳の整備について)</p> <p>▶ 備品台帳は、平成17年開所当時に備品台帳の写しをファイルしており、当該備品台帳は、現況を反映していない。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>システム変更後の備品台帳により管理すべきである。</p>	○	—	95
	<p>(現物確認について)</p> <p>▶ 現物確認を実施した結果、備品台帳に登載されていない物品があった。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>事実関係を調査し、現行の備品台帳の登載を確認すると共に、今後の利用を検討する必要がある。</p>	—	○	96
	<p>(所在不明物品について)</p> <p>▶ 備品台帳に登載されているが、現物確認ができず、現地担当者からは既</p>	○	—	96

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	に廃棄された可能性の高いとの回答であった。また、備品台帳には登載されており現物が処分されたかどうかは、未確認である。 ＜今後対応すべき点＞ 事実関係を確認し、適切に処理する必要がある。			
	(備品台帳と現物の不整合な物品について) ➤ 備品台帳と現物が不整合となっている物品が散見される。 ＜今後留意すべき点＞ 備品台帳の登載状況を確認し、廃棄処理を適時に行う必要がある。	－	○	96
	(備品の現物確認について) ➤ 指定管理者は、備品の所在を把握するとともに、使用不能な備品については、適切な申請により適時に廃棄等の処理を行う必要がある。 ＜今後留意すべき点＞ 所管部署においても、最低でも年 1 回は備品台帳により現物確認を実施する必要がある。	－	○	96
管理運営費/養護老人ホームいわき市千寿荘について				
	(千寿荘の今後について) ➤ 指定管理者制度へ移行した徳風園に比較して管理運営費用が高額となっており、また、老朽化及び二人部屋という施設環境の影響から入所者数も定員を下回っている状況である。 ＜今後留意すべき点＞ 全体的な養護老人ホームのあり方に関し議論した上で、千寿荘の処遇について検討することが望まれる。	－	○	98
	(備品台帳の整備について) ➤ 備品については、定期的な棚卸は実施していない。 ＜今後留意すべき点＞ 定期的に棚卸を実施する必要がある。	－	○	98
	(現物数について) ➤ 備品台帳は、各区分毎の件数あるいは金額を把握していないため、計算上の合計が把握できない。また、備品総登載数と暫定件数合計と相違している。 ＜今後留意すべき点＞ 各区分毎の件数を再確認し現物と備品台帳の整合性を図ることが必要である。	－	○	98
	(現物確認について) ➤ 備品番号のシールが貼付されていない物件が散見される。 ➤ 現物は確認できたが、備品台帳で特定できないものが散見される。 ＜今後留意すべき点＞ 備品台帳に登載漏れかどうかを再度確認し、現物と台帳の整合性を図る必要がある。	－	○	99

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>(廃棄予定物品について)</p> <p>▶ 未使用であり廃棄予定である物件について、備品台帳の登載状況は不明であった。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>備品台帳の有無について事実関係を調査するとともに、早急に廃棄対応すべきである。</p>	—	○	99
社会福祉施設整備資金に係る利子補給制度について				
	<p>(決算書の徴求について)</p> <p>▶ 社会福祉法人からの提出書類として予算見込書や決算見込書あるいは仮決算書が綴られており、「書類が出来次第、差し替え致します。」との記載に対して、決算書の徴求が未実施である申請先が散見された。要綱に記載する手続漏れである。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>最終的にはすべての申請先から決算書を徴求するべきと考える。</p>	○	—	100
小規模介護施設消防用設備等整備事業補助金について				
	<p>(書類の不備について)</p> <p>▶ 徴求している書類が不統一である。</p> <p>▶ 明らかに前年度決算書を徴求できる状況にあるにも係らず前年度以前の決算書を徴求したことを以って書類が具備されているとしており、補助金等交付規則に反している。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>必要書類については、統一することが必要である。また、徴求した決算書に基づいて経営状態を把握し、事業の継続に支障がないかを判断すべきである。</p>	○	—	101
軽費老人ホームについて				
	<p>▶ 軽費老人ホームに関する補助金については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。</p>	—	—	104
要介護老人介護手当支給事業について				
	<p>(起案書の記載不備について)</p> <p>▶ 起案書の決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反している。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。</p>	○	—	105
	<p>(新規対象者の認定手続について)</p> <p>▶ 新規対象者の認定手続は、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。</p>	—	—	105
	<p>(認定後の支給対象者の確認状況について)</p> <p>▶ 平成 26 年度に支給された手当について、調査票の記載内容に誤りがあり返納させる必要がある介護者がいることを把握していながら適時に</p>	○	—	105

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	返納を求めず、手当が支給されたままとなっていた事実が発覚した。 ＜今後対応すべき点＞ 再発防止のために資料の内容について、事実確認の徹底が必要である。 なお、当報告書日現在では既に過大支給された手当は受給者から返納済みである。			
	(ショートステイの利用者の介護手当について) ▶ 要介護老人について月の大半や半分程度をショートステイで介護を受けている申請者に対しても給付が行われているケースがあった。このようなケースにおける手当の給付は条例が想定しているものには当たらないものとする。 ＜今後留意すべき点＞ 給付の認定及び認定継続の判定においては、申請者の所得や資産の状況の勘案や、上記のような介護の実態をよりの確に反映することが事業の継続のためにも求められると考える。	－	○	106
	介護相談員派遣事業について			
	▶ 介護相談員派遣事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	－	－	107
	成年後見制度利用支援事業について			
	▶ 成年後見制度利用支援事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	－	－	107
	権利擁護支援事業について			
	▶ 権利擁護支援事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	－	－	108
その他				
	第1号介護保険料の徴収について			
	(督促状の送付に関する起案書の記載不備について) ▶ 起案書の決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、文書等管理規程に違反している。 ＜今後留意すべき点＞ すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。	○	－	108
	介護保険関係通知書作成業務に係る事務業務委託について			
	▶ 介護保険関係通知書作成業務に係る事務委託については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	－	－	109
	介護保険システム関係業務委託について			
	▶ 介護保険システム関係業務委託については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	－	－	110
	介護保険特別会計＜歳入＞における返納金について			
	(長期返納について) ▶ 返納期間が長期であり、返納期間中に返納額が増額されることから、確	－	－	111



No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	実に履行されるように管理する必要がある。			
	<p>(延滞中の対応について)</p> <p>▶ 延滞中となっているにも係らず、督促を行っていない。また、返済の遅滞があった際は、速やかに事情を聴くなどの対応を図り、返済させることとなっており、電話にて直近の状況確認をしているが、記録等は残されていない。更に履行延期の特約申請書における担保条項について、土地・建物については抵当権を設定することとなっているが、現時点では一部返済を履行しており、債権額の減少額が見られることを以って、経過観察しているとし、担保設定、返済が滞った場合の担保の処分も行っていない。</p> <p>&lt;今後対応すべき点&gt;</p> <p>地方自治法施行令第 171 条に基づく督促を行う必要がある。また、返還金の回収管理が長期間に及ぶことが想定されることから、返済計画書の再提出、担保設定の可否、担保処分の検討など返還金の回収管理を徹底する必要がある。</p>	○	—	111
介護保険電算システムについて				
	▶ 介護保険電算システムに係る委託事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	—	—	112
地域包括ケアシステム構築推進事業について				
	▶ 地域包括ケアシステム構築推進事業の補助金支給については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。	—	—	112
介護給付の適正化について				
	<p>▶ 厚生労働省のケアマネジメント等の適切化の目標の一つとして、住宅改修・福祉用具実態調査、すなわち住宅改修の事前訪問調査や事後確認等の推進を図ることが挙げられているが、現在人員不足により実施されていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>一般の高齢者等住宅リフォーム事業等と連携を取りながら実施することが望まれる。</p>	—	○	114
高齢者福祉施設等に関する指導監査について				
	<p>(事業者毎の情報管理について)</p> <p>▶ 現在は、指導監査の結果は年度別に管理され、介護サービス事業者ごとに管理はされていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>効率性の観点から全事業所までとは求めないが、基準を定めた上で事業者を絞り込みその事業者毎の情報管理を行う必要がある。</p>	—	○	119
	<p>(指導・監査結果通知受領後の特別監査及び監査に移行する期間について)</p> <p>▶ 事業者の状況を勘案せず、法人や事業者の自主性を尊重し 1 年程度は指導を続け改善を目指させることとしている。事業所によっては、2 年以</p>	—	○	120

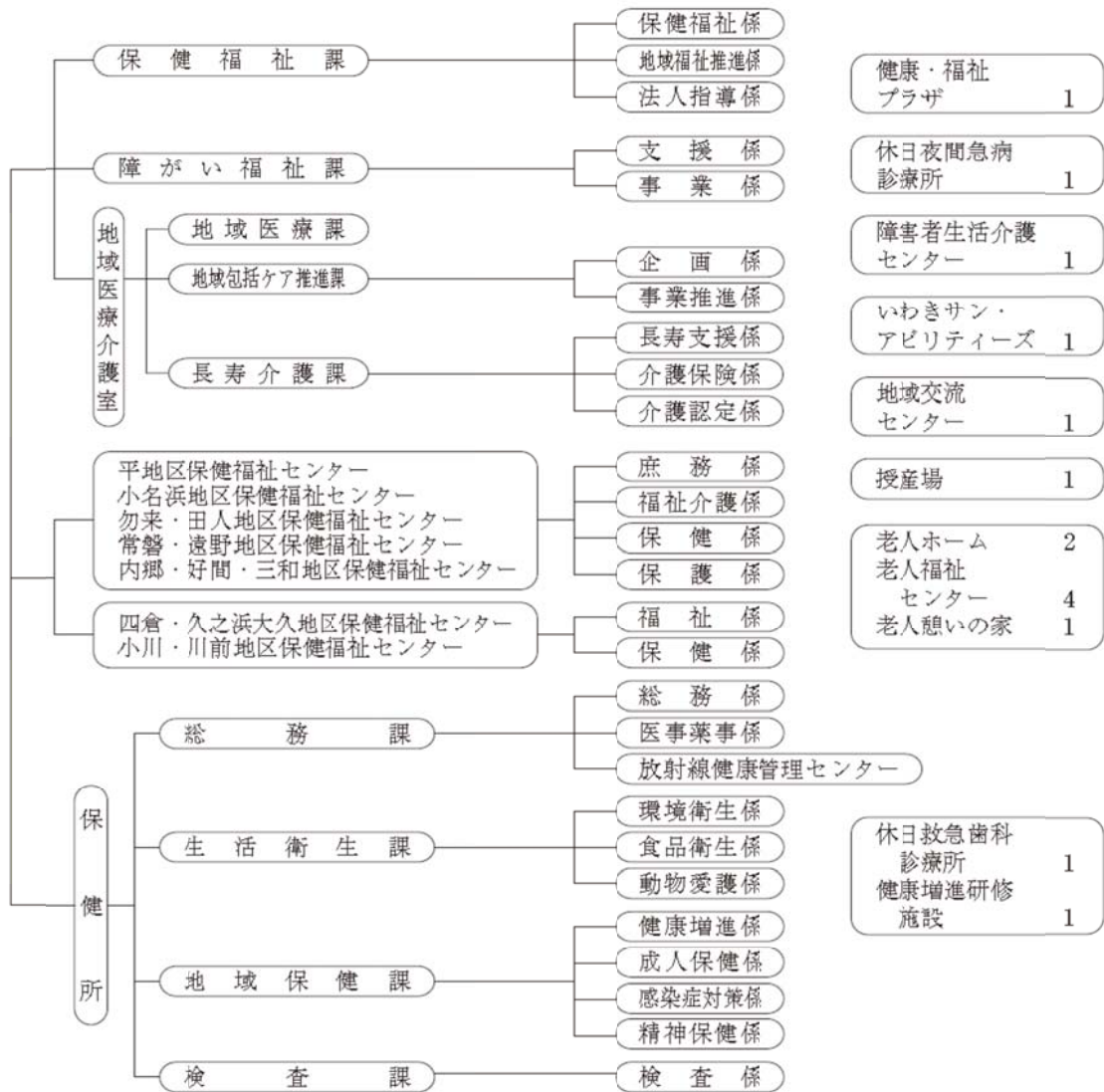
No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>上未解決となっている。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>事業者の状況によっては、利用者保護の観点から1年を待たず短期間で監査に入るべきものがあり、問題点が未解決となっている場合は、少なくとも1年以内に監査に入るべきである。なお、現在、実施計画の中で、特別監査や監査に移行する期間は明確にされていない。まずは実施計画で明確化し、時期が来たら必ず特別監査や監査に移行するようにし、必要な場合にはその時期を早める措置も講ずることが望まれる。</p>			
	<p>(指導監査実施人員の増員について)</p> <p>▶ 高齢者数及び介護サービス事業者数が増大していく中、少しでも実地指導数を増加させていくことは重要であり人員増加の必要性がある。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>相談やその進捗管理、特別監査や監査の案件解決等に専念できる体制にすることが望ましい。</p>	—	○	120
要介護認定について				
	<p>(要介護認定までの日数について)</p> <p>▶ 申請日からの認定日及び主治医意見書入手日までの日数は、更新を除いて短縮化傾向にあるものの、未だ法定日数を超過している状況である。各年度の遅延件数からみて、「特別な理由」がある場合のみとは言えないものと思われる。認定の効力は申請日に遡るとされるものの、利用者の介護サービス開始時期の遅れにつながるものと考えられる。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt;</p> <p>市及び保健福祉センターが、認定申請者とその家族、当初の相談窓口となる各地域包括支援センターや介護サービス事業者、主治医等と連携、認定事務業務のコントロールを行うこと、また現在の審査会数で捌き切れないのであれば、合議体の設置数を増加させる措置を講ずること等により、法定日数を遵守することが必要である。</p>	○	—	122
	区分計	18	32	

本文中に、【指摘事項】と【意見】を表記しているが、同質の内容については、1件として取り扱っているため、上記の件数とは整合していない。

## 第2章 高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する事務について

### 第1 保健福祉部の概要

#### 1 機構図（平成28年4月1日現在）



平成28年度より保健福祉部内に「地域医療介護室」を新設し、地域医療介護室に、「地域医療課」、「地域包括ケア推進課」、「長寿介護課」が新設されている。

現行	改正後
保健福祉部	保健福祉部
保健福祉課	保健福祉課
地域医療対策室	障がい福祉課
障がい福祉課	地域医療介護室
長寿介護課	地域医療課
企画庶務係	地域包括ケア推進課
介護予防係	企画係
介護支援係	事業推進係
介護保険係	長寿支援係
介護認定係	介護保険係
	介護認定係

### 2 事務分掌

区分	分掌事務
----	------

区分	分掌事務
保健福祉課	<p>(1) 保健福祉事業の総合調整に関すること。</p> <p>(2) 保健福祉の連携強化に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 生活保護に係る企画、調整及び統括に関すること。</p> <p>(4) 地域福祉推進に係る総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(5) 権利擁護支援の総合調整に関すること。</p> <p>(6) 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関すること。</p> <p>(7) 福祉マンパワーの確保対策、ボランティアの育成及び福祉教育の推進に関すること。</p> <p>(8) 社会福祉に係る各種行事に関すること。</p> <p>(9) 社会福祉審議会（障がい福祉課及びこどもみらい部こどもみらい課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(10) 戦没者、戦傷病者、戦没者遺族、引揚者及び中国残留邦人等の援護に関すること。</p> <p>(11) 災害救助に係る連絡及び調整に関すること。</p> <p>(12) 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>(13) 民生委員推薦会に関すること。</p> <p>(14) 社会を明るくする運動に関すること。</p> <p>(15) 日本赤十字事業に関すること。</p> <p>(16) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>(17) 災害時の救護資金及び見舞金に関すること。</p> <p>(18) 乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等及び子どもに係る医療費の助成に関すること。</p> <p>(19) 衛生委員会に関すること。</p> <p>(20) 社会福祉協議会その他の社会福祉関係団体に関すること。</p> <p>(21) 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団に関すること。</p> <p>(22) 社会福祉法人に関すること。</p> <p>(23) 社会福祉施設の指導監査に関すること。</p> <p>(24) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業者の指導監査に関すること。</p> <p>(25) 地区保健福祉センターに関すること。</p> <p>(26) 保健所に関すること。</p> <p>(27) 健康・福祉プラザに関すること。</p> <p>(28) 保護施設に関すること。</p>

区分	分掌事務
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者及び身体障害児の福祉並びに知的障害者及び知的障害児の福祉に係る企画、調整及び統括に関する事。</li> <li>(2) 精神障害者の福祉に係る企画及び調整に関する事。</li> <li>(3) 障害者計画及び障害福祉計画に関する事。</li> <li>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する給付、事業者の指定等に関する事。</li> <li>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の支給、障害児相談支援事業者の指定等に関する事。</li> <li>(6) 障害者及び障害児福祉関係手当及び福祉金等に関する事。</li> <li>(7) 障害支援区分判定審査会に関する事。</li> <li>(8) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関する事。</li> <li>(9) 障害者及び障害児福祉施設に関する事。</li> <li>(10) 障害者生活介護センターに関する事。</li> <li>(11) いわきサン・アビリティーズに関する事。</li> <li>(12) その他障害者及び障害児福祉に関する事。</li> </ul>
地域医療課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域医療対策に係る調査検討及び調整に関する事。</li> <li>(2) 医療及び介護の人材の確保対策に関する事。</li> <li>(3) 在宅医療・介護に係る連携の推進に関する事。</li> <li>(4) 救急医療補助金に関する事。</li> <li>(5) 休日夜間急病診療所に関する事。</li> </ul>
地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢社会対策の企画及び総合調整に関する事。</li> <li>(2) 高齢者保健福祉計画に関する事。</li> <li>(3) 地域包括ケア推進に係る企画及び総合調整に関する事。</li> <li>(4) 地域支援事業の企画及び調整に関する事。</li> <li>(5) 介護予防施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>(6) 認知症施策の推進に関する事。</li> <li>(7) 地域ケア会議に関する事。</li> <li>(8) 地域包括支援センターに関する事。</li> </ul>
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人福祉に係る企画、調整及び統括に関する事。</li> <li>(2) 介護保険事業に係る総合企画及び総合調整に関する事。</li> <li>(3) 介護保険事業計画に関する事。</li> <li>(4) 老人福祉関係手当、祝金等に関する事。</li> </ul>

区分	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 地域支援事業の実施に関する事。</li> <li>(6) 介護予防施策の実施に関する事。</li> <li>(7) 介護保険に係る介護給付等対象サービスに関する事。</li> <li>(8) 介護保険事業者の指定、指導等に関する事。</li> <li>(9) 介護保険に係る苦情の処理に関する事。</li> <li>(10) 介護保険運営協議会に関する事。</li> <li>(11) 介護保険給付に関する事。</li> <li>(12) 介護保険受給者の管理に関する事。</li> <li>(13) 介護保険被保険者の資格得喪の調整に関する事。</li> <li>(14) 介護保険第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事。</li> <li>(15) 要介護認定及び要支援認定の統括に関する事。</li> <li>(16) 要介護認定及び要支援認定の依頼及び通知に関する事。</li> <li>(17) 介護認定審査会に関する事（地区保健福祉センターの所管に係るものを除く。）。</li> <li>(18) 地域交流センター三和ふれあい館に関する事。</li> <li>(19) 老人福祉施設に関する事。</li> <li>(20) 有料老人ホームに関する事。</li> <li>(21) その他老人福祉及び介護保険の運営に関する事。</li> </ul>
地区保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域保健活動及び地域福祉の推進に関する事。</li> <li>(2) 保健医療福祉関係機関との連携に関する事。</li> <li>(3) 保健福祉総合相談に関する事。</li> <li>(4) 保健福祉ニーズの把握並びに保健福祉サービス情報の収集及び提供に関する事。</li> <li>(5) 児童、身体障害者、知的障害者、精神障害者、老人並びに母子及び父子の福祉に関する事。</li> <li>(6) 生活保護法に係る金品の支給に関する事。</li> <li>(7) 社会福祉関係手当、福祉金、祝金、貸付金等に関する事。</li> <li>(8) 乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等及び子どもに係る医療費の助成に関する事。</li> <li>(9) 戦没者、戦傷病者、戦没者遺族、引揚者及び中国残留邦人等の援護に関する事。</li> <li>(10) 民生委員及び児童委員に関する事。</li> <li>(11) 社会を明るくする運動に関する事。</li> <li>(12) 日本赤十字事業に関する事。</li> </ul>

区分	分掌事務
	<p>(13) 災害及び法外援助に関すること。</p> <p>(14) 社会福祉関係（介護保険に係るものを含む。）の審査請求の進達に関すること。</p> <p>(15) 婦人保護に関すること。</p> <p>(16) 家庭児童相談室に関すること。</p> <p>(17) 社会福祉協議会その他の社会福祉関係団体に関すること。</p> <p>(18) 教育・保育給付に係る支給認定（こども支援課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(19) 施設型給付費の支給（こども支援課の所管に係るものを除く。）及び地域型保育給付費の支給に関すること。</p> <p>(20) 市立保育所の管理運営に関すること。</p> <p>(21) 介護に係る相談に関すること。</p> <p>(22) 地域支援事業の実施に関すること。</p> <p>(23) 要介護認定及び要支援認定に係る申請の受付に関すること。</p> <p>(24) 介護保険資格者証の交付に関すること。</p> <p>(25) 要介護認定及び要支援認定（長寿介護課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(26) 介護認定審査会の運営に関すること（四倉・久之浜大久地区保健福祉センター及び小川・川前地区保健福祉センターを除く。）。</p> <p>(27) 介護保険法に規定する居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。</p> <p>(28) 介護保険給付に係る申請の受付に関すること。</p> <p>(29) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の申請の受付に関すること。</p> <p>(30) 介護保険負担限度額の認定の申請の受付に関すること。</p> <p>(31) 介護保険利用者負担額の減額及び免除の申請の受付に関すること。</p> <p>(32) 介護保険第1号被保険者保険料等の収納に関すること。</p> <p>(33) 地域ケア会議に関すること（地域包括ケア推進課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所給付費等の支給（次号において「自立支援給付等」という。）に関する総合相談に関すること。</p> <p>(35) 自立支援給付等に係る申請の受付及び決定等に関すること。</p> <p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定す</p>

区分	分掌事務
	<p>る障害福祉サービス等及び児童福祉法に規定する障害児通所支援等の利用のあつせん、調整等に関すること。</p> <p>(37) 健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による健康手帳の交付並びに健康教育、健康相談及び訪問指導の実施に関すること。</p> <p>(38) 生活保護法に定める援護に関すること。</p> <p>(39) 嘱託医に関すること。</p> <p>(40) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>(41) 指定医療機関等に関すること。</p> <p>(42) その他保健事業及び社会福祉事業に関すること。</p> <p>内郷・好間・三和地区保健福祉センターにおいては、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援相談支援事業に関すること。</p> <p>(2) 戸籍の証明に係る受付及び交付に関すること。</p> <p>(3) 住民基本台帳の証明に係る受付及び交付に関すること。</p> <p>(4) 印鑑登録の証明に係る受付及び交付に関すること。</p> <p>(5) 税の証明に係る受付及び交付に関すること。</p>
保健所総務課	<p>(1) 公衆衛生及び地域保健に係る総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 健康づくり推進事業の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(3) 健康危機管理に関すること。</p> <p>(4) 保健衛生統計に関すること。</p> <p>(5) 保健委員に関すること。</p> <p>(6) 医事薬事に関すること。</p> <p>(7) 医療安全相談に関すること。</p> <p>(8) 健康まつりに関すること。</p> <p>(9) 保健医療審議会に関すること。</p> <p>(10) 献血の推進に関すること。</p> <p>(11) 所内の予算経理及び庶務に関すること。</p> <p>(12) 健康増進研修施設に関すること。</p> <p>(13) 休日救急歯科診療所に関すること。</p> <p>(14) 放射線に係る健康管理に関すること。</p> <p>(15) 放射線内部被ばくの検査に関すること。</p>
保健所生活衛生課	<p>(1) 環境衛生に関すること。</p> <p>(2) 食品衛生に関すること。</p> <p>(3) 狂犬病予防に関すること。</p>



区分	分掌事務
	(4) 動物の愛護及び管理に関すること。
保健所地域保健課	(1) 地域保健活動の企画及び調整に関すること。 (2) 地域保健活動に関連する医療団体に関すること。 (3) 生活習慣病の予防に関すること。 (4) 健康増進及び栄養改善に関すること。 (5) 予防接種に関すること。 (6) 健康推進員に関すること。 (7) 精神保健に関すること。 (8) 結核の予防及び結核患者に対する医療に関すること。 (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。 (10) 難病患者に関すること。 (11) 成人健康診査（特定健康診査及び特定保健指導を除く。）等に関する こと。 (12) 歯科保健に関すること。
保健所検査課	(1) 細菌検査に関すること。 (2) 理化学検査に関すること。 (3) 試薬等の管理に関すること。 (4) 放射線核種の検査に関すること。

### 3 高齢者の状況

以下の記述・表は、「第7次いわき市高齢者保健福祉計画」に基づいて記載しているが、一部は平成27年度の状況も追加して記載した。

#### (1) いわき市の人口推移

いわき市の住民基本台帳による近年の傾向は、人口の減少、世帯数の増加とも続いており、世帯当たり人員数も減少している。平成22年から平成23年には、東日本大震災の影響により、人口は大きく減少し、世帯数も減少に転じている。平成26年10月1日現在の人口は332,271人、世帯数141,614世帯、世帯当たりの人員は2.3人である。また、平成27年10月1日現在の人口は330,260人、世帯数142,891世帯、世帯当たりの人員2.3人となっており、引き続き人口減少、世帯数の増加となっている。

(各年 10 月 1 日現在※平成 21 年のみ 10 月 3 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	350,779 人	348,421 人	340,666 人	336,613 人	334,062 人	332,271 人
人口増加率	△0.8%	△0.7%	△2.2%	△1.2%	△0.8%	△0.5%
世帯数	140,138 世帯	140,930 世帯	139,756 世帯	139,930 世帯	140,526 世帯	141,614 世帯
世帯数増加率	0.6%	0.6%	△0.8%	0.1%	0.4%	0.8%
世帯あたり人員	2.5 人	2.5 人	2.4 人	2.4 人	2.4 人	2.3 人

出所) いわき市 住民基本台帳

	平成 27 年	前年度比
総人口	330,260 人	△ 2,011 人
人口増加率	△0.6%	△0.1%
世帯数	142,891 世帯	1,277 世帯
世帯数増加率	0.9%	0.1%
世帯あたり人員	2.3 人	0.0 人

参考として、平成 27 年度の数値を記載した。

## (2) いわき市の高齢化の動向

前期高齢者数は、平成 22 年度に一度減少したが、平成 24 年度から再び一転して増加となり、平成 26 年には、平成 21 年に比して、2,169 人増加となっている。一方後期高齢者は一貫して年々増加となっている。この傾向は、平成 27 年度においても同様である。なお、高齢化率の比較では平成 26 年 1 月 1 日の高齢化率は全国比 1.5 ポイント高く 26.5%、福島県全体とはほぼ同じ水準にある。平成 27 年 1 月 1 日における高齢化率も同様の状況である。

(各年 10 月 1 日現在※平成 23 年のみ 10 月 3 日現在)

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口		350,779 人	348,421 人	340,666 人	336,613 人	334,062 人	332,271 人
65 歳以上	人口	84,911 人	85,237 人	84,063 人	85,705 人	88,053 人	90,405 人
	対総人口比	24.2%	24.5%	24.7%	25.5%	26.4%	27.2%
前期高齢者 (65~74 歳)	人口	42,608 人	41,919 人	40,242 人	41,127 人	42,809 人	44,777 人
	対総人口比	12.1%	12.0%	11.8%	12.2%	12.8%	13.5%
後期高齢者 (75 歳以上)	人口	42,303 人	43,318 人	43,821 人	44,578 人	45,244 人	45,628 人
	対総人口比	12.1%	12.4%	12.9%	13.2%	13.5%	13.7%

出所) いわき市 住民基本台帳

		平成27年	前年度比
総人口		330,260人	△ 2,011人
65歳以上	人口	92,438	2,033人
	対総人口比	28.0%	0.8%
前期高齢者 (65～74歳)	人口	46,111	1,334人
	対総人口比	14.0%	0.5%
後期高齢者 (75歳以上)	人口	46,327	699人
	対総人口比	14.0%	0.3%

平成26年1月1日現在	いわき市	福島県	全国
総人口	333,875人	1,966,594人	126,435千人
高齢者数(65歳以上人口)	88,583人	521,351人	31,583千人
高齢化率	26.5%	26.5%	25.0%

出所) 総務省「住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(日本人のみ)

平成27年1月1日現在	いわき市	福島県	全国
総人口	332,068人	1,955,339人	126,164千人
高齢者数(65歳以上人口)	91,005人	535,731人	32,681千人
高齢化率	27.4%	27.4%	25.9%

出所) 総務省「住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(日本人のみ)

平成 26 年 10 月 1 日現在、いわき市における高齢者のいる世帯数は 65,063 世帯であり総世帯数の 45.9%、うち高齢単身世帯数 22,484 世帯、高齢者のみの世帯数 15,535 世帯となっている。

【高齢者のいる世帯の状況】（各年 10 月 1 日現在）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総世帯数	140,930 世帯	139,756 世帯	139,930 世帯	140,526 世帯	141,614 世帯
高齢者のいる世帯数	61,336 世帯	60,861 世帯	62,069 世帯	63,610 世帯	65,063 世帯
高齢単身世帯数	18,934 世帯	19,474 世帯	20,411 世帯	21,441 世帯	22,484 世帯
高齢者のみの世帯 (単身世帯を除く)	13,941 世帯	13,828 世帯	14,304 世帯	14,861 世帯	15,535 世帯
総世帯(率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のいる世帯数	43.5%	43.5%	44.4%	45.3%	45.9%
高齢単身世帯数	13.4%	13.9%	14.6%	15.3%	15.9%
高齢者のみの世帯 (単身世帯を除く)	9.9%	9.9%	10.2%	10.6%	11.0%

出所) いわき市 住民基本台帳

平成 22 年の国勢調査報告に基づくいわき市の高齢者のいる世帯状況は、持ち家世帯 86.3%、民営の借家世帯 7.8%、公営・公団・公社の借家世帯 4.9%となっており、全国と比較して、持ち家の割合が高く、借家の割合が低くなっている。

【高齢者のいる世帯の住宅の状況】（平成 22 年 10 月 1 日現在）

	本市		全国	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者のいる一般世帯	56,563 世帯	100.0%	19,338 千世帯	100.0%
住宅に住む一般世帯	56,415 世帯	99.7%	19,289 千世帯	99.8%
持ち家	48,795 世帯	86.3%	15,917 千世帯	82.3%
公営・公団・公社の借家	2,795 世帯	4.9%	1,252 千世帯	6.5%
民営の借家	4,387 世帯	7.8%	1,939 千世帯	10.0%
給与住宅	126 世帯	0.2%	55 千世帯	0.3%
間借	312 世帯	0.6%	126 千世帯	0.7%
住宅以外に住む一般世帯	148 世帯	0.3%	48 千世帯	0.2%

出所) 総務省「国勢調査報告」

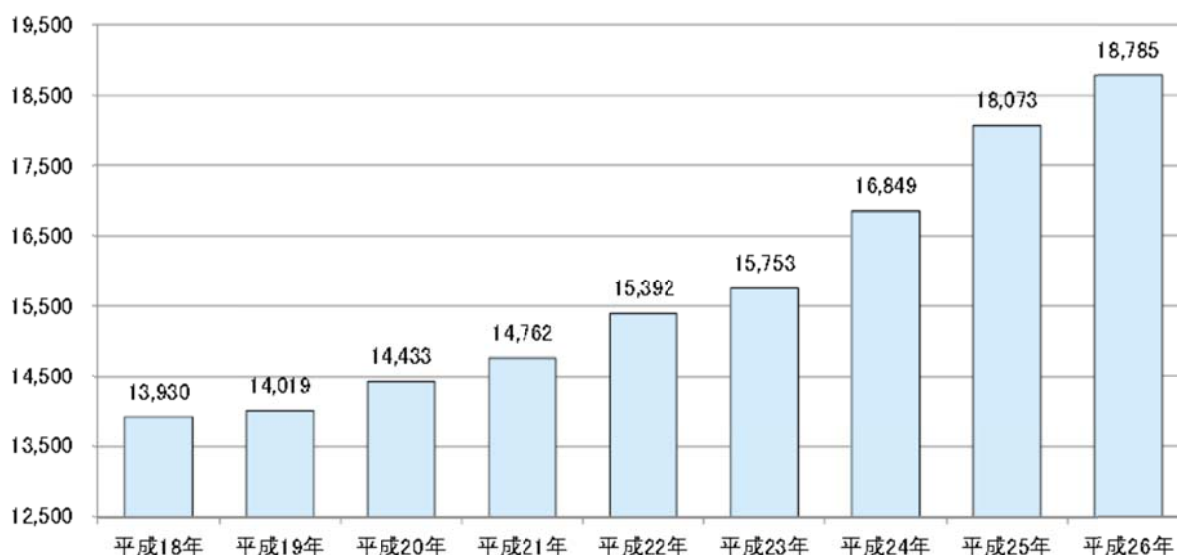
平成 27 年の国勢調査報告に基づくいわき市の高齢者のいる世帯状況は、持ち家世帯 81.2%、民営の借家世帯 9.9%、公営・都市再生機構・公社の借家世帯 7.7%となっており、全国と比較して、持ち家・民営の借家の割合はほぼ均衡、公的借家の割合が高くなっている。東日本大震災により、持ち家世帯比率が 5.1%下落したと推定される。

高齢者のいる世帯の住宅の状況(平成27年10月1日現在)

		いわき市		全国	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者のいる一般世帯		64,360世帯	100.0%	21,713千世帯	100.0%
住宅に住む一般世帯	住宅に住む一般世帯	64,054世帯	99.5%	21,627千世帯	99.6%
	持ち家	52,232世帯	81.2%	17,717千世帯	81.6%
	公営・都市再生機構・公社の借家	4,968世帯	7.7%	1,418千世帯	6.5%
	民営の借家	6,399世帯	9.9%	2,321千世帯	10.7%
	給与住宅	186世帯	0.3%	52千世帯	0.2%
	間借	269世帯	0.4%	117千世帯	0.5%
住宅以外に住む一般世帯		306世帯	0.5%	85千世帯	0.4%

出典(総務省統計局「平成27年国勢調査結果」)

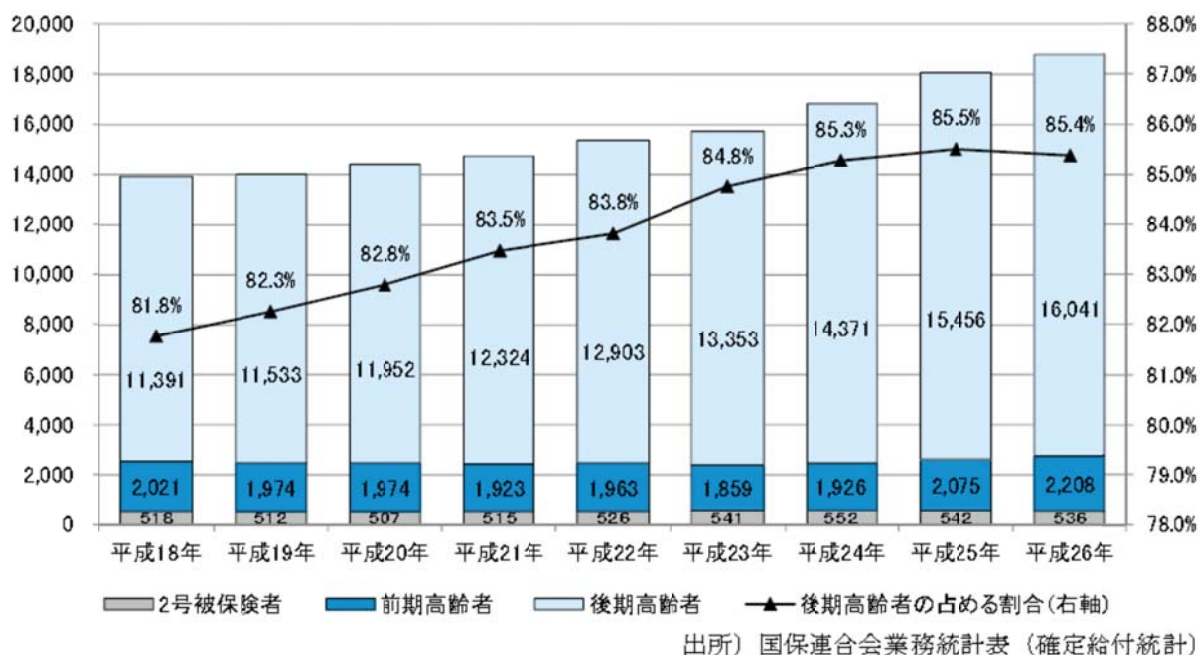
要介護(要支援)認定者数の推移(各年10月現在、単位:人)



要介護(要支援)認定者数は、毎年増加傾向となっている。

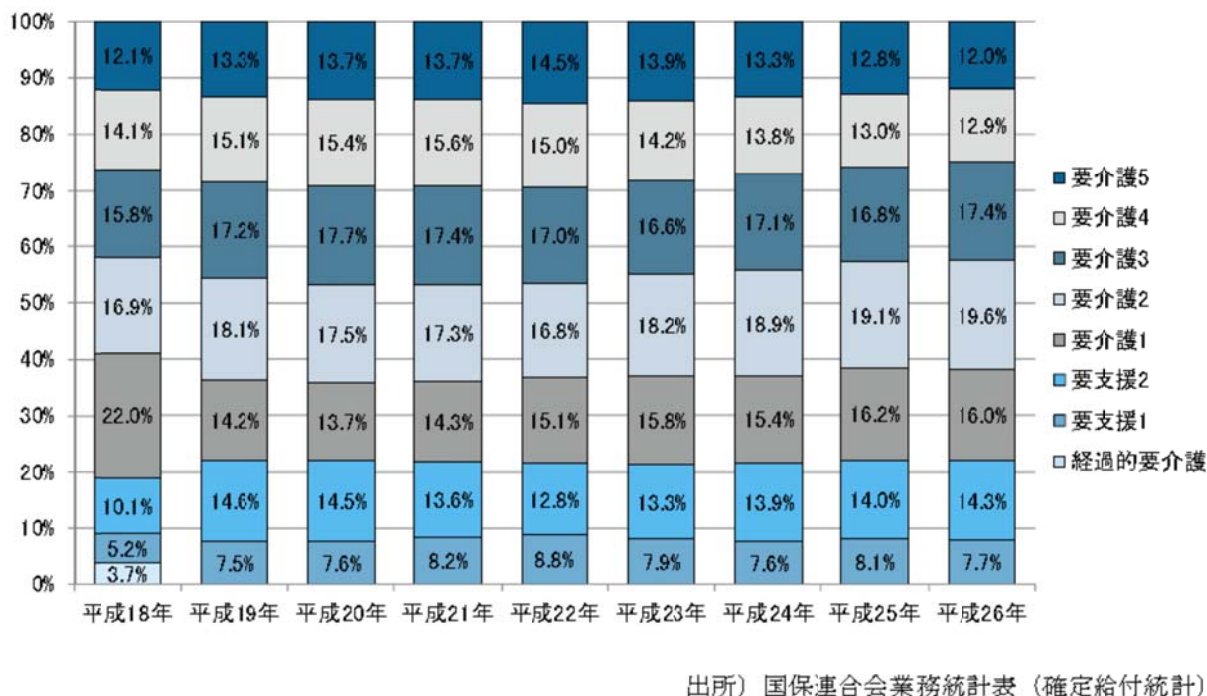
年齢別要介護（要支援）認定者数推移（各年10月現在、単位：人）

年齢別要介護（要支援）認定者数は、75歳以上の後期高齢者について平成26年若干下落したものの増加傾向を呈している。



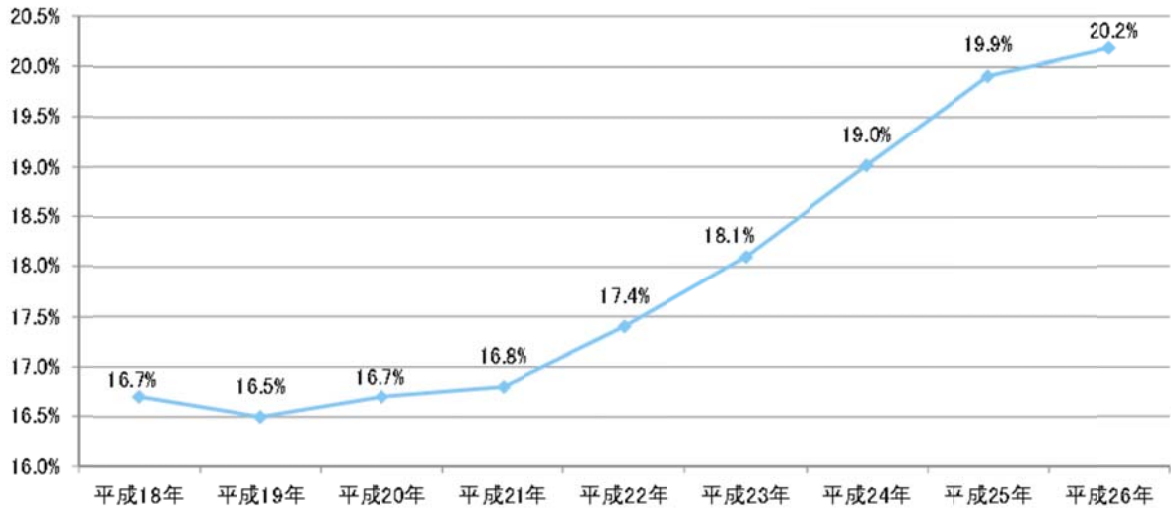
要介護度別の構成比（各年10月現在）

要介護度別の構成比では、要介護2と要介護3の割合が上昇傾向にあり、特に要介護2の上昇が顕著である。



要介護（要支援）認定者の認定率（各年10月現在）

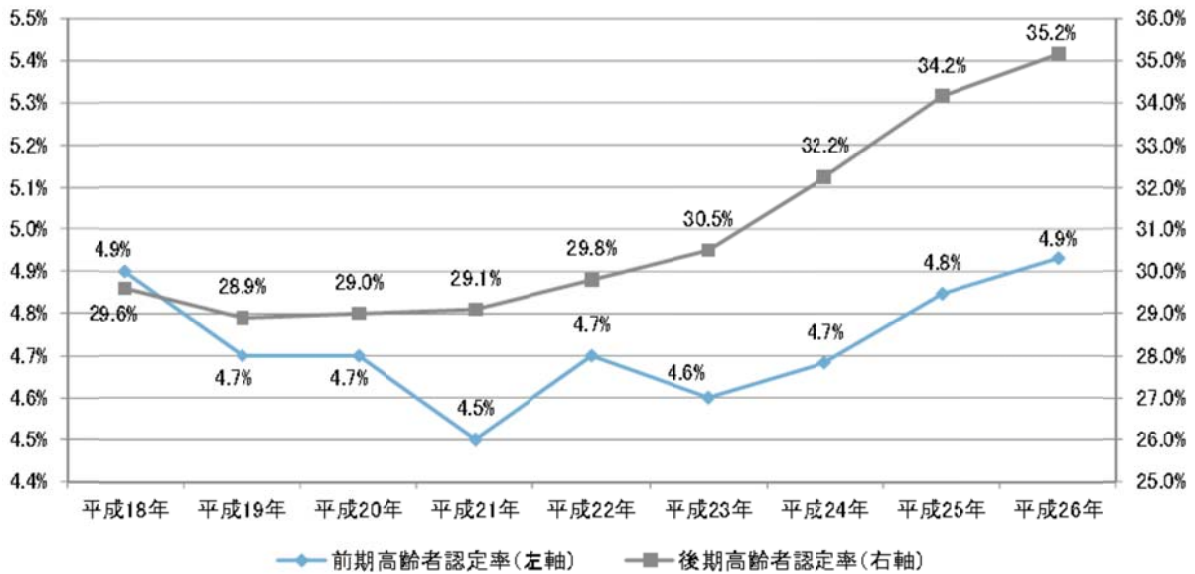
第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の割合である認定率は、平成21年までは16%程度であったが平成22年以降上昇傾向であり、平成26年には20%を超えている。



出所) 国保連合会業務統計表(確定給付統計)、いわき市住民基本台帳

前期高齢者・後期高齢者別、要介護(要支援)認定者の認定率(各年10月現在)

第1号被保険者に占める要介護(要支援)認定者の認定率を前期高齢者と後期高齢者別に比較すると以下の通りである。前期高齢者認定率が平成21年に下落したものの、後期高齢者同様、一貫して増加傾向となっている。特に後期高齢者についての認定率が平成22年以降、急激に増加している。



出所) 国保連合会業務統計表(確定給付統計)、いわき市住民基本台帳

#### 4 いわき市における高齢者保健福祉施策

##### (1) 高齢者保健福祉施策における国の方向性と制度改正

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(「医療介護総合確保推進法」)が、平成26年6月18日に成立、同25日に公布された。

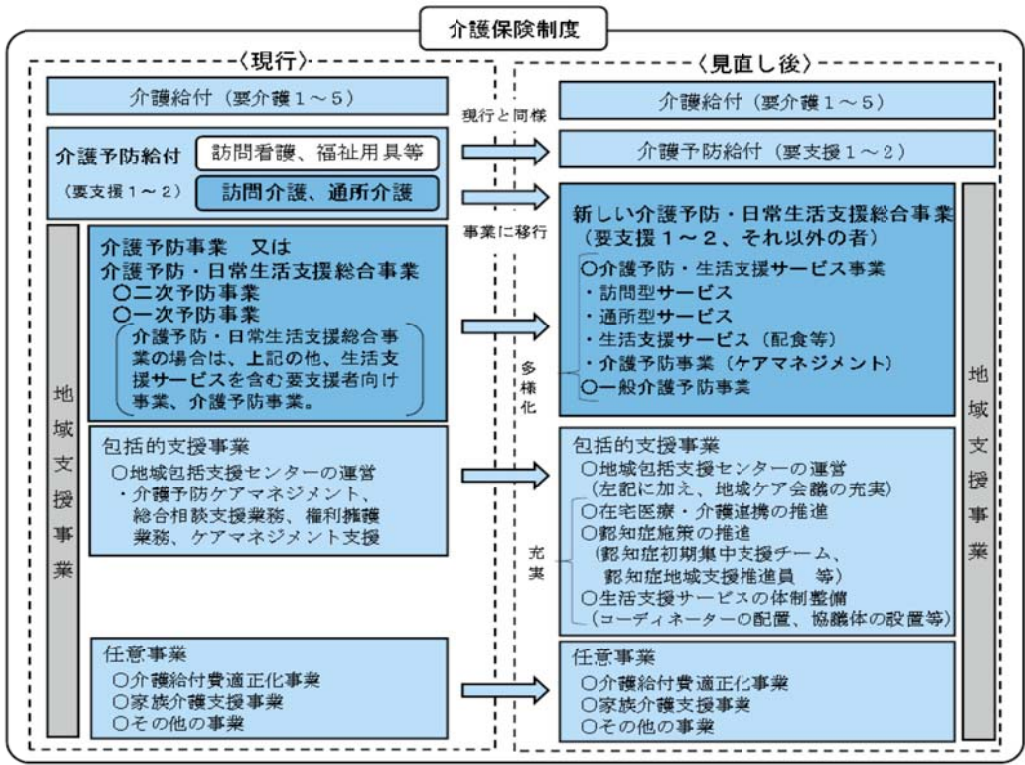
この法律は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」が一部改正されたもので、その改正の趣旨は、高齢化の進行に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれるなか、急性期の医療から在宅医療、そして介護までの一連

のサービスを地域において総合的に確保する必要があることから、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、「地域包括ケアシステム」を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進しようとするもの、とされている。

また、団塊の世代が75歳に到達する平成37年（2025年）までに市町村が主体となって構築すべきものとして「地域包括ケアシステム」が位置づけられている。法の定義では、「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、とされている。そして、「この地域包括ケアシステム」の構築に向け一層の地域支援の充実（特に、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備）が要請されている。

なお、今回の制度改正における大きな変化として、現在は介護予防給付の対象となっている介護予防訪問介護・介護予防通所介護が、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することが挙げられている。新事業への移行については、「サービスの充実」と「費用の効率化」を同時に実現することが意識されている。地域の実情を踏まえ、個々の利用者に対してより適切なサービスを提供できるようにするため、既存の事業者による専門的なサービスに加え、NPO 法人、民間事業者、住民ボランティア等による多様なサービスが提供できる体制の整備が求められている。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



出所：厚生労働省 全国介護保険担当課長会議（平成26年11月8日）資料「新しい総合事業等について」



## (2) いわき市高齢者保健福祉計画

以下、原則として、「第7次いわき市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）」に基づいて記載している。

### ① 計画策定の背景

上述の国の高齢者保健福祉施策の方向性と制度改正を受け、また、いわき市としても、「3 高齢者の状況」で概観したように高齢者及び要介護（要支援）認定者数が現状でも増加し、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年にはさらに増加することが予想される中、それを見据えた中長期的な視野に立った施策として、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」構築のための取組みを本格化していく計画として平成27年度～平成29年度を推進期間とする第7次いわき市高齢者保健福祉計画（以下、「第7次保健福祉計画」という。）を平成26年度に策定している。

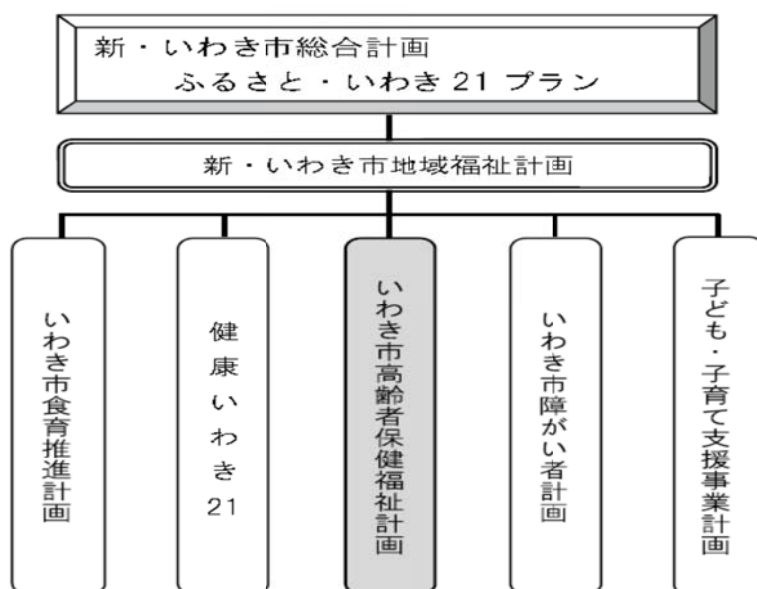
第7次保健福祉計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、市が策定する3ヵ年計画であり、市の高齢者保健福祉施策の基本方針や施策体系を定めるほか、介護保険第1号被保険者保険料の算定根拠となる介護保険サービス給付費の見込みや、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた行政計画となっている。

### ② 法令等の根拠

第7次保健福祉計画は、「老人福祉法」第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定するものである。

### ③ 他の計画との関連性

第7次保健福祉計画は、上位計画である「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）」をはじめ、新・いわき市地域福祉計画や関連計画と調和がとれたものとしている。他の計画との関連で保健福祉計画の位置付けは下記の通りとなっている。

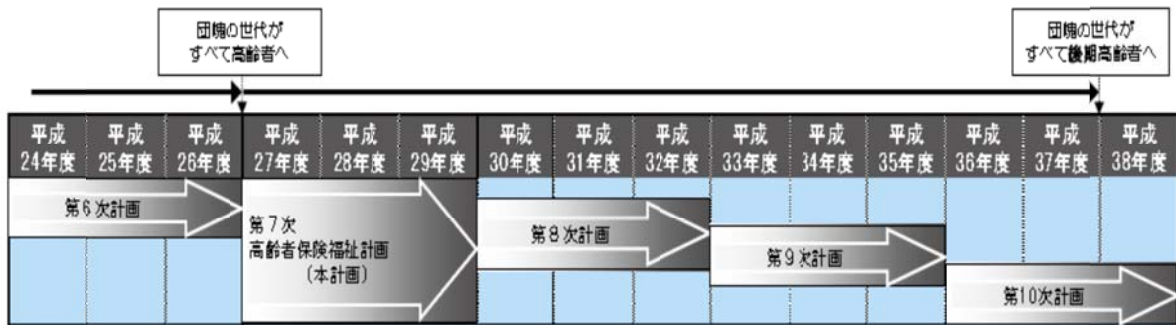


### ④ 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項により、3年を1期とすることが求められていることから、第7次保健福祉計画は、平成27年度～平成29年度の3年間の計画として定められている。

○平成37年度を見据えた目標設定

⇒「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年を見据えた中長期的視野を持った施策の展開



⑤ 基本理念

「すべての高齢者は、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の理念を踏まえ、いわき市に暮らすすべての高齢者が安心して自分らしく暮らすことができることを目指している。

⑥ ビジョン

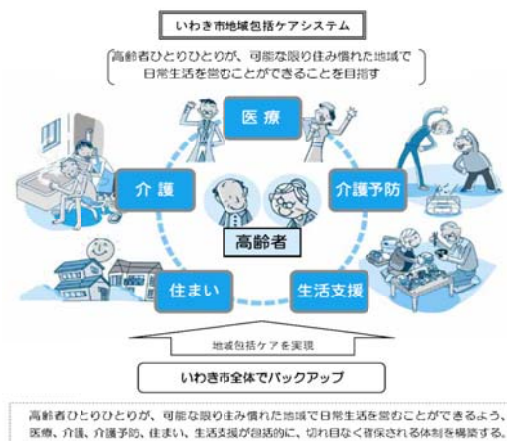
「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年を見据え、第7次保健福祉計画は、「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの構築」を「平成37年に向けたビジョン」として位置付けている。

ア. 健康寿命の延伸



日常生活に支援が必要となった高齢者を支えるサービスの充実と併せ、高齢期においても自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な機能の維持及び向上を図ることにより「健康寿命の延伸」を目指すこととしている。具体的には、社会参画機会の拡充、介護予防施策の更なる推進（平成30年を目途に高齢者人口の2割の参加）、生涯にわたる健康づくりを目的とする「健康いわき21」に位置付けた施策の推進等、今後10年間で健康寿命の延伸に効果的な施策の展開を行う。

イ. いわき市地域包括ケアシステムの構築



いわき市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に確保する観点から、行政、医療・介護関係者等との連携を図り、市民参加型の取組として積極的な推進に必要性を見出している。そのための施策として平成37年までに、地域の実情に応じた「いわき市地域包括ケアシステム」の構築を進め、高齢者がいつまでも元気で長生きできる社会の実現を目指している。

⑦ 基本目標と取組みの視点

市は「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの構築」という平成37年に向けたビジョン実現に向け、元気な高齢者、心身の健康に不安のある高齢者、日常生活に支援の必要な高齢者という高齢者の視点に立って基本目標を設定している。

基本目標 1（主に健康寿命の延伸のために）

「元気な高齢者が、いつまでも元気で生きがいを持ち、その能力を活かして社会に貢献できるまち」…高齢者の知恵、知識、経験を活かした社会参画

基本目標 2

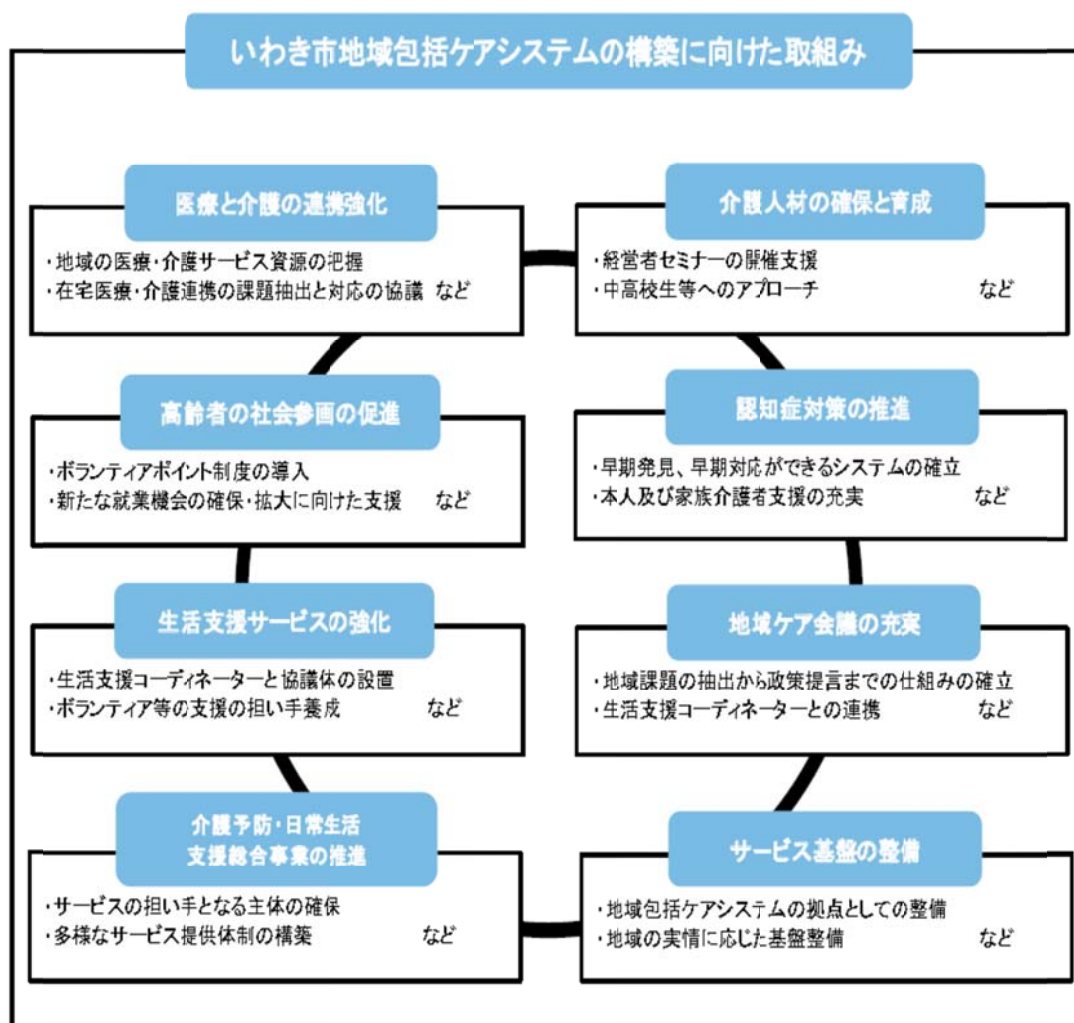
「心身の健康に不安のある高齢者が、元気や活力を取り戻すことができる介護予防のまち」…見守り活動、心のケア活動の継続、参加しやすい介護予防事業、サロン等の拡充

基本目標 3

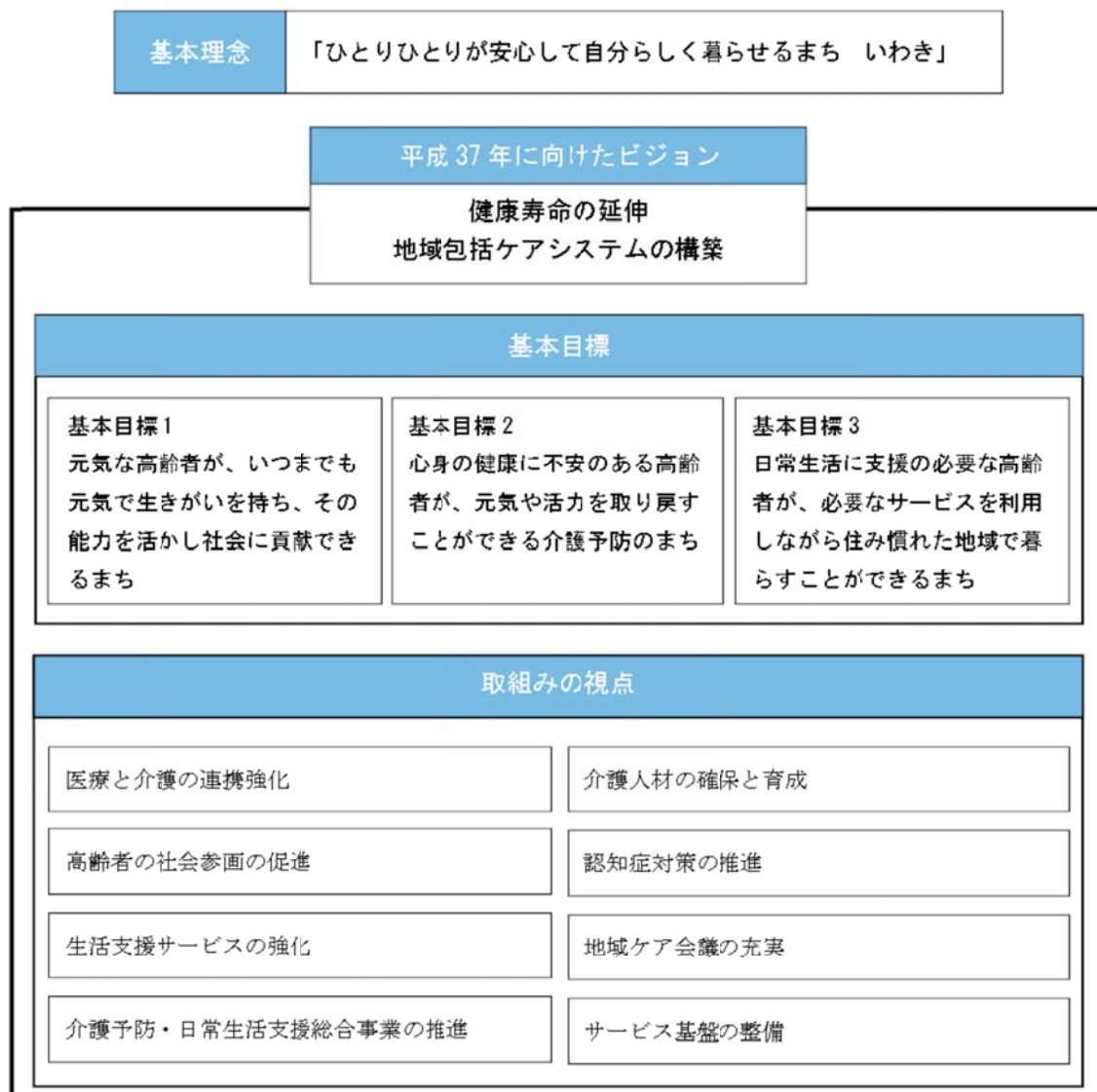
「日常生活に支援の必要な高齢者が、必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で暮らすことができるまち」

また、今般の国の高齢者保健福祉施策及び制度改正を斟酌し、3つの基本目標を支える以下の「いわき市地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み」の視点を設定している。

さらに、基本目標毎、具体的施策を「いわき市地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み」の視点とマッピングさせながら展開する構成となっている。具体的諸施策に関しては、監査結果及び意見内の各基本目標の冒頭に記載している。



また、基本理念を基に平成 37 年に向けたビジョンの全体像は、以下の通りである。



⑧ 地域包括支援センター事業と健康応援高齢者（二次予防事業対象者）把握事業について  
（事業導入の経緯と今般の状況）

平成 17 年介護保険法の改正により、予防重視型システムへの転換が図られ、介護予防のケアマネジメントは地域包括支援センターが実施することとなり、介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業が実施されることとなった。

上述したように、国の高齢者保健福祉施策の方向性と制度改正により、「地域包括ケアシステムの構築」の推進が要請され、地域ケア会議の一層の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進等といった項目が加わり、その中核的機関としての地域包括支援センターの役割がより重要性を増している。

（委託先決定経緯とネットワークいわきの設立について）

地域包括支援センターの設置が要請される以前の平成 17 年度までは、地区保健福祉センター（7 か所）と地域型在宅介護支援センター（委託先の 25 か所）が連携しながら、市内の高齢者

の保健福祉ニーズに対応してきた。したがって、平成 18 年度以降の地域包括支援センターの運営主体の在り方については、市もしくは在宅介護支援センター受託法人が想定できた。

しかし、地域包括支援センターの業務等を考えた場合、高度の専門性が求められ長期的視点に立った人材育成・専門性の蓄積が必要なこと、介護保険サービスを実施しない公正・中立性が確保できる組織であること、サービスを低下させず、市民に混乱をきたさない組織であること等、総合的に勘案して非営利法人を設立し、そこに包括支援業務を全面的に委託し実施に当たらせることが、最も効果的であり、市民サービス向上につながると市は判断した。市の正規職員も含めた設立準備会が組織され平成 19 年に特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき（以下、「ネットワークいわき」という。）が設立された。

当初は市の正規職員を派遣し要所に分散しながら、法人職員の自覚を促しつつ、早期に法人職員が運営主体となるよう措置も講じられた。

上記の理念のもと平成 19 年度から現在まで、ネットワークいわきに業務を委託してきた。

#### (委託契約について)

委託契約に当たっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）が適用され随意契約となっている。

具体的には、「起工兼見積執行伺」において、「委託先は、公正・中立性が確保される先であり、設立経緯から様々な市内関係者が参画しており地域の信頼が得られやすく、人員の確保・安定した職員配置が可能であり、地域福祉全体の推進を目的とした地域ケアシステムの確立に欠かせない」等の理由があげられている。

また、委託金額の決定に当たっては、平成 19 年度に作成した「委託料の積算基準」に基づき、職員人件費は職員配置人数（定数）に職員人件費単価（市条例別表）を乗じて、物件費は算定された職員人件費の 12%程度を乗じて各々計算されている。

#### (委託事業の内容等)

委託事業の内容は、地域包括支援センター運営事業と二次予防対象者把握事業であり、事業内容は密接に関連している。

##### ・地域包括支援センター運営事業

###### i 総合相談支援業務

高齢者等に対する必要な支援等を幅広く把握し、地域における関係諸機関又は制度の適切な利用につなげる等するため、高齢者等に対し相談支援を行い、また必要となるネットワークの構築を行う業務。

###### ii 権利擁護業務

高齢者等虐待や成年後見への対応を行う業務。

###### iii 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者等が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域における関係諸機関で専門的知識を有するものによる連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う業務。

###### iv 地域ネットワークづくり（共通の基盤整備）に関する業務

地域包括支援センターごとに高齢者等に関する情報交換や支援方法等について報告・検討等を行う地域ケア会議を開催するなど、地域との連携強化を行う業務。

###### v 高齢者虐待の事実を確認した場合の通報業務

###### vi 認知症の方やその家族を支援する業務

- ・二次予防対象者把握事業(介護予防ケアマネジメントも含む)

事業仕様書では、市が、実施する生活機能評価基本チェックリスト（以下、「基本チェックリスト」という。）により、高齢者の自立状態をスクリーニングし、「介護が必要になる可能性があるか」を判定、その結果、可能性が高いと判定された高齢者が「二次予防事業対象者」となり、対象者を各地区の地域包括支援センターの職員が訪問し実態把握の上、簡便的な介護予防プログラムを作成、その上で二次予防教室等（運動器の機能向上栄養改善、口腔機能の向上等）への参加を誘導し、その結果を市に報告する業務。

(ネットワークいわきと各地域包括支援センターの活動について)

ネットワークいわきの概要は以下の通りである。

設立	2007（平成19年）年2月21日
住所(主たる事務所)	いわき市平字菱川町1番地の3 いわき市社会福祉センター内
役員構成	理事、副理事、その他7名以内、監事3名以内
人員	事務局3名、各事業所62名（定員65名）、その他見守り推進員14名 【平成28年3月31日現在】
事業所	各地域包括支援センターの名称で、7事業所にて活動 平地域包括支援センター（いわき市役所本庁内） 小川・川前地域包括支援センター（小川支所） 小名浜地域包括支援センター、勿来・田人地域包括支援センター、常磐・遠野地域包括支援センター、内郷・好間・三和地域包括支援センター、四倉・久之浜大久地域包括支援センター（各地区保健福祉センター内）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> <li>・二次予防事業対象者把握事業</li> <li>・その他市から委託を受けている事業(仮設等住宅入居高齢者見守り事業)</li> </ul> ネットワークいわきの独自事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護予防支援事業（要支援者に対するケアプラン作成事業）</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の専門性向上のため、月1回の管理者会議や随時行われる各職種別会議及び研修の実施</li> <li>・広報誌「結い」の定期的発行等による地域関係者や住民等への啓発・広報活動</li> </ul>
定員数	高齢者人口に対する見合い分として算定されている。 $\text{職員配置人数} = \text{第1号被保険者数} \div 1,500$ 「国の配置基準が第1号被保険者3,000人～6,000人に1箇所配置」になっている為、この中間である4,500人に1箇所配置するとして、3職種(下記のi、ii、iii)を1名ずつ配置することから、4,500を3で除し1,500とした。なお、上記の各地域包括支援センターの定員数は以下のように、i 保健師その他これに準ずる者1人、ii 社会福祉士その他これに準ずる者1人、iii 主任介護支援専門員その他これに準じるもの1人

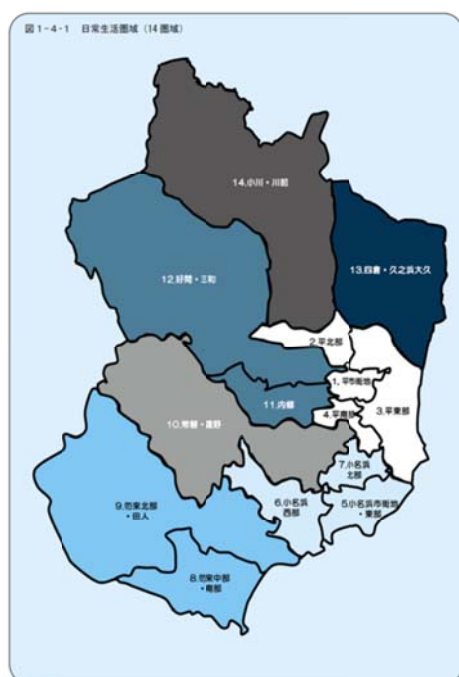
また、各地区地域包括支援センターの人員構成は、平成28年3月現在以下のようになっている。

(単位：人)

	地域包括支援センター名称	高齢者人口①	配置職員数 ( )内は定数	エリア面積 ② (k㎡)	人口密度 ①/②
1	平	24,325	14 (15)	109.88	221.4
2	小名浜	19,931	13 (13)	87.34	228.2
3	勿来・田人	15,453	10 (10)	262.81	58.8
4	常磐・遠野	12,245	8 (9)	152.76	80.2
5	内郷・好間・三和	12,339	8 (9)	273.21	45.2
6	四倉・久ノ浜大久	6,437	5 (5)	116.10	55.4
7	小川・川前	2,836	4 (4)	228.93	12.4
	合計	93,566	62 (65)	1,231.03	76.0

(出典 保健福祉部作成資料)

地域密着型サービスの基盤整備目標を策定する際に、いわき市の設定した日常生活圏が各地域包括支援センターの活動領域にも対応していることから、更に詳細な各地区毎の担当者を定めて活動を行っている。



なお、監査の結果及び意見については、後述する。

## 5 介護保険制度の概要

高齢となり地域包括ケアシステムの中で介護支援を要する段階に至れば、自ら納めている介護保険料を利用して介護保険サービスを受ける必要も出てくる。また、地域支援事業は介護保険（特別会計）を財源とする。

### (1) 介護保険制度の概要

#### ①介護保険制度創設の背景とその後の改正

高齢者の介護の問題については、昭和38年に老人福祉法が施行されて以降、ホームヘルプなどの在宅福祉サービスの促進や特別養護老人ホーム等の施設サービスなどの基盤整備など、各自治体においても時代における多様なニーズに対応しながら、様々な取組が実施されてきた。

こうした中、高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護が必要な高齢者の増加や、核家族化による一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、介護する側の家族の高齢化・長期介護化等の問題等により、個々の施策では限界に達し、高齢者介護を社会全体で支える新しい仕組みが求められる状況となってきた。

このような状況下、平成12年に、高齢者の利用者本位と自立支援を基本理念とし、従来の保健・医療・福祉の個別施策を一体的に提供できる総合的なサービス体系を整えるとともに、利用者が自ら主体的に事業者を選択し、直接契約してサービスを利用できる仕組みとして介護保険制度が創設された。

その後、平成17年改正（介護予防の重視等）、平成20年改正（介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備等）、平成23年改正（地域包括ケアの推進等）を経て、今般の平成26年改正（地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実や全国一律の予防給付を地域支援事業化しかつ多様化すること等）に至っている。

#### ②介護保険のしくみ

##### ア.介護保険の運営と加入のしくみ

介護保険の運営者はいわき市であり、市は介護保険特別会計を設置して運営にあたり、財源は保険料と公費によって賄われ、その負担割合は、保険料 50%、公費 50%である。

また、介護保険に加入する被保険者は、いわき市に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）で構成される。在宅の場合の平成 27 年度からの保険料負担割合は以下ようになる。

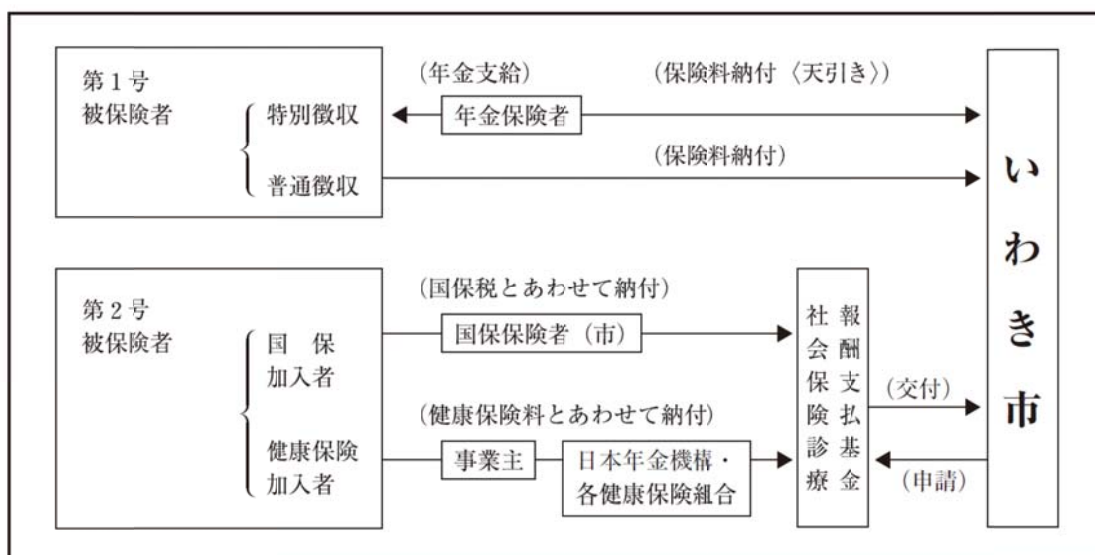
保険料 50%	第1号被保険者 22%		第2号被保険者 28%	
	市 12.5%	県 12.5%	国 25%	
公費 50% (在宅の場合の内訳)				

(出典 いわき市の保健福祉・子育て支援)

##### イ.保険料負担のしくみ

第 1 号被保険者の保険料は、市民税の課税状況や所得に応じ、市が直接賦課・徴収し、第 2 号被保険者については、全国の各医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を通じて各市町村に交付されることとなる。概要は、以下ようになる。





(出典 いわき市の保健福祉・子育て支援)

## (2) 介護保険料の算定

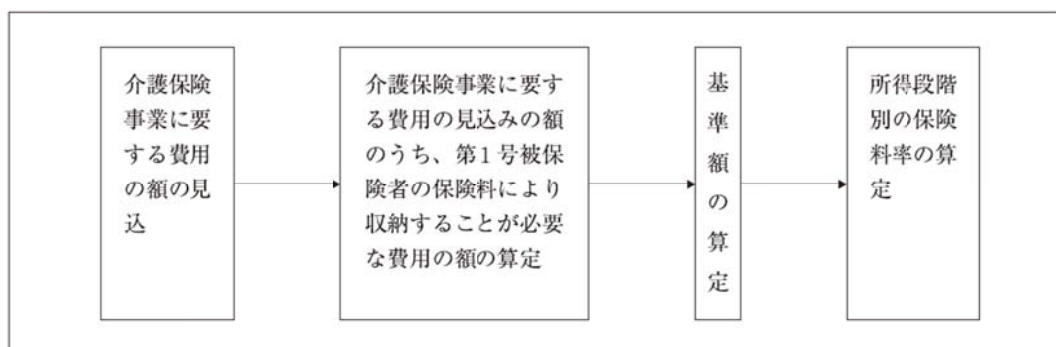
### ①概要

介護保険の保険料は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）とで算定方法や納付方法が異なっている。第1号被保険者の保険料は、いわき市が直接賦課・徴収するが、第2号被保険者の保険料については、全国の各医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を通じて、いわき市をはじめとした各市町村に交付される。

### ②介護保険料の決定

第1号被保険者の保険料は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、介護保険事業計画の計画期間（3年）ごとに見直しを行うこととされており、第6次高齢者保健福祉計画（第5次介護保険事業計画）が平成24年度から平成26年度の3年間で終了したことから、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料率を第6次介護保険事業計画として設定し、いわき市介護保険条例（平成12年いわき市条例第11号）に定めている。

第1号被保険者の保険料は、計画期間内の介護保険給付費見込額と被保険者見込数等から基準額を算定し、その額に被保険者の所得状況や世帯員の課税状況により設定した所得段階（保険料率）を乗じた額となっている。



### ③介護保険料算定の手順

介護保険料の設定にあたっては、国の示す「第6期介護保険給付費等対象サービスの見込量及び保険料の推計手順（ワークシート）」に基づき、以下の手順により算定している。

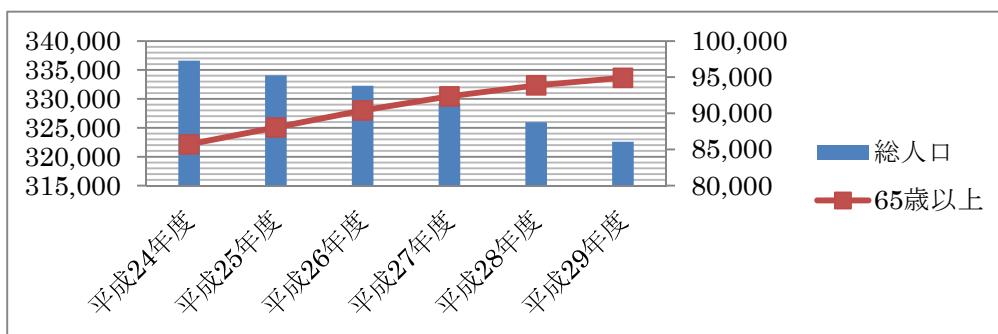
- i 人口の推計を行う。
- ii 要介護・要支援認定者の推計を行う。
- iii 施設整備目標値を定める。
- iv 要介護・要支援認定者数の見込及び施設整備目標等から、居宅及び施設サービス利用者数を見込む。
- v サービス利用者数の見込に、利用実績に基づく各サービスの利用額を乗じ、保険料算定の基礎データとなる、平成27年度～平成29年度のサービスに係る給付額を見込む。
- vi vで見込んだ給付額の22%（第1号被保険者負担割合）から介護給付費準備基金等の取崩額を差し引いた額が、65歳以上の第1号被保険者が負担する第6期介護保険料となる。
- vii 本市における保険料所得段階並びに保険料率を設定し、所得段階毎の保険料を設定する。

いわき市の65歳以上（第1号被保険者）の保険料は、いわき市の介護サービスが賄えるように算出される。具体的には、いわき市の介護保険は特別会計を設置して運営しており、その財源は、公費（税金）と保険料であり、負担割合は公費50%（国25%、都道府県12.5%、市区町村12.5%）、第1号被保険者保険料22%、第2号被保険者保険料28%となっている。

#### ア. 人口及び要介護・要支援認定者の推計

いわき市の平成27年度から平成29年度の人口及び要介護・要支援認定者数を以下の表の通り推計している。推計の結果、いわき市の人口は年々減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する推計となっており、高齢化率は計画最終年度の平成29年度において29.4%に上昇する見込みとなっている。

	実績値			推計値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	336,613人	334,062人	332,271人	329,200人	325,956人	322,578人
65歳以上	85,705人	88,053人	90,405人	92,353人	93,863人	94,917人
高齢化率	25.46%	26.35%	27.21%	28.05%	28.80%	29.42%
要介護・要支援認定者数	16,849人	18,073人	18,785人	19,706人	20,545人	21,405人



イ. 給付費見込額

65 歳以上（第 1 号被保険者）の保険料は、いわき市の介護サービスが賄えるように算出されるものであり、平成 29 年度までの見込みは以下の通りである。

・介護保険事業費（給付額）の見込み （単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設・居住系、及び在宅サービス給付費	26,784,689	27,274,328	27,414,589
特定入所者介護サービス費（補足的給付）	868,576	795,940	852,371
高額介護サービス費等	464,048	511,290	546,139
高額医療合算介護サービス費等	59,952	62,710	77,861
審査支払手数料	27,994	28,325	29,510
計	28,205,259	28,672,593	28,920,471
合計	85,798,323		

・地域支援事業費（給付額）の見込み （単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	302,134	307,142	1,229,898
包括的支援事業・任意事業	372,619	378,795	394,096
計	674,753	685,936	1,623,993
合計	2,984,682		

ウ. 平成 27 年度から平成 29 年度まで（第 6 次介護保険事業計画期間）の第 1 号被保険者の介護保険料

いわき市の 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の平成 27 年度～平成 29 年度の介護保険料は、世帯の市民税課税状況や本人の市民税課税状況、収入や所得に応じて 11 段階に区分されている。

所得段階	該当する方	保険料率	保険料年額
第 1 段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.45	31,300 円
第 2 段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	0.75	52,100 円
第 3 段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	0.75	52,100 円
第 4 段階	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.88	61,100 円
第 5 段階	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	1.00	69,500 円 (基準額)

所得段階	該当する方	保険料率	保険料年額
第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	1.13	78,500円
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の方	1.25	86,800円
第8段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	104,200円
第9段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.75	121,600円
第10段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	1.90	132,000円
第11段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	138,900円

※ 第1段階の介護保険料は公費負担による減額賦課後の金額となっている。

いわき市の所得段階の設定に当たっての基本的な考えは以下の通りである。

- i) 介護保険料の増額が見込まれるが、過度な負担増とならないよう考慮する。
- ii) 住民税課税層の更なる多段階化や市の裁量による各段階の負担割合を検討するが、これまでの設定に対する考え方は継承する。
- iii) 標準段階での新第1段階から新第4段階の軽減分と新第6段階以上の増加分が全国ベースでも均衡するように設定することとなっているが、いわき市においても均衡するように設定する。

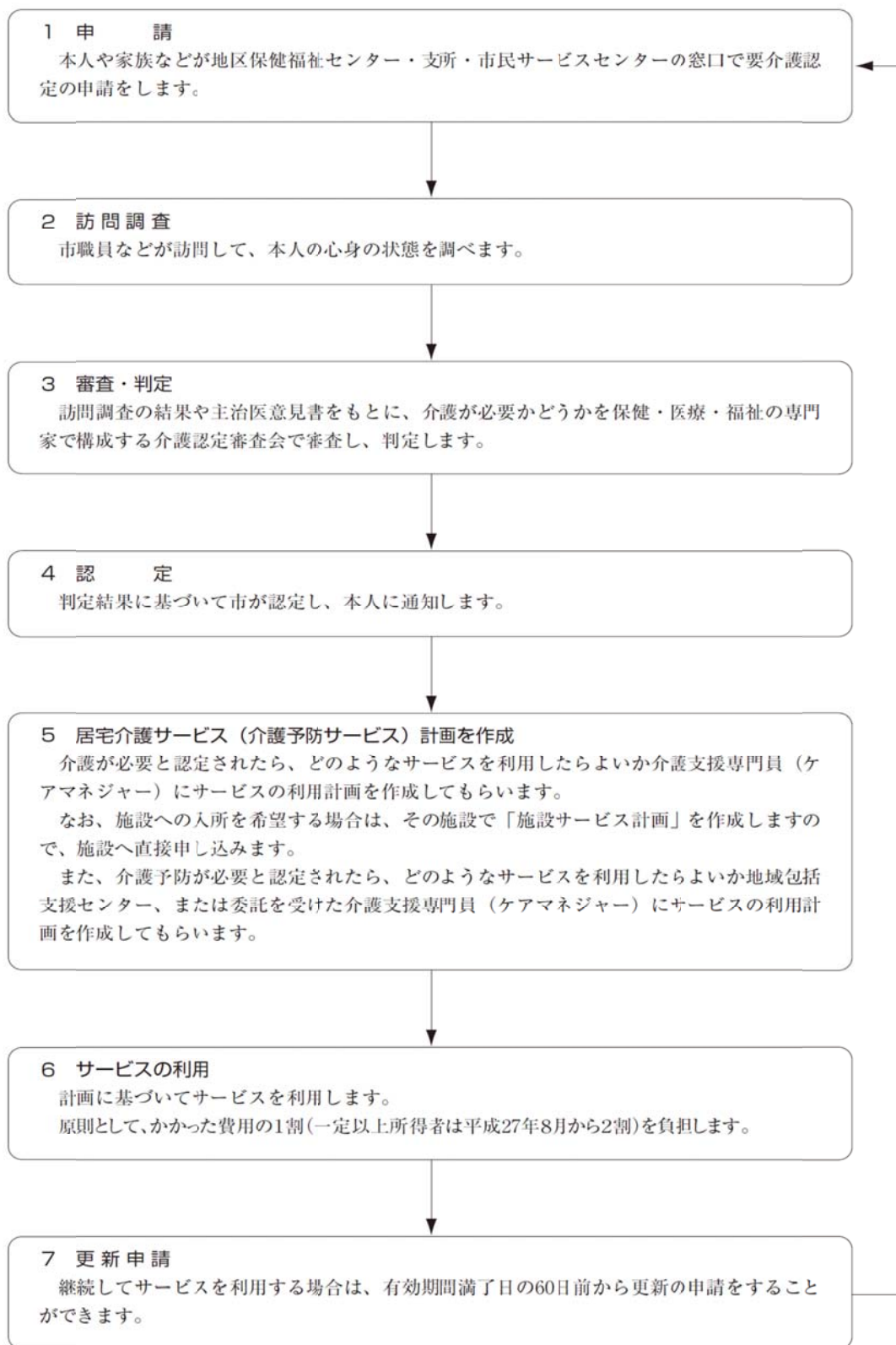
平成27年度から開始している第6次介護保険事業計画期間(平成27年度から平成29年度)では、旧第9段階を新第11段階に細分化している。市民税非課税世帯のうち特に所得の低い新第1段階から新第3段階については公費によってさらなる保険料軽減を行う予定であったが、消費税率10%への引き上げの延期に伴い、平成27年度は新第1段階の保険料率のみを0.50から0.45に軽減している。また、従来は「本人が市民税課税かつ合計所得金額300万円以上は1.75」が上限であったが、平成27年度からは、合計所得金額1,000万円以上の2.00を上限にしている。

### (3) 介護保険(介護予防)サービス利用のしくみと一般的な流れ

利用にあたっては、まず、要介護認定される必要がある。第1号被保険者は、要介護または要支援の状態に該当していれば認定されるが、第2号被保険者は、特定疾病によってこれらの状態に至った場合に限られる。

要介護認定されれば、その程度(要支援1または2、要介護1～5)に応じて定められている種々の介護保険サービスを利用できることとなる。

申請からサービス利用までの一般的な流れは、以下の通りである。



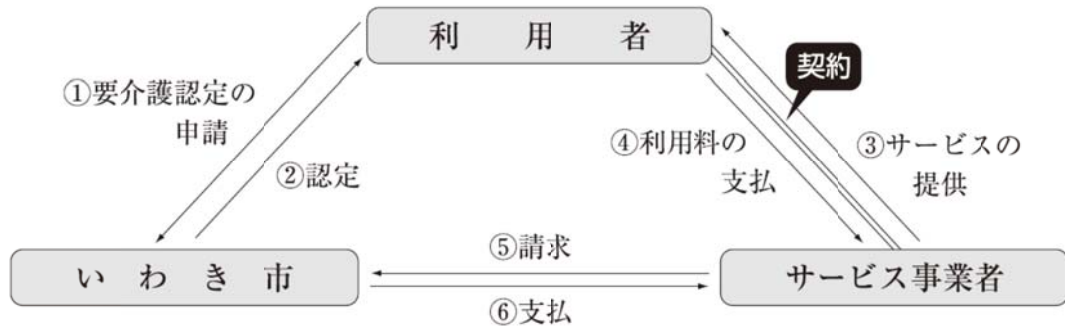
(出典 いわき市の保健福祉・子育て支援)

#### (4) サービス利用費負担のしくみ

サービス利用費の負担は、総額の1割（平成27年8月からは一定以上の所得者は2割）を利用者（被保険者）が負担し、残りはサービス事業者が市に請求し、市の介護保険特別会計の中から支払われることになるが、居宅サービス等利用限度額が設定されている場合には、これを超えた部分は原則利用者の全額自己負担となる。但し、一定の限度額を超えた場合には、そ

の超えた額が高額介護（予防）サービス費となり、申請により支給される場合がある。

要介護認定の申請から、サービスの提供利用、請求・支払までを図に示せば以下のような  
る。



(出典 いわき市の保健福祉・子育て支援)

## 6 高齢者福祉施設等に関する指導監査

高齢者福祉施設等に関する指導監査は、社会福祉法人・老人福祉法等の観点による指導監査と介護保険法における指導監査の二種に分類される。また、前者の指導監査は、老人福祉法に限らず、児童福祉法等による指導監査も含まれる。

根拠法令としては、社会福祉法人・老人福祉法等における指導監査に関しては、社会福祉法第56条、老人福祉法第18条等、介護保険法における指導監査に関しては、介護保険法23条等による。社会福祉法人・老人福祉法等の指導監査の目的は、法人運営の適正化の推進と不適切事例等の防止、利用者処遇の向上とニーズに応えた運営の実施がされているかという観点から行われる。また、介護保険法における指導監査の目的は、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図り、以て介護保険給付制度の健全かつ適切な運営の確保が図られているかという観点から行われる。

高齢者及び保険給付が増加していく中で、市の個別事業の問題とは別に、基本目標を達成するために高齢者福祉施設等の指導監査の重要性もますます増大していると考えられる。

なお、監査結果及び意見については、後述する。

「社会福祉法」より抜粋

(監督)

第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

「老人福祉法」より抜粋

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

「介護保険法」より抜粋

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

## 7 いわき市における高齢者福祉施設の概要

いわき市保健福祉部が所管する施設は以下の通りであり、直営、指定管理者制度の各種形態で管理運営が行われている。

一般高齢者施設	養護老人ホーム	いわき市徳風園（設置主体は市であるが社会福祉法人松涛会を指定管理者として指定）、いわき市千寿荘（直営） ・・・2施設
老人デイサービスセンター		いわき市地域交流センター三和ふれあい館の一部として運営（福島さくら農業協同組合を指定管理者として指定） ・・・1施設
老人福祉センター等		平老人福祉センター、勿来老人福祉センター、内郷老人福祉センター、四倉老人福祉センター、小名浜老人憩いの家（一括して公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団を指定管理者として指定） ・・・5施設

補助金の交付施設として、特別養護老人ホーム、介護保険法における介護老人保健施設、介護療養型医療施設があり、民間の社会福祉法人や医療法人等が管理運営にあっている。

一般高齢者施設	軽費老人ホーム	悠々の里（社会福祉法人明生会）、日之出荘（社会福祉法人昌平鬘）、ケアハウスハートフルなこそ（社会福祉法人ハートフルなこそ）、ケアハウスかしま（社会福祉法人養生会）、ケアハウス恕宥荘（社会福祉法人松涛会）、ケアハウス小名浜（社会福祉法人正風会）、（軽費老人ホームは全て補助金制度を活用） ・・・6施設
---------	---------	--

さらに、民間の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、老人短期入所施設、認知症対応型老人共同生活援助施設等がある。

介護保険法サービスとの関連で言えば、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設入所者は施設サービス、それ以外で老人福祉センター等を除いた各施設入所者はいは利用者は居宅サービスや地域密着型サービスを受けることができる。

なお、監査の結果及び意見については、後述する。

## 8 指定管理者制度について

### (1) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正によって創設された制度で、従来、市民が利用する文化施設やスポーツ施設等の「公の施設」の管理は、市が直接管理を行うか、市の出資法人や公共的団体に委託して管理する「管理委託制度」がとられていたが、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした「指定管理者制度」が創設され、民間事業者等も管理を行うことが可能となった。

## (2) 指定管理者制度の趣旨

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることにあり、具体的には、制度導入により以下の効果が発現するものと期待されている。

- ① 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
- ② 施設管理における費用対効果の向上
- ③ 管理主体の選定手続きの透明化

## (3) いわき市における指定管理者制度の導入状況

### ア 指定管理者制度の全面的な導入（平成18年4月から）

制度導入の基本的な考え方や指定管理者の指定の手續等を定めた基本方針を策定し、制度の導入を図った結果、187施設において指定管理者による管理を開始

### イ 平成18年度から導入した施設の指定管理者更新（平成21年4月から）

平成18年度から指定管理者制度を導入した施設の指定期間が平成20年度までの3年間となっていたことから、指定管理者の選定（更新）を行うに当たり、制度導入後の課題への対応を図るため、平成20年度に基本方針を改定し、地元払下げ等の施設を除く171施設において、指定管理者の選定（更新）

### ウ 平成21年度に更新した施設の指定管理者更新（平成26年4月から）

平成21年度に指定管理者を更新した施設のうち、平成25年度末をもって指定期間が満了する155施設について、指定管理者の選定（更新）

### エ その他の選定概要

- 平成17年度は1施設（徳風園）、平成19年度は4施設（小名浜・常磐・勿来市民会館、産業創造館）、平成20年度は1施設（いわき清苑）において導入
- 平成22年度は1施設（いわき駅前東自転車等駐車場）において導入するとともに、平成19年度に導入した4施設（小名浜・常磐・勿来市民会館、産業創造館）において、指定管理者の選定（更新）
- 平成23年度は1施設（勿来火葬場）において導入するとともに、平成20年度に導入した1施設（いわき清苑）において、指定管理者の選定（更新）
- 平成24年度は6施設（勿来関文学歴史館、勿来駐車場、障害者生活介護センター、いわき新舞子ハイツ、石炭・化石館及びウッドピアいわき）の指定管理者の選定（更新）
- 平成25年度は2施設（国民宿舍勿来の関荘、道の駅よつくら港情報館）の指定管理者の選定（更新）

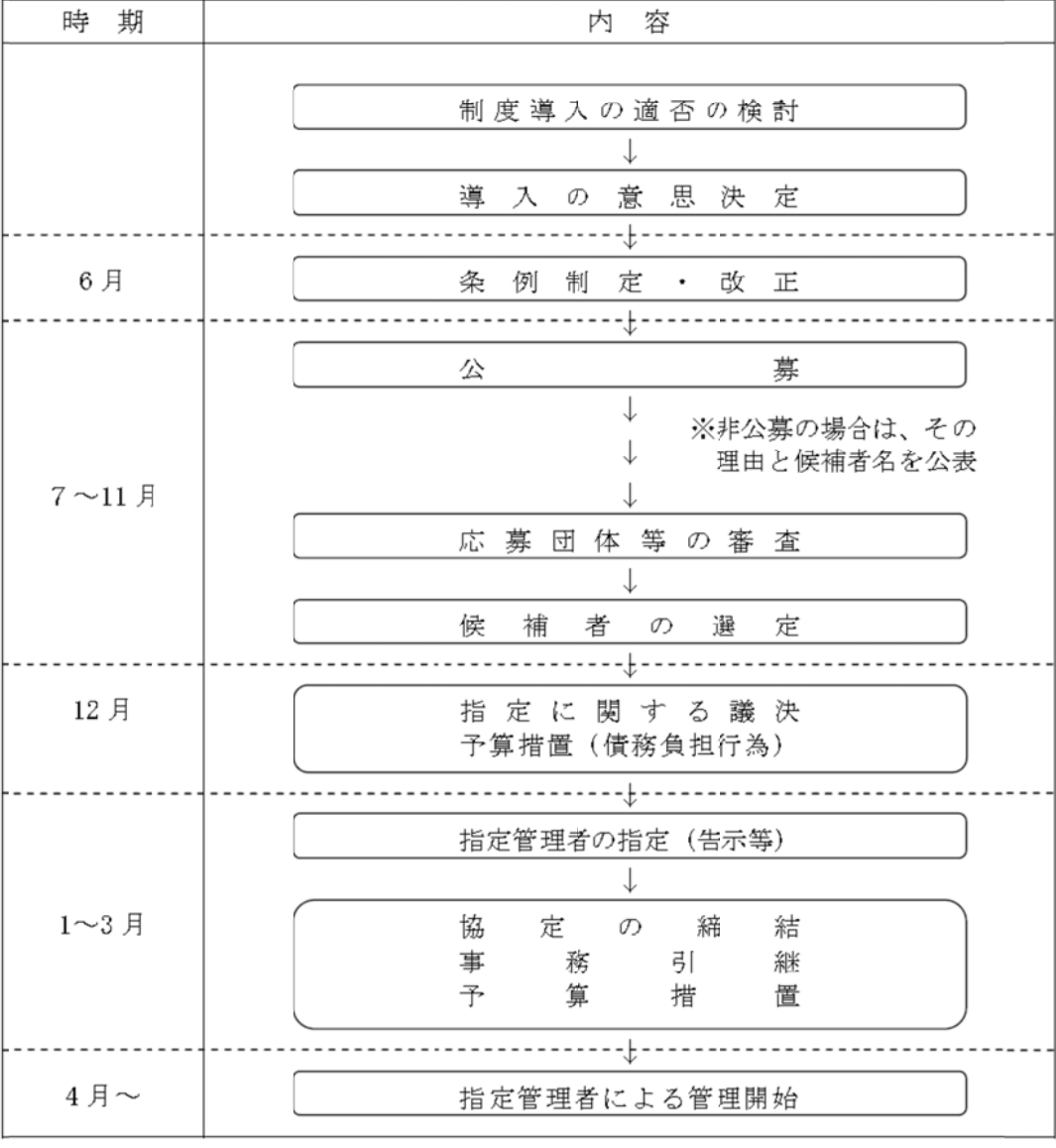
## (4) いわき市における指定管理者（候補者）の募集及び選定方法

指定管理者候補者の選定は、適正な競争の確保による、施設の効果的・効率的な管理を促進する観点から、原則として公募による。但し、合理的な理由があるときには公募によらないことが出来るものとする。公募によらない場合は、その理由を明確にした上で、市長の意思決定を受



けるものとし、意思決定後、公募によらない理由と選定する予定としている指定管理者の候補者名を公表することとなっている。指定管理者による管理開始までの一般的な流れは以下の通りである。

【全体のフロー図】



（いわき市指定管理者制度に関する基本方針（平成22年3月10日改正）より抜粋）

（5）指定管理者のモニタリング

指定管理者による施設管理について、条例、規則、協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているか、また、指定管理者が安定的に施設管理を実施することが可能であるかを監視し、必要に応じて改善の指示や業務停止、指定の取り消しを行うことで、適正な管理水準を確保するとともに、施設利用者の満足度の向上を図る仕組みとして、モニタリングを実施することとなっている。なお、モニタリングの具体的な内容及び方法については、施設の状況に応じて、指定管理者の意見等を踏まえ、その詳細を協定等において定められている。

（6）保健福祉部で所管する指定管理者対象施設の概要

保健福祉部で所管する指定管理者対象施設は、以下の通りである。指定管理状況を把握するた

めに事業内容、利用状況、財務状況を各施設ごとに記載した。但し、高齢者福祉施策の観点から、書類による検討、個別に現地訪問し検討した施設については、網掛けしている。

施設の名称	根拠条例	指定管理状況		所管部署	備考
		指定管理者	指定の期間		
①	いわき市障害者生活介護センター	いわき市障害者生活介護センター条例	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	5年間	保健福祉部障がい福祉課 平成24年度更新公募せず指定
②	いわきサン・アビリティーズ	いわき市いわきサン・アビリティーズ条例	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	5年間	保健福祉部障がい福祉課 平成26年度更新公募により指定
③★	いわき市平老人福祉センター	いわき市老人福祉センター条例	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	5年間	保健福祉部長寿介護課 平成26年度更新公募により指定
	いわき市勿来老人福祉センター			5年間	
	いわき市内郷老人福祉センター			5年間	
	いわき市四倉老人福祉センター			5年間	
	いわき市小名浜老人憩いの家	いわき市老人憩いの家条例		5年間	
④	いわき市健康・福祉プラザ	いわき市健康・福祉プラザ条例	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	5年間	保健福祉部保健福祉課 平成26年度更新公募せず指定
⑤◆	いわき市地域交流センター三和ふれあい館(デイサービスセンター)	いわき市地域交流センター三和ふれあい館条例	福島さくら農業協同組合	5年間	保健福祉部長寿介護課 平成26年度更新公募せず指定
⑥	いわき市休日救急歯科診療所	いわき市休日救急歯科診療所条例	一般社団法人いわき歯科医師会	5年間	保健福祉部保健所総務課 平成26年度更新公募せず指定
⑦◆	いわき市徳風園	いわき市養護老人ホーム条例	社会福祉法人 松涛会	10年間	保健福祉部長寿介護課 平成27年度更新公募により指定

- ★ 書類を検討
- ◆ 現地訪問し、書類や資産管理状況を検討

①いわき市障害者生活介護センター

障がい者及びその介護を行う者の居宅介護支援のための便宜を供与することにより、障がい者の自立の促進を図り、もって障がい者の福祉の増進に資する。

- ・入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を供与する事業
- ・介護センターの施設、設備、備品等の維持管理
- ・その他必要と認められる業務

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延利用人数	7,390人	7,876人	7,844人	8,336人	7,942人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用料金収入	67,154,500	72,703,780	70,648,180	71,896,210	69,214,740
委託料(指定管理料)	0	0	0	0	0
その他事業収入	6,244,520	3,401,540	3,504,430	3,741,400	3,618,260
収入計(円)	73,399,020	76,105,320	74,152,610	75,637,610	72,833,000
人件費	31,232,141	38,236,887	41,667,917	43,721,110	49,448,197
修繕費	590,587	818,089	704,834	547,588	517,109
備品購入費	75,816	38,430	142,645	422,280	0
消耗品費	1,024,271	722,782	585,357	626,287	628,048
燃料費				1,337,928	1,194,764
光熱水費	2,854,779	2,805,233	3,277,844	3,636,692	3,191,500
保険料	697,010	700,710	660,010	637,087	526,545
委託料	6,387,646	6,723,448	6,689,524	7,580,074	7,896,454
使用料及び賃借料	343,900	390,440	619,017	574,336	1,257,980
公課費	38,020	120,280	48,770	49,320	180,870
その他施設管理費	1,777,864	1,952,867	2,508,413	954,397	1,072,891
支出計(円)	45,022,034	52,509,166	56,904,331	60,087,099	65,914,358
収支(円)	28,376,986	23,596,154	17,248,279	15,550,511	6,918,642

②いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るとともに、地域住民との交流の促進に寄与する。

- ・ 障がい者の教養の向上及び体育活動の充実を図るための事業の実施。
- ・ 障がい者の機能の回復及び健康の増進に関する事業の実施。
- ・ 障がい者と地域住民との交流に関する事業の実施。
- ・ サン・アビリティーズの施設、設備、備品等の維持管理に関する業務。
- ・ 条例等の規定により指定管理者が行うこととされている業務。
- ・ その他、サン・アビリティーズの管理に必要な業務。

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
障がい者利用者数	13,307人	11,863人	12,765人	13,016人	14,122人
その他利用者数	38,923人	43,775人	34,728人	34,726人	36,850人
各種大会参加者数	238人	312人	325人	373人	344人
講座延べ参加者数	427人	440人	374人	293人	245人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用料(市歳入)	2,381,770	2,225,444	1,965,310	2,212,830	1,903,760
使用料・利用料減免額	160,610	228,040	111,873	145,320	205,065
委託料(指定管理料)	16,234,000	16,234,000	16,234,000	17,903,160	17,903,160
収入計(円)	16,234,000	16,234,000	16,234,000	17,903,160	17,903,160
人件費	10,033,486	10,039,066	10,064,813	10,669,477	10,914,898
修繕費	333,550	35,180	258,489	228,096	44,280
設備管理費	2,006,812	2,165,152	2,165,152	2,097,143	2,383,584
燃料費	230,881	213,000	229,222		
備品購入費	197,800	384,615	190,790	221,438	464,200
消耗品費	833,232	655,593	663,177	724,878	723,369
光熱水費	1,456,958	1,551,358	1,521,841	1,821,414	1,842,933
保険料	41,460	41,460	41,460	41,460	41,460
公租公課	505,847	504,446	517,381	933,585	895,319
その他施設管理費	593,974	644,130	581,675	1,165,669	593,117
支出計(円)	16,234,000	16,234,000	16,234,000	17,903,160	17,903,160
収支(円)	0	0	0	0	0
その他管理経費	487,620	634,950	672,000	922,320	972,000

③老人福祉センター、老人憩いの家

老人福祉法、及び地方自治法の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

- ・高齢者の各種相談の対応
- ・施設の使用者に対する案内・説明等
- ・施設の使用者に係る緊急時の対応
- ・施設の使用申請・使用承認・使用の制限
- ・施設・備品等の維持管理

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延利用者数	38,915人	41,825人	42,320人	40,375人	40,637人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託料(指定管理料)	13,076,000	13,076,000	13,076,000	16,570,000	16,570,000
収入計(円)	13,076,000	13,076,000	13,076,000	16,570,000	16,570,000
人件費	6,221,000	4,192,000	1,126,955	2,113,034	2,132,875
賃金	3,855,864	5,976,706	9,011,903	9,530,532	9,955,450
旅費	32,190	12,802	24,642	31,379	35,292
消耗品費	541,515	612,909	376,867	313,090	341,712
燃料費	387,966	322,108	330,604	308,446	238,954
光熱水費	802,710	541,495	860,171	938,471	1,006,849
修繕費	324,118	614,850	205,151	140,097	140,477
通信運搬費	186,607	185,505	190,590	193,533	192,801
保険料	70,250	70,250	70,250	70,250	70,250
手数料	102,280	54,800	100,600	80,600	55,628
委託料	398,068	398,068	398,068	298,642	528,241
使用料及び賃借料	102,507	93,507	86,802	96,479	93,709
備品購入費	49,925	0	56,400	95,904	43,184
公課費	1,000	1,000	0	0	0
その他の管理経費	0	0	236,997	2,359,543	1,734,578
支出計(円)	13,076,000	13,076,000	13,076,000	16,570,000	16,570,000
収支(円)	0	0	0	0	0
その他管理経費	1,865,220	376,845	295,260	0	0

④いわき市健康・福祉プラザ

市民の健康を増進し、高齢者及び障がい者並びにこれらの養護者の居宅生活支援のための便宜を総合的に供与し、地域福祉の推進に資するもの。

- ・温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設：健康増進に関する相談及び必要な指導、休養その他心身の健康を保持するための便宜を提供する事業、健康及び福祉等の知識の普及活動、その他設置の目的に必要と認められる事業
- ・デイサービスセンター：入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の便宜を供与する事業
- ・プラザの施設、設備、備品等の維持管理

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
温泉利用型健康増進施設	288,719人	327,521人	333,401人	338,979人	333,143人
宿泊研修施設	12,723人	9,992人	8,932人	8,904人	9,010人
デイサービスセンター	4,494人	5,778人	5,562人	5,730人	5,714人
計:延利用人数	305,936人	343,291人	347,895人	353,613人	347,867人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用料(市歳入)	5,928,800	7,338,750	7,135,750	7,487,280	7,385,060
使用料・利用料減免額	53,500	187,100	159,300	129,250	4,160
利用料金収入	189,651,314	218,653,459	206,721,952	206,931,263	199,810,523
委託料(指定管理料)	38,682,000	38,682,000	38,682,000	51,883,000	51,883,000
その他事業収入	23,556,280	56,065,531	16,168,202	16,641,495	15,744,415
経常外収入	0	0	10,170,396	17,434,965	12,598,120
収入計(円)	251,889,594	313,400,990	271,742,550	292,890,723	280,036,058
人件費	76,660,601	76,801,125	79,951,213	84,565,204	87,300,206
修繕費	5,307,162	5,866,456	16,380,410	6,907,763	8,240,854
備品購入費	51,729	59,850	47,311	137,700	0
消耗品費	5,417,806	7,197,506	6,439,154	7,905,847	7,147,152
光熱水費	86,484,242	96,744,268	102,589,655	105,888,551	90,190,397
保険料	1,028,370	1,005,410	1,000,670	1,052,533	886,905
委託料	55,998,460	81,737,065	81,066,873	84,551,798	82,657,747
使用料及び賃借料	1,778,947	10,271,840	11,111,639	12,348,466	11,324,552
公租公課	5,347,100	5,523,775	4,143,779	1,502,501	2,222,849
その他施設管理費	10,235,599	4,716,600	4,883,216	5,593,634	4,969,568
支出計(円)	248,310,016	289,923,895	307,613,920	310,453,997	294,940,230
収支(円)	3,579,578	23,477,095	-35,871,370	-17,563,274	-14,904,172
その他の管理経費(円)	20,666,000	7,087,500	0	13,557,240	5,030,100

⑤いわき市地域交流センター三和ふれあい館（デイサービスセンター）



市民の教養の向上及び健康増進や高齢者等の居宅生活支援のための便宜を総合的に供与し、地域交流及び地域福祉の推進に資する。

- ・ 条例第16条（入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の便宜を供与する事業を行う。）に規定する事業
- ・ 管理施設の維持管理に関する業務 等（※介護保険法に基づく通所介護事業所として、指定管理者が県から指定を受け事業を実施している）

今回、現地を訪問し、監査を実施した。監査結果及び意見については後述する。

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1日あたり平均利用者数	9.3人	10.0人	11.8人	11.9人	10.9人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用料金収入	22,386,000	23,739,000	29,818,000	31,280,000	26,277,000
その他事業収入	447,000	380,000	0	10,000	250,000
収入計(円)	22,833,000	24,119,000	29,818,000	31,290,000	26,527,000
人件費	14,825,000	13,095,000	9,332,000	15,121,000	16,962,000
事業費	5,720,000	8,563,000	13,617,000	15,609,000	8,673,000
支出計(円)	20,545,000	21,658,000	22,949,000	30,730,000	25,635,000
収支(円)	2,288,000	2,461,000	6,869,000	560,000	892,000

⑥いわき市休日救急歯科診療所

休日の救急患者に対する応急的な歯科診療及び障がい者に対する継続的な歯科診療を行う。

- ・ 歯科診療所における診療に関する業務
- ・ 歯科診療所の施設、設備、備品等の維持管理
- ・ 条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務
- ・ その他、市長が必要と認める業務

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診者数(急患)	1,090人	1,370人	1,188人	1,300人	1,297人
受診者数(障がい者)	518人	687人	717人	672人	667人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用料金収入	12,920,275	17,081,598	15,575,102	15,291,665	15,083,043
委託料(指定管理料)	10,370,000	10,370,000	10,370,000	10,370,000	10,797,770
その他事業収入	133,355	750	481	161,332	380
収入計(円)	23,423,630	27,452,348	25,945,583	25,822,997	25,881,193
人件費	17,069,120	20,500,125	20,060,660	20,811,660	20,496,320
消耗品費	2,009,859	2,311,097	2,163,934	1,793,875	1,514,295
公租公課	0	0	318,800	461,900	471,800
その他施設管理費	4,092,844	4,852,947	3,829,959	3,537,162	3,916,985
支出計(円)	23,171,823	27,664,169	26,373,353	26,604,597	26,399,400
収支(円)	251,807	-211,821	-427,770	-781,600	-518,207
その他の管理経費(円)	0	0	0	216,000	874,800



⑦いわき市徳風園



生活環境上及び経済的な理由で、居宅での生活が困難な高齢者に対して、必要な養護のもと自立、社会活動のために必要な援助等を行うことを目的とする。

- ・老人福祉法その他の関係法令及び条例を基本とする入所者の養護に関する業務
  - ・介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」に関する業務
  - ・徳風園の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
  - ・「地域交流スペース」を活用した入所者と地域住民との交流に関する業務
  - ・ショートステイ専用床を活用した「生活管理指導短期宿泊事業」に関する業務
- 今回、現地を訪問し、監査を実施した。監査結果及び意見については、後述する。

ア) 利用状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1月あたりの平均措置者数	100人	100人	100人	99人	98人

イ) 財務状況<収支、財政>

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託料(指定管理料)	162,361,834	163,867,169	162,600,193	162,189,583	160,412,801
雑収入	4,824,083	2,616,824	2,348,838	2,468,401	2,380,400
受取利息配当金収入	3,008	2,500	2,500	2,500	2,506
経常経費補助金収入	203,730	346,380	467,180	447,740	650,070
介護保険収入	33,639,302	38,909,590	40,180,570	41,230,385	44,289,650
収入計(円)	201,031,957	205,742,463	205,599,281	206,338,609	207,735,427
人件費	92,454,539	98,345,711	105,586,438	103,290,289	110,021,671
事務費	30,084,175	33,915,708	35,615,098	38,475,965	37,929,079
事業費	52,344,324	52,785,601	55,574,804	56,144,575	58,574,401
減価償却費	1,320,472	1,332,779	1,226,141	1,457,605	1,475,087
修繕費	4,504,500	0	0	0	0
退職共済預け金支出	1,097,190	1,210,980	1,295,697	1,230,080	1,436,524
支出計(円)	181,805,200	187,590,779	199,298,178	200,598,514	209,436,762
収支(円)	19,226,757	18,151,684	6,301,103	5,740,095	-1,701,335

※指定管理料(業務委託料)は措置施設のため著しく増加させることは望めず、近年では職員の人材難による人件費増加等もあり収支が圧迫されており、平成27年度では赤字となっている。

## 第2 財政規模（歳入・歳出の状況）

### （1）直近5年間の一般会計歳入・歳出の推移

高齢者施策にかかる一般会計からの歳入と歳出について、平成23年から平成27年までの5年間の推移は以下の通りである。

一般会計の歳入は、平成23年の東日本大震災に伴い、社会福祉施設等の災害復旧費として国庫補助金、県支出金及び市債の額が大幅に増加した。また、県支出金が年度によって著しく増減しているのは、県からの小規模特別養護老人ホーム建設補助金の利用実績が年度によって異なるためである。市債については、大規模特別養護老人ホーム整備にかかる起債であり、建設実績がある年度に起債して増加している。

次に一般会計の歳出の面からは、歳入面と同様、平成23年の東日本大震災に伴い、社会福祉建設費、民生施設災害復旧費が大きく増加した。また予防費の支出は東日本大震災により被災した市民に対して健康診査事業費を計上したことによるものである。民生施設災害復旧費及び予防費は、いずれも平成23年度で終了している。社会福祉施設建設費としての支出に年度ごとの増減があるが、特定の年度に施設整備のために補助金申請が集中したことによるものであり、歳入の県支出金と対応している。さらに、高齢者の状況で見た通り介護認定者数も増加していることにより、介護保険特別会計から支出される介護保険サービス給付費も増加しており、一般会計歳出から介護保険特別会計へ繰り入れられる介護保険事業費の増加も著しい。

#### 【一般会計歳入】

（単位：円）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
12分担金及び負担金	181,530,879	182,263,847	181,779,026	175,274,103	176,331,595
13使用料及び手数料	820,320	984,200	939,180	861,730	860,740
14国庫支出金	366,291,000	14,946,000	3,656,000	56,863,000	78,212,600
15県支出金	343,802,000	82,784,000	310,599,000	313,341,000	18,962,800
16財産収入	5,214,517	4,100,152	2,610,550	2,143,319	3,465,890
17寄附金	0	0	0	220,000	40,000
18繰入金	0	0	858,986	1,398,655	3,488,608
20諸収入	168,178	164,895	211,414	320,534	216,933
21市債	187,600,000	0	28,000,000	168,000,000	0
合 計	1,085,426,894	285,243,094	528,654,156	718,422,341	281,579,166

#### （繰越明許分）

（単位：円）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
14国庫支出金	0	154,303,000	0	0	0
15県支出金	69,600,000	148,020,000	0	127,600,000	0
21市債	0	0	0	84,000,000	0
合 計	69,600,000	302,323,000	0	211,600,000	0

【一般会計歳出】

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
老人福祉費	1,023,321,125	1,031,859,284	1,087,113,317	1,153,905,860	936,122,771
養護老人ホーム費	254,106,029	220,654,224	246,163,072	230,754,437	236,739,981
社会福祉施設建設費	730,537,807	84,373,206	281,809,092	652,255,547	69,728,493
介護保険事業費	3,234,961,359	3,615,527,832	3,672,959,709	3,843,584,475	3,987,906,451
予防費	527,496,874	0	0	0	0
消防費	0	11,106,000	5,040,000	10,649,160	934,200
民生施設災害復旧費	146,600,500	0	0	0	0
合 計	5,917,023,694	4,963,520,546	5,293,085,190	5,891,149,479	5,231,431,896

(2) 直近5年間の介護保険特別会計における歳入・歳出の推移

介護保険特別会計における歳入と歳出について、平成23年から平成27年までの5年間の推移は以下の通りである。

特別会計の歳入においては、高齢化に伴う第1号被保険者が年々増加しており、かつ、一人当たりの保険料も5年間で増加していることにより、介護保険料（特別徴収保険料）が増加している。また、同時に高齢化に伴い介護認定者数が5年間で増加していることにより、歳出の保険給付費も増加している。

	平成23年度 (10月)	→	平成27年度 (決算)
第1号被保険者	60,073人		81,098人
	平成23年度	→	平成27年度
1人当たり保険料	4,276円/月		5,789円/月
	平成23年度	→	平成27年度
介護認定者数	16,223名		19,496名

平成26年度の財政安定化基金貸付金532,131,000円は平成24年度から平成26年度において累計支出が累計収入を上回ったため県から借入たものであり、平成27年度に財政安定化基金償還金として返済している。

その他に諸収入が平成27年度に雑入として250,429,687円と計上しているが、これは平成26年度末に行政処分を受けた社会福祉法人が介護給付費不正利得2年分を返還したことによる。

【介護保険特別会計歳入】

(単位:円)

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度決算額	平成26年度決算額	平成27年度決算額
1 保険料	3,343,851,200	4,124,708,800	4,735,626,500	4,904,598,798	6,160,108,277
1 介護保険料	3,343,851,200	4,124,708,800	4,735,626,500	4,904,598,798	6,160,108,277
2 使用料及び手数料	1,401,100	1,397,900	1,234,800	1,414,800	1,336,400
1 手数料	1,401,100	1,397,900	1,234,800	1,414,800	1,336,400
3 国庫支出金	7,878,260,321	7,263,649,888	6,616,429,009	6,752,459,754	6,848,211,988
1 国庫負担金	4,009,411,221	4,686,800,033	4,893,175,269	4,976,356,439	5,091,557,893
2 国庫補助金	3,868,849,100	2,576,849,855	1,723,253,740	1,776,103,315	1,756,654,095
4 支払基金交付金	6,656,150,000	7,764,768,303	7,537,579,850	7,930,989,000	7,775,184,000
1 支払基金交付金	6,656,150,000	7,764,768,303	7,537,579,850	7,930,989,000	7,775,184,000
5 県支出金	3,286,104,050	3,863,858,202	3,935,345,870	3,974,821,657	4,060,935,047
1 県負担金	3,201,208,000	3,696,077,775	3,848,933,000	3,877,730,000	3,966,913,000
2 県補助金	84,896,050	84,489,427	86,412,870	97,091,657	94,022,047
3 財政安定化基金支出金	0	83,291,000	0	0	0
6 財産収入	649,832	725,074	328,013	0	43,025
1 財産運用収入	649,832	725,074	328,013	0	43,025
7 繰入金	3,914,250,496	4,432,511,825	4,047,766,417	3,843,325,208	3,987,285,363
1 一般会計繰入金	3,234,958,439	3,615,505,825	3,672,693,021	3,843,325,208	3,987,285,363
2 基金繰入金	679,292,057	817,006,000	375,073,396	0	0
8 繰越金	212,064,357	702,079,887	864,877,428	994,282,562	575,712,563
1 繰越金	212,064,357	702,079,887	864,877,428	994,282,562	575,712,563
9 諸収入	2,219,129	7,932,363	10,208,911	6,950,740	250,430,549
1 延滞金、加算金及び過料	0	0	0	0	0
2 市預金利子	0	0	15,458	11,042	862
3 雑入	2,219,129	7,932,363	10,193,453	6,939,698	250,429,687
10 市債	0	0	0	532,131,000	0
1 財政安定化基金貸付金	0	0	0	532,131,000	0
歳入合計	25,294,950,485	28,161,632,242	27,749,396,798	28,940,973,519	29,659,247,212

【介護保険特別会計歳出】

(単位:円)

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度決算額	平成26年度決算額	平成27年度決算額
1 総務費	378,106,791	374,021,133	384,992,213	433,571,022	467,922,200
1 総務管理費	125,706,629	109,944,703	115,856,995	145,403,947	153,821,473
2 徴収費	25,377,186	29,204,691	24,184,874	26,145,198	26,937,213
3 要介護認定等費	225,426,976	233,199,067	243,111,164	260,074,493	278,007,466
4 趣旨普及費	1,596,000	1,672,672	1,839,180	1,947,384	9,156,048
2 保険給付費	22,996,363,355	25,450,592,408	25,676,686,385	26,636,103,390	27,211,858,946
1 介護サービス等諸費	22,622,317,845	25,130,996,340	25,142,662,259	26,114,609,015	26,636,610,158
2 高額介護サービス等費	344,733,577	289,221,439	501,987,240	497,717,812	548,148,636
3 諸費	29,311,933	30,374,629	32,036,886	23,776,563	27,100,152
3 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0
1 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0
4 地域支援事業費	468,959,087	501,205,555	518,140,297	557,471,734	578,733,011
1 介護予防事業費	224,974,709	248,561,644	254,869,434	269,154,481	259,275,434
2 包括的支援等事業費	243,984,378	252,643,911	263,270,863	288,317,253	319,457,577
5 基金積立金	108,956,876	439,669,231	328,013	0	207,228,025
1 基金積立金	108,956,876	439,669,231	328,013	0	207,228,025
6 公債費	0	0	0	0	177,377,000
1 財政安定化基金償還金	0	0	0	0	177,377,000
7 諸支出金	629,699,109	531,267,137	174,967,328	738,114,810	374,206,448
1 償還金及び還付加算金	629,699,109	531,267,137	174,967,328	738,114,810	374,206,448
8 予備費	0	0	0	0	0
1 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	24,582,085,218	27,296,755,464	26,755,114,236	28,365,260,956	29,017,325,630

### 第3 監査結果及び意見

監査結果及び意見については、第7次いわき市高齢者保健福祉計画における各基本目標に区分して記載している。検討した各基本目標の事業等については、網掛けとなっている。

#### 1. 基本目標 1

基本目標 1	(1) 生きがいづくり	No.1 老人クラブの育成・支援	老人クラブ連合会補助金 老人クラブ活動費補助金
		No.2 シルバーフェア(シルバー文化祭)の開催	輝く年輪パワー発表会開催事業
		No.3 地区敬老会の開催	敬老事業
		No.4 敬老祝金の支給	
		No.5 世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施	シルバーにここにこふれあい基金事業費補助金
	(2) 生涯学習の推進	No.6 公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催	教育活動推進事業
		No.7 シルバーピアードの開催	シルバーにここにこふれあい基金事業費補助金
	(3) 生涯スポーツの振興	No.8 シルバーレクリエーションの推進	シルバーにここにこふれあい基金事業費補助金
		No.9 生涯スポーツ普及事業	
		No.10 シルバー人材センターへの活動支援	シルバー人材センター運営費補助金
	(4) 高齢者の就労対策	No.11 高齢者就業拡大支援事業	
		No.12 老人日常生活用具給付事業	
	(5) 生活支援サービスの充実	No.13 訪問理美容サービス運営事業	
		No.14 寝具乾燥消毒サービス事業	
		No.15 緊急通報システム事業	
		No.16 高齢者等救急医療情報キット配布事業	
		No.17 配食サービス事業	
		No.18 生活支援コーディネーター及び協議体の設置	地域生活支援推進事業
		(6) 地域活動の担い手としての参画の促進	No.19 ボランティアポイント制度の創設
	No.20 あんしん見守りネットワーク活動事業		地域介護予防活動支援事業
	No.21 中山間地域集落支援員推進事業		
	No.22 市民公益活動促進事業		
	No.23 地域づくり活動支援事業		
	No.24 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業		
	No.25 ファミリー・サポート・センター事業		
	No.26 放課後児童健全育成事業		
	No.27 高齢者等肉用雌牛貸付事業		
	(7) 活動拠点施設の活用		No.28 三和ふれあい館の活用
		No.29 老人福祉センター、老人憩いの家の活用	老人福祉センター等施設整備事業
	(8) 健康づくりの推進	No.30 「健康いわき21」の推進	健康いわき21計画推進事業
		No.31 健康診査・各種がん検診	健康診査事業
		No.32 健康手帳の交付、活用の推進	健康診査事業
		No.33 いわき市保健委員会の育成、支援	いわき市保健委員会連合会運営費補助金
		No.34 いわき市健康推進員の育成、支援	
		No.35 食育推進事業	
		No.36 予防接種事業(高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌)	
		No.37 結核予防事業	
		No.38 自殺対策事業	
		No.39 精神保健福祉事業(心の健康づくり)	
		No.40 健康教育	健康診査事業
		No.41 健康相談	健康診査事業
		No.42 健康・栄養推進事業	
	(9) 安全・安心な空間の確保	No.43 公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインひとづくり推進事業

(敬老祝金の支給について)

#### (1) 概要

いわき市では、いわき市に住所を有する高齢者に対し、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的として敬老祝金を支給している。敬老祝金を受給することができる者は、88歳に達する日の属する月の初日現在においていわき市に引き続き6月以上住所を有している者及び100歳に達した日現在においていわき市に引き続き6月以上住所を有している者が対象である。

事業費の推移

(単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費	74,455,344	83,667,779	93,196,017	156,757,733	99,768,383

※平成26年度の事業費は、支給対象者が増加したことによる。

#### (2) 実施した手続き

監査人は、敬老祝金の予算策定、支給実績管理が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実

施されているかの検証を行った。

### (3) 監査の結果

上記ヒアリング及び関連資料を閲覧した結果、敬老祝金の支給は適切に行われていると考える。引き続き敬老祝金の支給が適切に行われるように心掛けていただきたい。

(高年齢者労働能力活用事業費補助金/シルバー人材センター運営費補助金について)

#### (1) 概要

(補助金の概要等)

シルバー人材センター運営費補助金（以下、「シルバー補助金」という。）は、国が定める高年齢者就業機会確保事業（以下、「シルバー人材センター事業」という。）に基づき、いわき市が公益社団法人いわき市シルバー人材センター（以下、「いわき市シルバー人材センター」という。）に対して、運営費の一部を補助するというものである。事業の目的としては、定年退職後等の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又は、その他軽易な業務に係るものの機会を確保し、組織的に提供すること等により就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

平成 27 年度までの交付にあたっては、「いわき市補助金等交付規則」及び国（厚生労働省）から毎年公表される「高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)執行方針」（以下、「執行方針」という。）を事務経理根拠としてきた。

なお、平成 27 年度の市の定期監査の際、個別の交付要綱がないことを指摘されたが、平成 27 年度末に保健福祉部において「公益社団法人いわき市シルバー人材センター補助金交付要綱」を作成している。

(補助金交付額について)

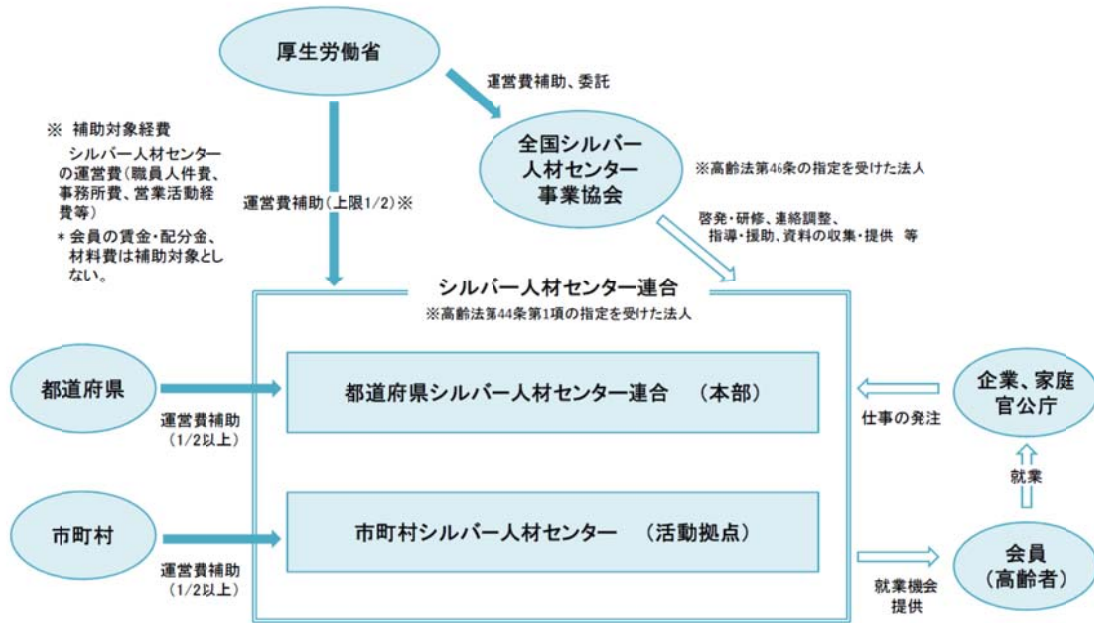
執行方針では、各都道府県単位にあるシルバー人材センター連合（以下、「シルバー連合」という。）は連合本部と活動拠点で構成され、その各々に対し、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額かつ国の予算の範囲内（補助限度額を設ける）の補助金を交付することとされている。但し、その前提として地方公共団体が応分の負担を行うこと、また地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をもってシルバー補助金の額とされている。したがって、実務上いわき市シルバー人材センターは、国からの補助金交付額に準じていわき市に申請し、市は補助対象経費の 2 分の 1 の枠内であることを確かめた上で申請補助金を交付している。

「平成 27 年度高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」より抜粋

#### I 基本的事項

- 1 なお、シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点ごとに、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額かつ国の予算の範囲内において（補助限度額を設ける。）交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの国庫補助金対象経費に係る補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー補助金の額とする。

- 都道府県に設置されるシルバー人材センター連合の一部(活動拠点)として、市町村に設置される市町村シルバー人材センターを位置づけ、都道府県ごとに指定。



直近の5年間の補助金交付額

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金交付額	10,700,000	8,700,000	8,700,000	8,880,000	8,840,000

## (2) 実施した手続き

監査人は、シルバー人材センター運営費補助金事業、補助金算定過程等が適切に行われていることを確認するために、担当者へのヒアリング及び運営費補助金交付決定の伺い、平成 27 年度の国の執行方針他関連資料の閲覧、いわき市シルバー人材センターへの往査等により事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

(平成 27 年度の補助金額について)

平成 27 年度の執行方針、及びいわき市シルバー人材センターへ福島労働局を通じた国からの通知により、当年度の国からの補助金交付額は、従来の運営費補助金 6,480 千円及び新たに創設された「シルバー人材センター事業基盤拡大事業補助金(経過措置加算分含む)」2,360 千円の合計 8,840 千円の交付であった。

一方、いわき市の起案書では、「国の事業方針に準じて運営交付金を交付しており、今年度の交付額は国の交付額と同額とする。」旨の記載があるものの、運営費補助金 8,840 千円として起案・決裁がされており、国の方針と矛盾した形となっている。また、いわき市シルバー人材センターからの補助金等交付申請書も運営費補助金額 8,840 千円と記載されていた。いわき市としては申請書を国の方針に従い提出する運営費補助金と、従来とは別枠での補助金とに区分し、別枠の補助金については、訂正、再提出のうえ、交付する必要があった。【指摘事項】

なお、平成 28 年度においては、新たに「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金」が創設されているが、当該補助金に関しては、従来の運営費補助金と区分して起案・決裁され、またいわき市シルバー人材センターからの補助金交付申請書も区分され提出されている。



(補助対象経費の確認について)

運営費補助金の交付決定を行う際に、市の担当者は補助対象経費の2分の1の枠内にあることを確認しているが、国の交付要綱における補助対象経費以外の項目、例えば、受託事業収益に対する支払配分金や減価償却費も含めて判定している。【指摘事項】

但し、これらを除いて判定した場合でも補助金は2分の1の枠内に収まっており実害はないが正確な判定が必要である。

(個別の交付要綱について)

個別の交付要綱については、定期監査で作成していないとの指摘を受け、保健福祉部において平成27年度において個別の交付要綱を作成した。その第3条(補助金の額)の記載では算定方法が明確でない。【指摘事項】

なお、当該補助金に関しては国の執行方針に準ずる額を交付する他にないため、「また、予算の額の算定に当たっては国の執行方針を参考とする」等の文言の記載を検討する必要がある。

公益社団法人いわき市シルバー人材センター補助金交付要綱

第3条(補助金の額)

補助金の額は、次に定める額の合計額とする。ただし、毎年度に定める予算の額を限度とする。

- (1) 運営費補助金は、人件費及び管理費に係る補助対象経費(高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の対象経費を除く。)にそれぞれ2分の1を乗じて得た額の合計額。
- (2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施に係る補助対象経費の2分の1を乗じて得た額。

(いわき市シルバー人材センターの経理処理について)

補助金交付条件として、申請者は正確な決算書を作成する必要がある。また、執行方針でも基本的事項2において、「シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合(本部及び活動拠点)は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。」とされている。今回、会計処理等を確認したところ、以下の不備事項が散見された。

【指摘事項】

- i 特定資産の帳簿残高と預金残高確認書の不一致
- ii 退職給付引当金に関して一部未計上
- iii 未払消費税の未計上
- iv 注記における退職給付引当金明細の未記載

今後いわき市シルバー人材センターが適切な会計処理等を行っているか確認・指導する必要がある。

(緊急通報システム事業について)

(1) 業務の概要

おおむね65歳以上のひとり暮らしの住民などに対して、緊急通報装置(電話の加入権を持たない低所得の方については、市の福祉電話も併せて)を貸与し、急病などの緊急時に迅速な対応を図る事業であり、緊急時に使用する緊急通報装置(緊急ボタン)の設置と、受信センターにおける対応管理業務を、アイネット株式会社(以下、「受託者」という。)に委託している。

いわき市 HP より抜粋

## 2 対象者

次のいずれかに該当し、緊急時の通報手段として緊急通報装置の必要性が認められる方。

1. おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
2. おおむね65歳以上の方のみで構成する世帯
3. ひとり暮らしで重度身体障がい（身体障害者手帳1から2級）を有する方

受託者との業務委託契約の締結は随意契約によっている。契約締結方法を随意契約とする理由は、いわき市入札参加資格者有資格者名簿に登録している緊急通報システム実施事業所2社のうち、1社は現在の使用している装置と同機種を取り扱っていない状況であったところ、機種変更をすることによる混乱を避けるために現在使用している装置を引き続き活用して本事業を実施できる受託者と契約を締結するためである。また、5年間の長期継続契約となっているが、本事業においては、約1,000台の緊急通報装置や通報受信のための機器が必要であり、事業者は相当の負担を伴うこととなること及び当該機器の耐用年数は5年であり単年度で償却できるものではなく、リース方式とした場合と同様に5年程度の契約として、事業者が参入しやすい環境を整備する必要があるためである。

事業費の推移

(単位:円)

緊急通報システム	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業費	42,230,393	44,615,863	44,069,317	38,646,057	37,476,311

### (2) 実施した手続き

監査人は、緊急通報システム事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び契約の締結に関する起案書、受託者が提出した業務完了報告書、利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認し、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

### (3) 監査の結果

(起案書の記載不備について)

当該事業に関する起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが4件検出された。【指摘事項】

押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。

なお、監査はあくまでもサンプルを抽出した上で実施しているため、すべての事案を確認したわけではない。そのため、今回確認された以外の事案についても同様に記載が漏れている可能性がある。本件に限らず、すべての起案文書に対して再度記載を徹底するように取り組まれない。

(決裁年月日)

**第 35 条** 決裁が終了したときは、当該起案が電子決裁起案の場合にあつては文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録し、押印決裁起案の場合にあつては決裁後の起案文書（以下「決裁文書」という。）に決裁者が決裁した年月日（以下「決裁年月日」という。）を記入するものとする。

(委託料の支払状況について)

受託者が提出した業務完了報告書、利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認した結果、問題は検出されなかった。

(配食サービス事業について)

(1) 業務の概要

在宅の高齢者や重度身体障がい者に対して、栄養バランスのとれた食事を居宅に訪問して定期的に提供することにより、当該高齢者及び重度身体障がい者の自立の促進、生活の質の確保、介護予防、孤独感の解消及び安否の確認を図ることを目的とした事業である。食事の調理と居宅への訪問及び食事の提供に関する業務を 24 法人 25 拠点(以下、「受託者」という。)に委託している。

直近 5 カ年における当該事業の利用登録者数、延べ食数及び事業費用は下記の通りである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用登録者数(月平均)	1, 213 人	898 人	940 人	941 人	914 人
延食数	141, 066 食	134, 402 食	148, 973 食	150, 728 食	146, 809 食
委託料	70, 913 千円	75, 742 千円	83, 818 千円	84, 883 千円	75, 611 千円

受託者に委託されている配食サービスに関する費用のうち、食材料費及び調理費相当分については厚生労働省の「老発第 0609001 号(最終改正老発 0413001)」に基づき利用者負担としており、1 食あたり 350 円を受託者が利用者から直接徴収している。なお、利用者負担額は平成 12 年における事業開始以降同額である。

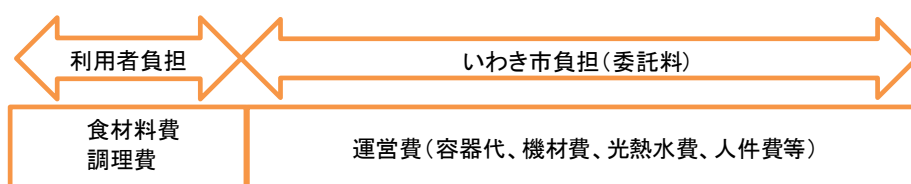
厚生労働省老健局長による通知「老発第 0413001 号 地域支援事業の実施について」より抜粋  
別記 5 利用料

市町村は、地域支援事業の利用者に対し、利用料を請求することができる。

別記 1 (1) イ (ウ) ⑤留意事項

訪問型介護予防事業において、低栄養状態の改善のために特に必要であると判断し配食の支援を実施する場合は、食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを原則とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮を考慮すること。

いわき市は、上記利用者負担以外の容器代、機材費、光熱水費、人件費等の運営費を委託料として受託者に支払っている。「委託業務の概要」に記載の委託料は当運営費分である。



委託料は配食地域及び委託先の拠点地域種類別に設定された 1 食あたりの契約単価と配食数に基づいて算定され受託者に支払われている。なお、平成 27 年度における契約単価は受託者へのヒアリング等によるアセスメントの結果見直しが行われており、下記の通り引き下げられている。

配食地域	平成 26 年度まで	平成 27 年度以降
市街地	550 円	500 円
山間地	750 円	700 円
山間地事業者同一地区内の場合	650 円	600 円

受託者との業務委託契約の締結は一般競争入札ではなく随意契約によっている。契約締結方法を随意契約とする理由は、高齢者及び重度身体障がい者の自立の促進、生活の質の確保、介護予防、孤独感の解消及び安否の確認という事業の目的を達成のために、適切な事業運営が確保できる事業者に委託する必要があることや、既存の受託者が配食サービス事業実施要項に基づいて適切に業務を実施している実績があり委託業務を適切に遂行できると判断していることである。ただし、他事業者による新規の事業参入は可能であり、他の事業者への事業受託の申し込み方法がいわき市のホームページに公表されており、随時申し込みができる制度となっている。

いわき市ホームページより（抜粋）

## 配食サービス事業

### いわき市の配食サービス事業の事業受託を御検討されている事業者の方へ

いわき市の配食サービス事業の事業受託を御検討されている場合は、地域包括ケア推進課事業推進係（連絡先は下記参照のこと）まで御連絡ください。

事業費の推移

（単位：円）

配食サービス事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	70,913,800	75,742,700	83,818,950	84,883,000	75,611,200

東日本大震災の発生により平成 23 年に利用者数が減少した時期があったものの、その後利用者数は増加傾向にあり、委託料も増加傾向にあった。平成 27 年度においては、利用登録者数が減少しているが、これは特別養護老人ホームや介護老人保健施設等への入居者の増加の影響や県外へ避難していた若年層が帰還し利用者と同居するケースが増えたことにより、配食の必要がなくなった利用者が増加した影響である。

## （2）実施した手続き

監査人は、配食サービス事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び契約の締結に関する起案書、新規委託契約の契約締結に関する起案書、業務委託契約書において定められている受託者提出の業務完了報告書、利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認し、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

### (3) 監査の結果

(起案書の決裁状況について)

当該事業に関する契約の締結に関する起案書の決裁状況について問題は検出されなかった。

(報告書の作成及び委託料支払状況について)

業務完了報告書、利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料支払状況を確認した結果、問題は検出されなかった。

(随意契約について)

いわき市は事業を開始した平成 12 年度以降、利用者負担額は変更していない。これは、負担額を増額した場合は利用者の減少が想定され、高齢者及び重度身体障害者の自立の促進、利用者の安否確認等という事業の目的が損なわれること、減額した場合には食材料等の質の低下につながり生活の質の確保といった事業の目的が損なわれることが懸念されることからである。一方で、財政支出となる委託料については、過去数回にわたり引き下げが行われている。しかし、利用者負担とされている食材料費及び調理費についても、食材費及び人件費の実態や利用者に対するヒアリングを基にしたアセスメントを行った上で見直しが行われるべきである。【意見】

利用者負担額を改定しない一方で受託者への委託料のみを減額改定することは、財政支出負担の受託者への転嫁と捉えられかねず、また、受託者が採算をとれず撤退した場合には事業の継続が困難になる状況も考えられるため、利用者負担額及び委託料の設定方法の見直しが望まれる。

また、広域である市全域に対するサービス提供を確保するために 24 法人 25 拠点と多数の受託者と業務委託契約を締結しているが、受託件数が大幅に異なる受託者が混在している一方、同一の単価設定による随意契約を締結していることから受託者によって採算性に乖離が生じている状況であり、このことが契約単価の弾力性を低下させていると考えられる。【意見】

受託者の採算性及び事業の経済性を向上するために、上記の利用者負担額及び委託料の設定方法とともに、一般競争入札や指名競争入札の導入を検討することが望まれる。

(地域生活支援推進事業費について)

#### (1) 概要

経緯	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、「地域包括ケアシステム」の一環として、地域住民と行政・医療・福祉関係者等が協力し、支え合いによる地域づくりを進めていくことが重要である。平成 26 年度の介護保険制度の改正により、平成 29 年度より、要支援者への生活支援サービス（訪問型の家事援助（移動支援・買い物支援・軽微な清掃・ゴミ出し・見守り等）、身体介護、通所型（運動による機能訓練、外出交流等）については、これまでの全国一律サービスのほか、ボランティア、NPO 法人、民間企業、社会福祉法人、住民による支え合い活動等、様々な主体により提供を行うことが示された。
目的	平成 29 年度から予定されている介護予防給付の一部地域支援事業への移行に向け、各主体の中でも、新たに支え合い活動を行いたいと考えている地域住民等を中心に、地域の高齢者にどのような支援が必要かを共に考え、支え合い活動の立ち上げを支援することで、新しい生活支援サービスの創

	<p>出を図ることとし、平成 27 年度より「いわき市住民支え合い活動づくりモデル事業」を開始した。</p> <p>また、支える側の高齢者が居場所や生きがいを得ることで、健康増進にも繋がるのが期待されることから、「支える側の高齢者の健康と生きがいづくり」も目的としている。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・団体・学識経験者等 14 名からなる運営委員会が設置</li> <li>⇒ 委員会がモデル地区・実施団体の選定（市内を 7 つの地区に分け、地区ごとに一つのモデル地区・実施団体）</li> <li>⇒ モデル地区ごとにその実施状況の把握・評価、事業の効果を高めるための助言・指導を行う。</li> <li>・ 区長、民生児童委員、地区内の代表者、地区保健福祉センターや地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員で構成される協議体を設置</li> <li>⇒ 地区内の高齢者等の抱える課題の分析や生活支援ニーズの抽出</li> <li>⇒ ニーズに対応する支え合い活動の創出に向けて協議を行う</li> <li>⇒ 協議体をリードする生活支援コーディネーター（以下、「地域福祉支援員」という。）を 1 名配置し、定期的に各地区の社会福祉協議会職員や地域福祉支援員が参加して担当者会議を行う。</li> </ul> <p>地域福祉支援員の役割は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 社会資源の開発（地域に不足するサービスの創出や支え合い活動の担い手の養成を行う等）</li> <li>ii ネットワークの構築（関係者間の情報共有や支え合いサポーター間の連携の体制づくりを行う等）</li> <li>iii 生活支援ニーズと支え合い活動のマッチング（地域の生活支援ニーズと支え合いサポーターの活動をマッチングさせる等）、生活支援ボランティアを募集・養成し、モデル地区ごとに把握されたニーズにマッチしたサービス活動を行う。</li> </ul>
委託先決定経緯等	<p>（契約形態）随意契約</p> <p>（随意契約の理由）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用。従来 の活動実績から、福祉活動を行う公的団体であると地域 住民に広く認知され、これまでも地域での座談会を開催 し地域ニーズの把握を行うなど、地域住民との協働によ る協議を行ってきた実績があり、今回の事業を行うに当 たってマッチすることが評価されたものである。</p> <p>（契約先）社会福祉法人いわき市社会福祉協議会</p> <p>（委託金額）地域福祉支援員の賃金や法定福利費、協議体委員や生活支援 ボランティア養成講座講師の報償費等の人件費の占める割合が 大きく、その他需用費、事務管理費からなっている。</p>
活動結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 現状分析（要支援対象者の確認・地区内の人的及び物的資源・活動資金等の提供先の把握並びに整理、調査対象者への聞き取り調査を実施し、生活支援ニーズの把握及び分析、課題抽出）を実施し、各地区での各月ごとの協議体の開催</li> </ul>

	ii 現地視察研修・支え合いサポーター研修会の実施 iii 一部支え合い活動の実施 iv 協議体活動の広報・周知のため、地区内の全戸を対象に毎月 1 回の回覧文書の配布
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度は、平成 27 年度、28 年度のモデル事業の評価を行った上で本格実施に移行する。生活支援コーディネーター 8 名を配置し、これまで取り組んできた協議体メンバーの他、企業・NPO 法人・ボランティアグループ・社会福祉法人等多様な主体が参画し、より広域の第 2 層協議体を設置し面的拡大を図りながら、地域課題の把握、支え合いサポーターの育成、フォローアップを行う。</li> <li>コーディネーターと行政が協働で住民向け勉強会やワークショップを定期的に行い、さらにコーディネーターの資質向上のため研修会等を実施する等、諸活動を行う。</li> <li>各協議体の活動継続に向けては、各自治会等において協議体の位置づけを明確にするほか、支え合いサポーターの発掘・養成、有償活動のあり方についても一部協議体において検討を重ねており、今後発行予定の「(仮称)支え合い活動支援マニュアル」に活動のあり方の一つと情報提供することを予定している。</li> </ul>

#### 事業費の推移

(単位：円)

地域生活支援推進事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	0	0	0	0	38,650,889

#### (2) 実施した手続き

監査人は、地域生活支援推進事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び各種起案書、委託先からのモデル事業実施報告書他関連資料の閲覧により事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

#### (3) 監査の結果

(委託契約書における消費税及び地方消費税の表記について)

今回の事業は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に関する関係政省令の施行に伴う地域支援事業関係の規定に関する留意事項について」(厚生労働省老健局)の包括的支援企業非課税告知(生活支援体制整備事業についても非課税の対象とする)により非課税取引となる。しかし、委託契約書の第 4 条(委託料)では、「消費税及び地方消費税を含む」との記載がされている。【指摘事項】

記載の誤りがあったとしても実質的には非課税取引であるので、委託契約書としての効力は有効と考えられるが今後注意が必要である。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に関する関係政省令の施行に伴う地域支援事業関係の規定に関する留意事項について」(厚生労働省老振発 0703 第 1 号、老老発 0703 第 1 号 平成 27 年 7 月 3 日)より抜粋

#### (2) 包括的支援事業非課税告示

○ 包括的支援事業非課税告示において、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業及び在宅

医療・介護連携推進事業に係る資産の譲渡等についても、非課税の対象とすることとした。

(いわき市地域交流センター三和ふれあい館デイサービスセンターについて)

(1) 概要

中山間地域における高齢者等の居住生活支援のための便宜を総合的に供与し、地域交流及び地域福祉の推進に資するために設置した施設である。当該デイサービスセンターの管理に関しては、民間事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対するデイサービスセンターが行うサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るために指定管理者が行っている。

なお、当該指定管理者については、委託料方式ではなくデイサービスセンターに係る利用料金を収入として収受できる契約となっている。

指定管理者の収支状況は以下の通りである。

(単位:千円)

	実績額				計画額
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
通所介護収益	20,800	22,458	27,892	29,267	28,000
福祉施設利用料	1,586	1,281	1,926	2,013	2,000
福祉雑収入	447	380	0	10	50
福祉事業収益 計	22,833	24,119	29,818	31,290	30,050
福祉事業費用	20,545	21,658	22,949	30,730	29,900
福祉事業利益	2,288	2,461	6,869	560	150

(2) 実施した手続き

監査人は、指定管理者による資産管理が適切に行われていることを確認するため、備品台帳による現物確認及び担当者へのヒアリングを行い、資産管理事務の概要を把握、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

(現物管理について)

施設の固定資産を視察した際、下記のボイラー（石油給湯器）、濾過機について経年劣化による一部取替工事であること、工事費が 30 万円を超えなかったことから全額指定管理者が負担したとの説明を受けた。ボイラー、濾過機の修繕（取替）工事は、管理施設の維持補修と考えており、固定資産台帳への登載はしていないとの回答である。【意見】

既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。

また、修繕費用が高額になる故障が発生した場合、指定管理者とその都度対応を協議しているが、議事録や協議記録は作成していないとの回答を得た。【意見】

協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。





(トイレ改修について)

トイレ改修については、介護の観点から整備が必要と考え、平成 26 年頃に指定管理者が 300 万円程度の負担で改修を行っているが、管理施設の維持補修に該当すると考え、固定資産台帳の登録を行っていない。【意見】

既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登録する必要がある。

また、協定書では「管理施設の維持補修等に係る費用が 30 万円を超えるときは協議のうえ実施方法及び負担方法を定める。」となっているが、協議結果を文書化して保存していない。【意見】

協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。



なお、協定書第 4 条において、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならないと規定されている。しかし協議内容が不明であるものの指定管理者が 300 万円の負担をしていることについては、負担関係が対等とは言えないと判断する。今後、協議文書を作成することは前述した通りであるが、そもそも管理施設の所有者である市が負担することも検討する必要がある。

(いわき市老人福祉センター及び老人憩いの家について)

(1) 概要

(施設の概要)

いわき市老人福祉センター及び老人憩いの家は、昭和 38 年公布の老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため設置され、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入され、老人福祉法の他、いわき市老人福祉センター条例、いわき市老人憩いの家条例等に基づき管理運営を行い現在に至っている。

現在では、高齢者の介護予防を図るための「いきいきデイクラブ」の拠点ともなっており無料で利用できる。

「老人福祉法」第15条より抜粋

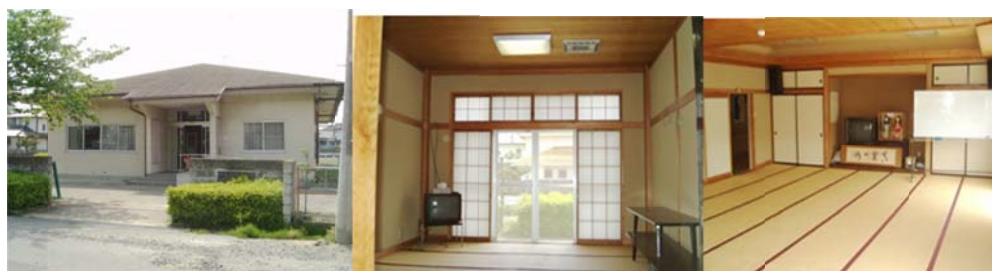
第5項 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

平成27年度末の施設は以下の通りとなっている。

施設名称	建築年月	敷地面積	延床面積	利用者数
平老人福祉センター	昭和57年3月	610.53 m <sup>2</sup>	197.74 m <sup>2</sup>	8,708人
勿来老人福祉センター	昭和55年3月	524.00 m <sup>2</sup>	197.64 m <sup>2</sup>	6,906人
内郷老人福祉センター	昭和56年3月	1,108.86 m <sup>2</sup>	222.64 m <sup>2</sup>	7,422人
四倉老人福祉センター	昭和58年3月	675.00 m <sup>2</sup>	198.00 m <sup>2</sup>	8,996人
小名浜老人憩いの家	昭和50年3月	1,723.46 m <sup>2</sup>	246.24 m <sup>2</sup>	8,605人

(出典 保健福祉部 指定管理者施設管理状況評価結果)

参考：勿来老人福祉センター



外観

教養娯楽室

集会室

(指定管理者選定経緯)

平成25年度、指定期間の終了に伴い、「いわき市指定管理者に関する基本方針」に基づき、市内に主たる事業所を置き、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人等を対象として1か月公募を行った結果、2団体が応じ（1団体は平老人福祉センターのみ公募）、審査、指定に関する議会の議決を経て、前回と同様財団法人いわき市社会福祉施設事業団が選定された。

(各施設の収支及び利用件数・利用者数の状況)

平成27年度の各施設の収支及び利用件数・利用者数の状況は以下の通りである。前年度の利用件数（3,642件）に対し増加傾向であり、今後、地域包括ケアシステム構築のための利用拠点としての利用も期待できる。

(単位：千円)

項目		平	勿来	内郷	四倉	小名浜	計
収入	指定管理料	3,337	3,235	3,235	3,489	3,274	16,570
支出	給料	134	134	134	134	134	670
	職員手当	33	33	33	33	33	165
	共済費	321	248	248	233	248	1,298
	人件費計	488	415	415	400	415	2,133
	賃金	1,783	2,036	2,002	2,126	2,008	9,955
	水道光熱費	256	174	198	198	181	1,007
	その他経費	328	232	267	590	323	1,740
その他管理費	482	378	353	175	347	1,735	

	管理費計	2,849	2,820	2,820	3,089	2,859	14,437
	支出計	3,337	3,235	3,235	3,489	3,274	16,570
収支差額	収入－支出	0	0	0	0	0	0
	利用件数（件）	755	583	689	916	814	3,757
	利用者数（人）	8,708	6,906	7,422	8,996	8,605	40,637

（出典 保健福祉部 指定管理者施設管理状況評価結果及び指定管理者の事業報告書）

#### 事業費の推移

（単位：円）

老人福祉センター 等施設事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	13,076,000	13,076,000	13,076,000	16,570,000	16,570,000

#### （2）実施した手続き

事業の内容、指定管理業者の選定経緯、指定管理料等について適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリングを行い、いわき市老人福祉センター及び老人憩いの家に係る指定管理者公募、協定締結の伺い他、関連各種書類、指定管理料の算出過程資料、及び各施設の事業報告及び収支状況の各種資料の閲覧し、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているのかの検証を行った。

#### （3）監査の結果

（指定管理者からの適切な収支状況報告について）

収支状況は、指定管理者からの収支状況報告書をもとに作成されているが、どの施設も収支差額は0円となっている（平成26年度も同様）。一方、収支実績に関して、指定管理者が作成している正味財産増減計算書内訳表では収入金額は16,570千円に対し、支出額は14,835千円となっており、収支差額は1,735千円のプラスとなっており、収支状況報告書と相違している。【指摘事項】

各老人福祉センターの収支状況報告は、その年間活動による実績を市側が確認するために正確な数値を記載する必要があるため、市は指定管理者に適切な報告を行わせるとともに、次年度以降の予算の見直し等行う他、必要な措置を講ずる必要がある。

なお、一般的に、指定管理者制度における指定管理料に対する支出は、業務の対価に対する支払いであり、指定管理者にある程度の利益が生じても、経営努力による利益は原則として指定管理者に帰することにより指定管理者のインセンティブ向上を図れるものと考えられ、基本的に精算の義務はないと解され、各老人福祉センターの管理に関する協定書においても、指定管理料に対する支出実績額の精算条項は含まれていない。指定管理者側で収支差額はゼロでなければならないと誤解し、調整した支出額を報告してきた可能性がある。

（各施設の耐震化状況について）

昭和56年6月1日に建築基準法施行令が改正され新耐震基準が導入された。各老人福祉センター等施設の内、新耐震基準導入前に建築された小名浜老人憩いの家、勿来老人福祉センター、内郷老人福祉センターの3施設がある。市は平成28年3月に国の耐震改修促進法等に基づき、平成19年度に「いわき市耐震改修促進計画」（以下、「計画」という。）を策定し平成27年度での終了予定を、平成32年まで延長することとした。この中で、市の有する建築物（旧耐震基準による特定建築物等の対象のもの）の耐震化を平成32年度までに100%（この数字には耐震診断

をクリアしたものも含まれる) とすることを目標としている。

上記3施設については、特定建築物ではないことから、現時点で耐震診断は実施されておらず、上記の計画の中にも含まれていない。また、保健福祉部では耐震診断の予算要求は行っているものの、まだ要求は通っていないとのことである。【意見】

計画の中で、特定建築物ではないが、一定の小規模建築物も対象となることが明記されており、3施設合計で、年間延べ利用件数 2,086 件、延べ人数 22,933 人に活用されている施設でもあり、今後、市は優先的に耐震診断することが望まれる。

## 2. 基本目標 2

基本目標 2	(1)地域包括支援センターの機能強化	No.1	地域包括支援センター運営事業	
	(2)地域ケア会議の充実	No.2	包括的・継続的マネジメント事業	
	(3)介護予防の推進	No.3	介護予防意識の普及・啓発	介護予防普及啓発事業
	(4)介護予防の推進(一次予防)	No.4	いわき市シルバーリハビリ体操事業	介護予防人材育成事業
		No.5	筋力アップ教室	地域介護予防活動支援事業
		No.6	口腔歯つらつ教室	地域介護予防活動支援事業
		No.7	いきいきデイクラブ事業	地域介護予防活動支援事業
	(5)介護予防の推進(二次予防)	No.8	生活機能評価事業	
		No.9	健康応援高齢者(二次予防事業対象者)把握事業	
		No.10	転倒・骨折予防教室	運動器機能向上事業
		No.11	お口と栄養バイタルアップ教室	栄養改善事業
		No.12	訪問栄養・訪問歯科指導	栄養改善事業
		No.13	元気はつらつ教室	運動器機能向上事業・栄養改善事業
	(6)被災高齢者への支援	No.14	仮設等住宅入居高齢者見守り事業	
		No.15	一時提供住宅入居者生活再建相談事業	
		No.16	一時提供住宅入居者等見守りサポートシステム構築事業	
		No.17	被災者健康支援事業	
	(7)健康・生活習慣に関する指導	No.18	生活管理指導短期宿泊事業	
		No.19	健診結果説明会	健康度評価事業
		No.20	訪問指導	健康診査事業
		No.21	訪問口腔・訪問栄養指導	口腔・栄養ケア推進事業
	(8)防犯・消費者被害対策の推進	No.22	防犯まちづくり推進事業	
		No.23	消費生活センター機能強化事業	
		No.24	消費者被害の防止	消費生活センター運営事業
	(9)認知症対策の推進	No.25	認知症サポーター養成講座	認知症ケア総合支援事業
		No.26	認知症初期集中支援チーム	認知症ケア総合支援事業
		No.27	認知症多職種協働研修会	認知症ケア総合支援事業
		No.28	認知症地域支援推進員の配置	認知症ケア総合支援事業
		No.29	認知症カフェ事業	認知症ケア総合支援事業
		No.30	はいかい高齢者SOSネットワーク事業	
		No.31	徘徊高齢者家族支援サービス事業	

(地域包括支援センター運営事業費について)

### (1) 概要

#### ①総合相談支援業務

支援を必要とする高齢者の早期発見、早期支援につなげるため、地域関係者・住民等へ地域包括支援センターの機能・役割の啓発を実施。また、センター職員を地区担当割制とし、より多くの情報が寄せられるような働きかけを行う。

#### 【総合相談対応件数及び訪問件数】

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総合相談延件数 (件)	3,390	3,452	4,030	3,723	3,791
総合相談に関する訪問延件数 (件)	6,400	7,819	7,749	6,508	6,497

#### ②権利擁護業務

虐待に関する通報を受けた後の事実確認から、情報共有や支援方針の協議の場として地区保健福祉センター、いわき市権利擁護成年後見センターと虐待ケア会議を開催し、対象者への支援を行う。

いわき市権利擁護成年後見センターから権利擁護関連ケースに対するスーパーバイズを受けるとともにセンター主催の研修に参加し相談対応の能力向上を図る。

#### 【相談件数及び虐待ケア会議開催数】

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
虐待相談件数	77 件	89 件	91 件	70 件	104 件
虐待ケア会議開催数	62 回	96 回	143 回	115 回	142 回

#### 【成年後見相談件数】

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
成年後見相談件数	48 回	89 回	111 回	69 回	61 回

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

訪問介護事業所や地域密着型事業所の介護支援専門員だけでなく医療従事者へも参加要請をし、虐待や認知症対応に関する勉強会、ケース検討、現状と課題の共有などを通して、顔の見える関係から一歩踏み込み今後の連携が図りやすくなるよう努める。また、いわき市医師会との共催で在宅医療出前講座を市内7か所で開催。病院勤務医・個人開業医から、健康で長生きするための講演と地域包括支援センターからはセンターの役割に関する講演を地域住民に対し実施する。

#### ア地域内介護支援専門員に対する支援

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
困難事例に対する支援・制度説明等	599 件	523 件	740 件	686 件	724 件
事業所などへの訪問回数	263 回	382 回	394 回	477 回	409 回

#### イ介護支援専門員会議の開催数・参加者数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年間開催数	52 回	43 回	43 回	42 回	43 回
延べ参加者数	1,286 人	1,294 人	1,294 人	1,286 人	1,673 人

### ④地域ネットワークづくり（共通基盤整備）に関する業務

支援対象者の早期発見・早期支援の基盤づくりのため、地域内高齢者の状況把握、介護予防や交流の場づくりのため、民生児童委員のほか自治会や消防団、商店会やボランティア団体、一般企業など地域の様々な団体との関係構築、地区保健福祉センターとの連携に努め、「地域包括ケアシステム」を実現させるため、小地域ケア会議を開催する。また、個別ケースの課題解決に向け支援内容を検討する個別ケア会議も実施する。

小地域ケア、個別ケア会議の実施状況は以下の通りである。

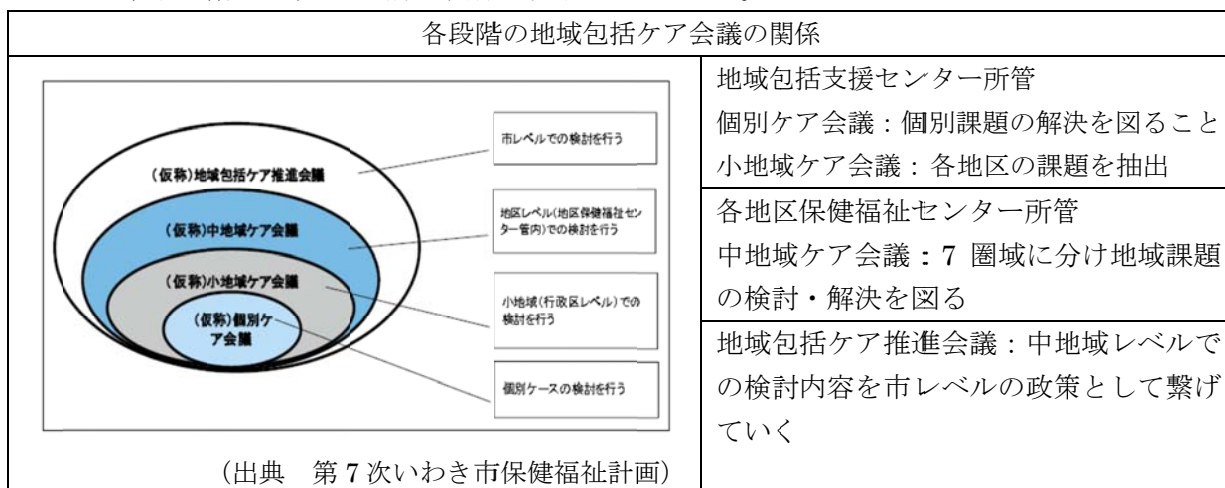
#### ア小地域ケア会議

地域包括支援センター名称	平成 26 年度		平成 27 年度	
	開催数 (回)	延べ参加者 総数 (人)	開催数 (回)	延べ参加者 総数 (人)
平	13	530	14	427
小名浜	4	96	13	302
勿来・田人	6	131	4	77
常磐・遠野	8	196	5	84
内郷・好間・三和	3	109	6	119
四倉・九之浜大久	3	60	5	128
小川・川前	21	413	10	206
合計	58	1,535	57	1,343

## イ個別ケア会議

地域包括支援センター名称	平成 26 年度		平成 27 年度	
	開催数 (回)	延べ参加者 総数 (人)	開催数 (回)	延べ参加者 総数 (人)
平	2	25	7	71
小名浜	3	39	3	25
勿来・田人	7	47	12	72
常磐・遠野	7	67	7	52
内郷・好間・三和	1	12	4	38
四倉・久之浜大久	0	0	2	13
小川・川前	3	29	4	31
合計	23	219	39	302

個別ケア会議の協議テーマを見ると、「徘徊のある認知症高齢者をいかに地域が支えるか」関連のテーマが多く、認知症に対する取り組みが重要となってきた状況が理解できる。  
なお、各段階の地域ケア会議の関係は以下の通りである。



### ⑤認知症の方やその家族を支援する業務

市の高齢者保健福祉計画に基づき、認知症高齢者の実態把握、認知症の予防・啓発、認知症サポーター養成講座を実施する中で、昨年に引き続き小・中・高校生その他、企業や公団を対象にも実施する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
認知症サポーター養成講座開催数 (回)	38	65
認知症の講話等実施数 (回)	85	20

### 事業費の推移

(単位:円)

地域包括支援センター運営事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	160,025,000	159,354,000	161,731,865	166,414,374	167,992,487

### (2) 実施した手続き

監査人は、地域包括支援センター運営事業、担当部署へのヒアリング及び具体的な運営内容、予算書や契約書他関連資料、また新しい総合事業への移行に伴い、予想される業務の変更点等の関連資料の内容を確認し、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検

証を行った。

### (3) 監査の結果

(業務委託料について)

現在、職員人件費に関しては、職員配置人数(定数)に職員人件費単価(市条例別表)を乗じて計算しているが、職員は業務委託外の指定介護予防支援事業を行っており、この分は差し引いて算定する必要がある。なお、市に報告される事業集計報告書の集計時間では、指定介護予防支援事業の時間が全業務時間に対し約30%を占めている状況である。【指摘事項】

今般、以下の「地域包括支援センターの運営費に関する地域事業交付金の算定方法について」の通知(平成28年11月29日)が厚生労働省老健局から公表されており、兼務人件費の問題がクローズアップされており、早急な対応が必要である。

厚生労働省老健局振興課長通知(平成28年11月29日より抜粋)

地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について

#### 1. 地域支援事業交付金の取扱い

(1) 地域包括支援センターの運営経費

(2) 兼務職員の人件費の算定

地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援や第1号介護予防支援を兼務する人件費については、包括的支援事業に従事した分のみが対象経費となることから、兼務職員の人件費については、包括的支援事業の実施に必要な経費が包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金の対象となる。

(地域包括支援センターの定員基準の再検討について)

平成26年度介護保険制度改正において、地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性が示され、その中で人員体制を業務量に応じて適切に配置することが求められている。定員数は定員基準より算出されるが、現在の定員基準は、平成19年地域包括支援センター設立時に定められたものである。【意見】

今後増大する業務量と現在の定員数が齟齬をきたしている可能性も考えられ、定員基準の再検討を行うことが望まれる。

(地域包括支援センターからの月次提出書類について)

委託契約書に係る事業仕様書によれば、ネットワークいわきは、実施した月ごとに翌月15日までに以下の書類を市に提出するものとしている。

ア. 地域包括支援センター業務状況報告書

イ. 介護予防ケアプラン作成実績表

ウ. 介護予防事業関係報告書

エ. 評価等に関する報告書

オ. 高齢者虐待相談、成年後見の相談に関する報告書

但し、毎月市へ提出している報告書は上記名称と異なったものもある。仕様書の「項目10. 事業に関する記録及び報告」で、各報告書は「別に定める様式」により市に提出するものとする、とされている。担当者のお話では、「別に定める様式」は従来からの報告様式と理解しており、特段の様式に関する規程は存在しないとのことである。仕様書の報告事項と現在の報告書の整合性、記載内容を確認した結果は、以下の通りである。



	仕様書における報告事項	実際の報告書
ア	地域包括支援センター業務状況報告書	各センターの事業別時間集計表
	実際の報告書である「各センターの事業別時間集計表」には、各地域包括支援センターにおける事業項目毎の取扱件数及び全体に占める当該事業毎の所要時間比率等が示されている。但し、他の実際の報告書（イ．～オ．）に記載される取扱件数との関係が不明瞭である。	
イ	介護予防ケアプラン作成実績表	介護予防ケアプラン作成実績表
	介護予防ケアプラン作成実績表には、毎月の委託件数及び直営件数が記載されるが、事業別時間集計表のどの数値に合致（あるいは含まれるか）するのか、また、当該情報が諸施策にどのように活用されているのかが不明瞭である。	
ウ	介護予防事業関係報告書	健康応援高齢者状況表
	健康応援高齢者状況表については、当該状況表に記載される取扱件数が、事業別時間集計表のどの数値に合致しているか（あるいは含まれるか）が不明瞭である。また、当該状況表では、健康応援高齢者へのアプローチ方法から始まり、二次予防事業への誘導の可否について、詳細な統計数値が記載されている。	
エ	評価等に関する報告書	更新認定の結果一覧表
	更新認定の結果一覧表については、要支援 1、要支援 2 の、介護度変更者数を記載している。変更の理由等の情報の記載がなく、単なる人数の羅列になっている。	
オ	高齢者虐待相談、成年後見の相談に関する報告書	虐待・権利擁護に関する相談件数（実数）
	虐待権利擁護に関する相談件数（実数）には、毎月の相談件数（実数）が記載されているが、事業別時間集計表のどの数値に合致しているか（あるいは含まれるか）が不明瞭である。	

上記のような状況であり、現状の報告書が市の今後の地域包括支援センター運営事業の遂行に当たって役立つ資料となっているのか疑問が残る。【意見】

現状の報告書間の関連性を明確にさせるとともに、市として事業遂行状況を適時に検討するために現状の報告書で十分なのか、また別の追加資料が必要なのか再度検討することが望まれる。

（地域包括支援センターの評価について）

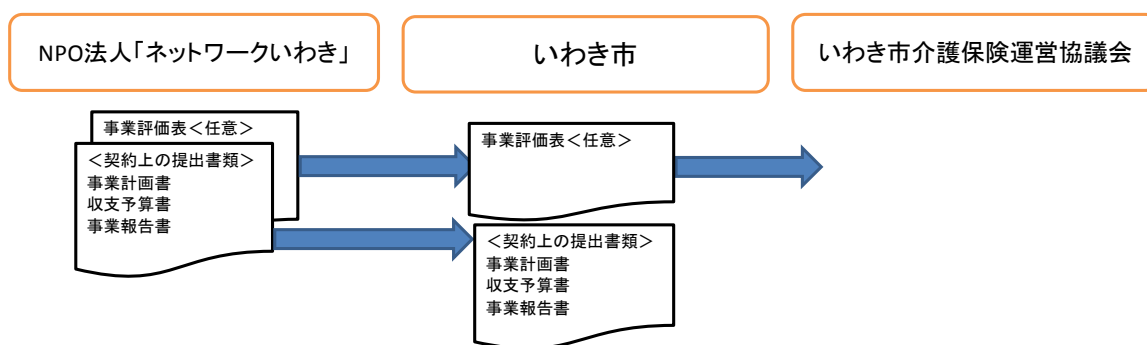
地域包括支援センターの評価は、ネットワークいわきによる自己評価、市による評価、介護保険運営協議会による第三者評価から構成されている。

ネットワークいわきによる自己評価は、中間と年度に作成している「事業評価表」により行われる。「事業評価表」はネットワークいわきの事務局長が計画段階で各センターが設定した目標をレビューし、目標に対する活動実績を中間と年度で各センターが自己評価した上で、再度事務局長がレビューすることで作成される。その後、ネットワークいわきの理事会において各センターの管理者がその内容を説明し質疑応答が行われる。また、各センターが自己評価を的確に行うため、外部有識者による評価の研修も実施している

年度の「事業評価表」は、事業報告書及び収支決算書に添付して業務成果物として市へ提出され、市ではこれをレビューの上要約、毎年第 2 回目の介護保険運営協議会へ報告し、その席上で検討、評価を受けている。

市による評価は、「事業評価表」の他、年度当初提出の事業計画書及び収支予算書と年度末に提出される事業報告書及び収支決算書の対比、また月次に提出される月次提出書類により、主として書類でのみ評価が行われている。【意見】

「事業評価表」及びその他の提出書類の流れを示せば以下の通りとなる。



市による評価は、現在、主として上記書類によるものであるが、地域包括支援センターに対する業務委託費が多額であり、かつ今後業務量が増大、また重要度を増すことを鑑みれば、市は書類のみの評価だけではなく、積極的に先方にも出向いたうえで、今まで以上に業務実態を把握し、その結果に基づき評価を行うことが望まれる。

委託契約書より抜粋

第 10 条

甲（いわき市）は、前条及び仕様書に定めるもののほか、乙（受託者）に対し、必要に応じて事業の実施状況について報告を求め、帳簿その他の関係書類の調査を行うことができる。

（地域包括支援センターの認知度向上について）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた町で安心して暮らしていただけるように、包括的支援活動を行っているが、その機能を十分に発揮するには、高齢者を含めた地域住民に対する認知度向上がより求められる。

平成 26 年第 7 次保健福祉計画策定に際し、地域住民等に対し種々のアンケート調査を実施している。その中で、第 1 号被保険者（65 歳以上の地域住民）及び第 2 号被保険者（40 歳～64 歳の地域住民）各々 1,500 人を無作為に抽出し、地域包括支援センターの認知度に対する質問を行ったところ、「あまりよく知らない」「聞いたこともない」を合わせると各々 66.8%、68.0% に達している。

地域包括支援センターの認知度

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
知っており活用している	6.6%	5.5%
知っているが活用したことはない	18.9%	21.2%
あまりよく知らない	49.6%	44.7%
聞いたこともない	17.2%	23.3%
無回答	7.7%	5.3%
計	100.0%	100.0%

現在、地域包括支援センターは、広報誌「結い」の発行（年 2 回）、高齢者の集まる場所（地域のイベント他）での PR、パンフレット・チラシの設置依頼、ホームページの更新、フェイスブックの新設等を通じて、広報・啓発活動に努めてはいるが、現状は上記の通り認知度は低

い状況であり、現在の方法だけでは住民に対する認知度向上には限界があるものと考えられる。

【意見】

今後、従来実施してこなかった広報・啓発活動を検討し、認知度向上に努めることが望まれる。

(地域包括支援センターの開設時間等について)

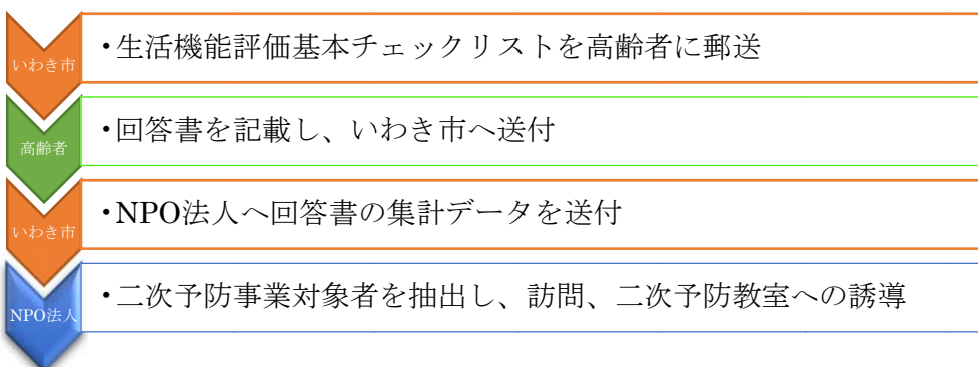
地域包括支援センターの開設時間は、本庁と同様に月～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までである。この為、土日・祝日に対しては、関係者に携帯で連絡できる体制によっているとの説明を受けた。【意見】

各支援センターは、市役所の本庁・支所や地域の保健福祉センター内に開設しており、独自に開設時間を延長したり、土日・祝日に開設することは難しいものと考えられるが、高齢者の子供夫婦等共働きで土日・祝日窓口面談の実施を望むケース等の増加も想定されることに鑑み、仮設のセンターを設ける、また隔週開設する等、土日・祝日開設に向け柔軟な対応をとることが望まれる。

(二次予防事業対象者把握事業について)

(1) 概要

平成 23 年度から、いわき市は 65 歳以上の高齢者（新規に 65 歳になる方及び介護認定を受けていない方）に対し、基本チェックリストを送付して対象者を把握してきたが、地域訪問活動の際に基本チェックリストを持参し対象者を把握する場合もある。基本的活動の流れは以下の通りである。



二次予防事業対象者と事業参加者実数の割合は以下の通りである。

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A 65 歳以上人口	84,619 人	87,228 人	89,228 人	91,613 人	93,566 人
B 二次予防事業対象者数	900 人	7,101 人	11,669 人	8,395 人	9,462 人
C 二次予防事業参加者数	251 人	641 人	698 人	823 人	637 人
B/A 65 歳人口に占める 二次予防対象者数の割合	1.06%	8.14%	13.08%	9.16%	10.11%
C/A 65 歳人口に占める 二次予防事業参加者割合	0.3%	0.73%	0.78%	0.9%	0.68%

平成 23 年度は制度開始年度でもあり二次予防事業対象者の把握数も少なく、高齢者に対する事業、参加割合も低かった。

その後、二次予防事業対象者数は飛躍的に増加したものの事業参加割合は低く国の目標値である高齢者数に対する二次予防事業参加者割合 5%に達していない。

また、従来、二次予防教室への参加者が少なく、いわき市の教室運営期間も例年 3 か月と短期であり、どの程度の予防効果があるか不明な点もあった。

今般の介護保険制度改正により、平成 29 年 1 月以降、「新しい総合事業」では、これまでの一次 予防事業、二次予防事業を区別することがなくなるため、この総合事業への移行を見据え、市は平成 26 年 12 月以降基本チェックリスト郵送を中止している。ちなみに、平成 26 年 12 月に行った際の基本チェックリスト発送数は 61,605 件、回答数(回収率)は 34,885 件(56.6%)であった。

なお、今後市は上記に該当する対象者を把握するため、地域包括支援センターでは、本人や家族の各保健福祉センターへの相談や各関係機関・民生委員・地域住民・地域ケア会議等からの情報をもとに、基本チェックリストにより把握することとしている。

#### 事業費の推移

(単位：円)

二次予防事業対象者把握事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	168,027,000	167,422,600	169,822,658	179,728,044	181,432,566

#### (2) 実施した手続き

監査人は、二次予防事業対象者把握事業について、担当部署へのヒアリング及び具体的な運営内容、予算書や契約書、総合事業への移行に伴い、予想される業務の変更点等の関連資料の内容を確認し、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

#### (3) 監査の結果

(基本チェックリストの利用について)

介護保険制度改正により、市は平成 26 年 12 月以降基本チェックリスト郵送を中止している。

#### 【意見】

地域包括支援センター担当者のお話では、地域の民生委員やケアマネージャー・医師・住民等との連携強化、地域ケア会議での情報共有、各種サークルへの基本チェックリストの持参等、積極的に高齢者情報の把握に努めているとの回答を得たことから、基本チェックリストの回収による予防対象者情報は、支援ツールとしては重要であり、平成 27 年度においても基本チェックリストの郵送は、直近の情報を入手する点で有意義であったと思われる。今後、限定的な範囲での郵送を検討すべきである。

参考：「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についての Q&A (平成 26 年 9 月 30 日版) (老健局振興課法令係) 【一般介護予防事業】より抜粋

問 5 従来の二次予防事業対象者把握事業のように、チェックリストを全数配布する等を、一般介護予防事業の介護予防把握事業において、実施しても差し支えないか(対象経費と認められるか)

回答(抜粋) 5. なお、基本チェックリストを配布・回収する方法が、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な方法ということであれば、当該方法により把握するものではないが、例えば、単身世帯や老々世帯に対象を絞って行う等、上記の趣旨を鑑みて実施していただきたい。(当該経費は、地域支援事業の経費として計上可能)

(いきいきデイクラブ事業について)

(1) 概要

地域における高齢者の自主的な介護予防に資する活動を育成及び支援並びに介護予防に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態又は要支援状態となることの予防を図るとともに、これらの活動を通じ、高齢者が自ら介護予防にむけた取組を実施する地域社会を構築するために、地域内の集会所、公民館、老人福祉センター等身近な場所において、介護予防に関する知識の習得、軽度の運動、趣味活動などの取組を行っている。

事業費の推移

(単位：円)

地域介護予防活動支援事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	18,021,548	22,348,573	23,706,830	28,366,815	27,429,104

当該事業費は、最近数年間は 2 千万円から 3 千万円弱程度で推移している。また、当該事業には、利用者の承認を除く事業の一部を適切な事業運営が確保できると市長が認めた社会福祉法人等に委託することができることとなっており、社会福祉協議会、社会福祉施設事業団との随意契約を締結している。当初の設計書における想定実施回数は以下の通りである。

運営体制	設計回数	開催会場	実績回数	開催回数差
社会福祉協議会	1,400 回	123 会場	1,665 回	265 回
社会福祉施設事業団	520 回	7 会場	444 回	▲76 回
計	1,920 回	130 会場	2,109 回	189 回

(2) 実施した手続き

監査人は、いきいきデイクラブ事業の設計、契約、精算等が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

(単価の設定について)

当該事業は、過去の実績データから一律 13,200 円/開催の単価契約である。見積書は徴求しているが、設計金額と同額となっている。【意見】

積算根拠が変動していないとの説明を受けたが、契約先が同一の相手先であることから、外部への見積依頼により、現行の予定価格（設計金額）が妥当であるか否か判断する必要がある。

(平成 27 年度開催見込の算出について)

①1 箇所 1 月の平均開催数

平成 27 年度開催回数見込の算出は、過去 4 年間の開催実績より算出しているが、過去の開催回数を担当課で再計算した結果、回数が相違している。

いわき市社会福祉協議会分

対象年度	見込延開催数	再計算値
平成 24 年度	1.057 回	1.063 回
平成 25 年度	1,185 回	1,644 回
平成 26 年度	1,368 回	1,356 回

いわき市社会福祉施設事業団分

対象年度	見込延開催数	再計算値
平成 23 年度	438 回	426 回
平成 24 年度	426 回	457 回

②開催回数積算における端数処理

平成 27 年度開催回数積算の際に、開催会場の 12 か月分について、平成 26 年度 1 会場月平均回数を算定しているが、積算上は端数処理している。

いわき市社会福祉協議会分

	計算値	積算値
当初	1,440 回	1,400 回
再計算	1,464 回	1,400 回

いわき市社会福祉施設事業団分

	計算値	積算値
当初	526 回	520 回
再計算	531 回	520 回

上記のように、平成 27 年度委託設計書を算定する際の計算根拠は、誤って集計されている。【意見】

端数処理の関係から、結果として開催予定回数に変更は生じなかったが、設計積算の計算は適切に行う必要がある。なお、端数については、今回、設計上の回数となるよう処理されたようにも捉えられるため、端数処理の基準を明確にする必要がある。

(決裁等について)

当該委託契約の簿冊を確認したところ、見積日付、契約日、決裁日が全て平成 27 年 4 月 1 日となっていた。事実上、決裁等の検討を含めて同日付での対応は現実的でないと考えられる。今後は、実際の日付での記載を検討して頂きたい。【意見】

(実績精算について)

当該契約は、回数当たりの単価によって契約締結されており、実際の実績回数といわき市が計画(予算)している回数は相違することが想定され、過年度においても計画回数を上回っている。平成 26 年度は、他の予算を流用する等の対応によって、実績回数で精算していた。平成 26 年度に予算が不足する理由において、「地域の自主性により、高齢者が自ら介護予防に向けた取組を実施するため、実施回数や新規実施等に対する制限は設けず、住民主体の取組として活動内容の充実を図っており、単価契約とすることで実施回数に応じた対応としています。本年度においては、活動が活発的に展開したため、当初予算を上回るようになった。」と記載されている。一方、平成 27 年度においては、予算超過が認められず、いわき市の予定した回数超過分については、受託者が自己負担している。【意見】

市において各事業の進捗状況評価に記載の実施回数は、受託者が自己負担している回数も含まれているが、本来は市の負担した回数のみで評価する必要がある。また、平成 27 年度は、当初、受託者が新規開設なしとの報告に対して、実際には新規開設を行ったこと、前年度と比較しても回数が超過することとなった際に、事前協議していなかったこと等が協議報告書に記載されてい

る。事業目的の達成のために必要な事業であれば、受託者に負担を強いることなく、基本的には実績回数で精算すべきであり、今後は当初の計画回数を超過する場合の取扱いについて、契約書に明記する必要がある。

(随意契約について)

契約書簿冊内資料において、随意契約を実施する具体的な理由については、事業開始当初から契約していること、契約先の実態から他の契約先を選定していない状況が記載されている。しかし、平成 27 年度において実施回数が超過したことについては、事業委託設計書の算定が適切でない可能性、同一の契約先との契約の継続等の要因も考えられることから、積算方法、他の契約先の選定等を検討する必要があると考える。

(「転倒・骨折予防教室」、「元気はつらつ教室」、「お口と栄養バイタルアップ教室」参加者送迎業務委託について)

(1) 概要

いわき市の介護予防事業である「転倒・骨折予防教室」、「元気はつらつ教室」、「お口と栄養バイタルアップ教室」の参加者の内、開催地（実施施設）への通所手段を有していない参加者やバス等の公共交通機関を利用しての通所が困難な参加者に対する自宅・開催地間の送迎業務をいわき市タクシー事業協同組合(以下、「受託者」という。)に委託している。

直近 5 カ年における当該事業による配送人数及び配送対象となる教室等の開催回数、委託料は下記の通りである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配送人数	1,464 人	3,652 人	2,668 人	2,804 人	1,827 人
開催回数	136 回	316 回	344 回	264 回	272 回
委託料	4,588 千円	8,875 千円	6,450 千円	5,550 千円	4,423 千円

配送人数は、介護予防事業等の開催回数等により変動しており、委託料も配送回数及び開催地の状況によって変動している。

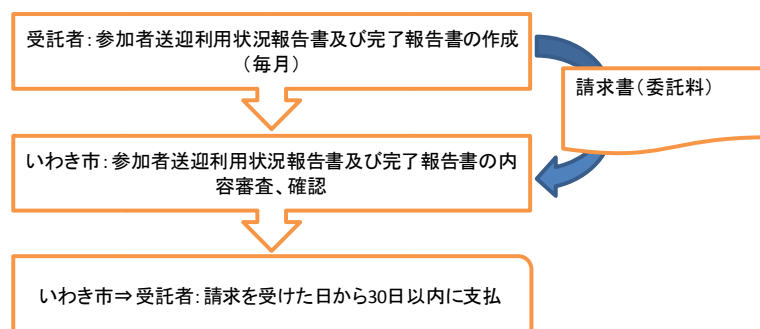
当該委託料は、下記の距離制運賃と待ち料金等からなっている。距離制運賃と待ち料金の体系については、国土交通省東北運輸局が公示している一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃の料金体系によっている。待ち料金は、発着地及び経由地数(同乗者の待合回数)の合計数に下記の単価を乗じて算定される。

項目		単価(円)
距離制運賃	最初の 1,000m	510
	その後 282mにつき	90
待ち料金	発着地及び各経由地につき	90
遠距離割引	5,000 円を超える額につき	1 割引

福島県全域 自動認可運賃・料金表（平成 26 年 2 月 28 日付け公示第 124 号）より抜粋

④小型車							
	距離制運賃				時間距離併用制運賃及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃		加算運賃			30分ごと	
上限運賃	1.0km	510円	282m	90円	1分45秒	90円	上限運賃 30分 2,900円
B運賃	1.0km	500円	288m	90円	1分45秒	90円	B運賃 30分 2,850円
下限運賃	1.0km	490円	294m	90円	1分50秒	90円	下限運賃 30分 2,790円

参加者送迎業務委託契約書において、受託者は毎月その月の運行実績により参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書をいわき市に提出するとともに、委託料を毎月その月の運行実績によりいわき市に請求する旨が定められている。また、いわき市は上記の請求を受けたときは、内容を審査し確認のうえ、請求を受けた日から30日以内に受託者に支払うものとする旨が定められている。



なお、受託者との業務委託契約は随意契約によっているが、これは下記の理由によりその性質及又は目的が競争入札に適さないと判断されていることによる。

- ①いわき市の広域性及び道路事情を考慮したうえでの全域の需要への対応能力
- ②乗降時に介助が必要なケースに対するヘルパー等の資格を持つ運転手による対応能力
- ③該当業務の受託実績(平成19年～26年度)
- ④山間部を含めた市内全域の対応能力及び市内タクシー会社の均一的利用可能性

## (2) 実施した手続き

監査人は、参加者送迎業務委託当該事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び契約の締結に関する起案書、受託者が提出した業務完了報告書、利用状況報告書等の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、委託料の支払状況等の事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

(起案書の決裁状況について)

当該事業に関する契約の締結に関する決裁状況について、問題は検出されなかった。

(委託料の支払状況について)

受託者が提出した業務完了報告書、参加者送迎利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認した結果、受託者が提出している参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容が正確な運行実績には基づいておらず、いわき市による参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容の審査・確認が不十分であった。【意見】

受託者が提出した参加者送迎利用状況報告書の内容について、いわき市が作成している介護予



防事業等の参加者数の管理資料との整合性を確認したところ、参加予定者が欠席となった場合においても、出席を前提とした走行距離及び経由地数が参加者送迎利用状況報告書に記載され、委託料が過大に請求されているケースが散見された。また、いわき市は該当の管理資料と参加者送迎利用状況報告書の整合性の確認を行わずに委託料を受託者に支払っていた。【指摘事項】

上記の事実は、双方ともに参加者送迎業務委託契約書の遵守義務違反であるため、参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。

(仮設等住宅入居高齢者見守り事業について)

(1) 概要

いわき市の東日本大震災における被災者支援の取組みの一環として、他の関係機関と連携しながら、仮設等住宅（仮設住宅、雇用促進住宅及び民間借上げ住宅等の一時提供住宅）に避難入居した高齢者世帯等の孤立死防止の為、定期的な訪問等による見守り活動を実施する。また、訪問活動により高齢者の孤立感の解消を図り、慣れない仮設住宅等で生活する高齢者等が安心・安全な生活を送ることができるよう支援するため、ネットワークいわきと随意契約を締結している。当該事業に際して採用した見守り隊員（14名）が職員と連携し見守り活動を行っている。

また、見守り活動に付随して「見守りネットワーク」の構築も進めてきた。「見守りネットワーク」とは、地域住民が近所の高齢者をさりげなく見守り、何か気がかりなことを感じた際に、地域包括支援センターに連絡し、高齢者を守る仕組みである。

事業費の推移

(単位：円)

仮設等住宅入居高齢者見守り事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	17,271,629	36,916,760	37,530,215	38,979,442	39,428,708

平成 27 年度の地域包括支援センター訪問実績は以下の通りである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	対前年度比
延べ訪問件数	18,697 件	18,837 件	17,239 件	△1,598 件
うち面談件数	9,652 件	9,232 件	8,873 件	△359 件

(長寿介護課で作成「被災高齢者の見守り支援について」)

平成 27 年度の月別推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ訪問件数	1,357	1,308	1,460	1,563	1,401	1,438	1,558	1,505	1,634	1,414	1,354	1,247	17,239
うち面談件数	704	684	787	810	774	771	780	768	774	730	679	612	8,873

平成 28 年 3 月度（単月）延べ訪問件数の地域別内訳

	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	小川	合計
仮設住宅	0	0	0	0	0	1	0	1
いわき市借上住宅	24	15	5	0	2	6	0	52
自己賃貸契約による借上住宅	94	96	43	5	22	23	0	283
ハローワーク仲介雇用促進住宅	0	0	0	0	0	0	0	0
自宅	144	129	0	3	2	124	0	402
津波被害住居	2	0	0	0	0	0	0	2
いわき市建設の災害公営住宅	168	64	107	28	46	63	0	476
市営・県営住宅、移住	5	9	2	0	3	12	0	31
合計	437	313	157	36	75	229	0	1,247

平成 27 年度も前年までの傾向、及び県の緊急雇用創出事業の対象であることを踏まえ、14 名体制で実施したが、高齢者が仮設住宅退去後、新築された自宅や災害公営住宅に移るとともに生活環

境の進展等もあり、訪問件数及び面談件数とも減少した。

(2) 実施した手続き

監査人は、仮設等住宅入居高齢者見守り事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び委託契約書、実績報告書等の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

仮設等住宅入居高齢者見守り事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

なお、上記事業は平成 28 年度で終了し、平成 29 年度からはいわき市社会福祉協議会が従来から行ってきた高齢者以外の被災者の見守り事業に統合される。

(認知症ケア総合支援事業について)

(1) 概要

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として、認知症支援推進員を配置する。認知症カフェの提供場所確保、パンフレット作成、嘱託者給与等の支出により、認知症に対する支援内容の周知を進める。地域包括ケア推進課で管理している。

事業費の推移

(単位：円)

認知症ケア総合支援事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	0	0	0	3,121,572	3,811,722

(2) 実施した手続き

監査人は、認知症ケア総合支援事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び事業別予算実績内訳表、実績報告書等の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

認知症ケア総合支援事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。なお、予算に対して実績が下回っている状況であるが、これは専門家が確保できず計画した研修を次年度へ繰り越したためであり、次年度の執行が適切に行われるように心掛けて頂きたい。

#### 4. 基本目標 3

基本目標 3	(1) 高齢者の住まいの確保	No.1	高齢者等住宅リフォーム給付事業	
		No.2	高齢者住宅改造支援事業	
		No.3	住宅リフォームに係る相談	住宅改修相談支援等事業
		No.4	サービス付き高齢者向け住宅	
		No.5	高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	
		No.6	養護老人ホームの運営	千寿荘事業 徳風園管理運営委託費
		No.7	老人保護措置費	
		No.8	老人短期入所運営事業	
	(2) 福祉施設等の整備	No.9	民間社会福祉施設整備利子補助金	
		No.10	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	民間社会福祉施設建設費補助金(大規模特養) 大規模介護施設開設準備経費補助金
		No.11	地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)	小規模特別養護老人ホーム建設費補助金・小規模介護施設開設準備経費補助金
		No.12	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	認知症高齢者グループホーム建設費補助金
		No.13	介護老人保健施設	介護老人保健施設整備事業
		No.14	介護療養型医療施設	介護老人保健施設整備事業
		No.15	施設におけるスプリンクラーの整備促進	小規模介護施設消防用設備等整備事業費補助金
		No.16	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム事務費補助金
	(3) 家族介護者への支援	No.17	要介護老人介護手当	
		No.18	家族介護用品給付事業	
		No.19	家族介護者支援事業	
	(4) 災害時等要援護者への支援	No.20	災害時等要援護者マップ作成事業	
		No.21	避難行動要支援者避難支援事業	
	(5) 介護サービスの質の確保	No.22	介護給付費等費用適正化事業	
		No.23	介護相談員派遣事業	
		No.24	福祉介護人材緊急雇用支援事業	
		No.25	福祉介護人材定着支援事業	
		No.26	介護人材育成事業	
		No.27	高校生就職支援事業	
		No.28	資格取得の支援	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業
	(6) 医療と介護の連携強化	No.29	一次・二次医療の機能分担と連携への支援	休日夜間急病診療所運営事業・在宅当番医制事業・病院群輪番制運営費補助金
		No.30	市民に対する一次・二次医療体制の啓発	休日夜間急病診療所運営事業・在宅当番医制事業・病院群輪番制運営費補助金
		No.31	在宅医療・介護連携推進事業	
	(7) 高齢者の権利擁護対策の推進	No.32	成年後見制度利用支援事業	
		No.33	権利擁護支援事業	
	(8) 経済面での安心確保	No.34	社会福祉法人利用者負担軽減事業	介護保険実施特別対策費
		No.35	訪問介護利用者負担軽減事業	
		No.36	重度心身障害者医療費給付事業	
		No.37	介護保険料徴収対策事業	
		No.38	介護保険料の減免	

#### (高齢者等住宅リフォーム給付事業について)

##### (1) 概要

高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受けつける事業である(チーム方式により各地区保健福祉センターに週1回から2回配置)。また、住宅の改良工事が必要と認められる場合には、住宅改造費用の給付を行っている。

いわき市ホームページより(抜粋)

#### 対象者

次のいずれかに該当する方が当該事業の対象となります。

1. 肢体または視覚障がい1・2級の身体障がい者手帳をお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方  
(ただし、3級以下の複数の障がいにより2級の認定を受けている方を除く)
2. 療育手帳Aをお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方
3. 60歳以上の方で、日常生活において介助を要する方

事業費の推移

(単位：円)

高齢者住宅リフォーム給付事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	65,896,520	91,383,800	97,969,786	88,506,407	65,881,802

給付件数の推移

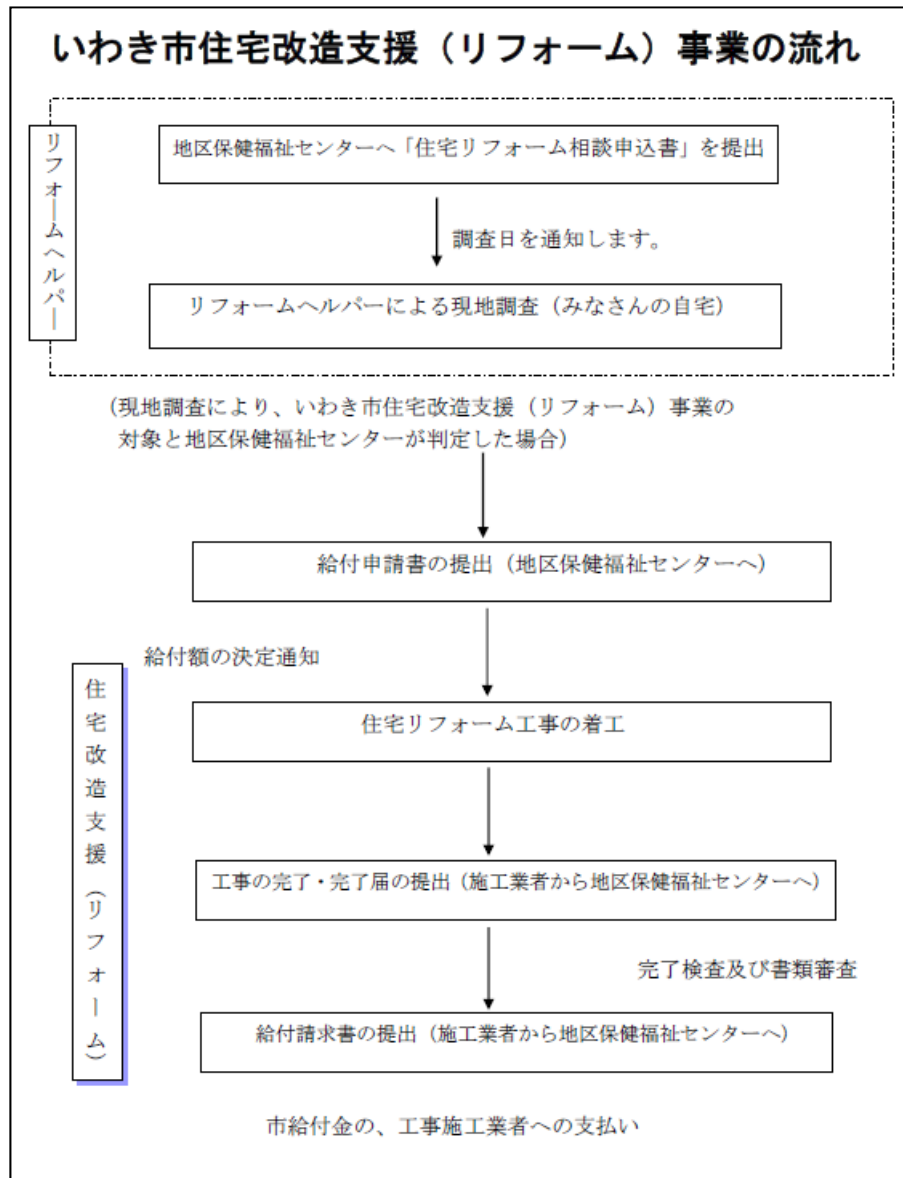
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
給付件数	100 件	130 件	142 件	134 件	99 件

給付の対象工事は、あらかじめ市のリフォームヘルパーからアドバイスを受けたうえで、給付の対象と認められた対象者の専用居室・浴室・洗面所・便所・廊下・階段・玄関・台所などの工事となっている。リフォームヘルパーは保険・医療職種については理学療法士や作業療法士、建築関係職種については建築士に業務委託されており、福祉関係職種については各地区保健福祉センターのケースワーカーが担当している。

給付される助成金は世帯の生計中心者の市民税の課税状況に応じて支給され、100万円が限度とされている。

生計中心者の課税状況及び給付率について	
生計中心者の課税状況	給付率
生活保護	全額
市民税非課税	4分の3
市民税均等割課税	2分の1
市民税所得割課税	3分の1

助成金の支給の対象となる住宅改造工事は、施工業者作成の見積書からリフォームヘルパーが選定し、選定された住宅改造工事金額に上記の給付率を乗じた金額と100万円のいずれか小さい金額が助成金として給付される。請負契約自体は利用者と施工業者間で締結されているが、助成金は直接施工業者に支払われ、利用者は自己負担分のみを施工業者に支払うこととなる。



## (2) 実施した手続き

監査人は、高齢者住宅リフォーム給付事業の予算策定、決裁状況が適切に行われているかを確認するために、担当者へのヒアリング及び当該事業に関する契約の締結に関する起案書の閲覧、当該業務における給付金の支払いに関する認定業務の状況の確認を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

(助成額について)

当該事業における助成金には上限額が設定されているものの、上限額は住宅改造工事金額に給付率を適用後の金額である。たとえば、生活保護を受けている申請者は100%の給付を受けられるものの、助成金の対象として申請できる住宅改造工事金額の上限額も100万円となる。一方、生計中心者が所得割課税者である場合も上限額である100万円までは助成金を受けることができることから、助成の対象として申請できる住宅改造工事金額規模は約3倍となる。【意見】

身体機能が衰えた高齢者及び心身に障害を有する者の居住に適した住宅の整備を図るという目的のもと、行政が公平に支援するのであれば、上限額を設定するべきは助成額そのものではなく、

高齢者が在宅生活に必要となる住宅を確保するための住宅改造工事金額であるべきではないかと考える。

(給付対象工事について)

サンプルで比較的契約金額が高額となっていた工事等について申請者の申請内容及び実際の施工内容を確認したところ、リフォームを要する理由が浴室につながる廊下と浴室の段差であるケースや浴槽をまたがるのが困難であるといった理由である場合に、浴室を全面的にユニットバスにリフォームする工事を認定しているケースがみられた。【意見】

工事請負契約自体を締結するのは利用者個人であり、また工事の内容が高齢者等の在宅生活に必要と想定する水準か否かを画一的に判断するのは難しいが、平均的な市民の生活水準以上のものであると思料され、財政支出により助成して施工すべき必要最小限の工事なのかは疑問である。

(助成金の給付認定について)

当該事業においては、給付の上限額を大幅に超過する金額で給付対象外のリフォーム工事を自己負担で契約できるほどの資力のある利用者に対しても上限額で給付が行われているケースもみられるが(たとえば総額 500 万円のリフォーム工事の契約を締結し、100 万円については当事業による助成を受け、残りの 400 万円については自己負担とするケース)、該当のようなケースにおいても当該事業による給付が必要なのかについては甚だ疑問である。【意見】

当該事業は、相当程度の財政支出を伴っており、今後も進展する高齢化社会の中で申請可能な市民が増加することが想定されるため、給付の認定においては、申請者の資産の状況なども勘案することが事業の継続のためにも求められると思料される。

(事後調査の実施について)

現在、助成後の事後調査は行われていない。【意見】

1 件当たりの助成金額が比較的高額となることから、施工後の一定時期に利用者の状況を調査することにより、助成した住宅改造工事が高齢者等の在宅生活を支援するものとして適切であったかについて評価を行い、事業の有効性を評価することが必要であると思料される。

(管理運営委託費/養護老人ホームいわき市徳風園について)

(1) 概要

沿革	徳風園は、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な老人を入居させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とした措置施設である。昭和 26 年に設置され、昭和 38 年公布された老人福祉法により養護老人ホームとなり、その後昭和 47 年 3 月移転改築後、平成 16 年 12 月に現在地へ移転改築し、平成 17 年度に直営方式から指定管理者制度が導入され現在に至っている。
管理運営 根拠法規	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「介護保険法」、「いわき市養護老人ホーム条例」等
所在地	いわき市平下高久字中谷地 58 番地の 1
面積	敷地面積：15,632.00 m <sup>2</sup> 、延床面積：4,758.61 m <sup>2</sup>
入居者 状況等	入所者定員は 100 名、全室個室となっている。平成 27 年度末で入所者は 92 名(月間平均措置者数は 98 名)、平均年齢 79.5 歳
職員数	33 名

入所条件	入所は、市の65歳以上の高齢者に対して各地区保健福祉センターのケースワーカーが状況を確認後、市の入所診断委員会により入所が相当と判断された高齢者のみが入所できる。
退去条件	退所のケースとしては、死亡、医療機関への長期入院、介護度の高まりによる特別養護老人ホームへの入所等
施設特徴	平成18年に特定施設入居者生活介護事業所となり、近年は要介護状態等困難な生活課題を抱える高齢者ができうる限り自立できる受入施設としても対応
負担	指定管理料は措置施設のため、老人福祉法の規定による老人保護措置費支弁基準による単価に年間措置人員を乗じて算出された額となる。また、入所者負担のほか、一部は地方交付税からの財源措置も図られている。
指導監査	市は社会福祉法人等の指導監査を2年に1回実施している他、保健福祉部も評価を行っており平成27年度においては全体としてはB評価（適正な管理が行われている）となっている。
指定管理者選定経緯	平成26年度、当初の10年間の指定期間の終了に伴い、「いわき市指定管理者に関する基本方針」に基づき、市内の社会福祉法人19団体を対象として2か月間の公募を行った結果、応募団体等は1先であり、その後の審査、指定に関する議会の議決を経て前回と同様社会福祉法人松涛会が選定された。 なお、1先しか公募されなかったことについて、市は、当該施設が社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業であり、実施主体としての適否を正確に把握し指導監査を行う必要があることから、市内の19の社会福祉法人に対象を限定したこと、及び近年の介護福祉分野における人材不足により既存法人以外の法人において新規参入が見送られたためと分析している。 また、指定期間は「利用者と施設職員との継続的な信頼関係が必要であり、短期間でサービス提供者が変わることは、サービスの面で利用者の不利益になる可能性が高い」ことから前回同様10年間としている。

#### 事業費の推移

(単位:円)

老人保護措置（扶助費）	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	162,361,834	162,642,269	160,975,263	160,564,653	158,838,205

平成17年度より指定管理者制度が導入され、社会福祉法人松涛会が選定されたが、それまでの市の直営時期で245,393千円の事業費となっていたが、制度導入により一定の軽費削減効果は出ている。

徳風園の収支状況は以下の通りである。なお、指定管理収入と老人保護措置費（扶助費）（徳風園管理運営委託費）との数値は生活保護者医療扶助適用者の嗜好品補助金収入等があるため一致しない。

(単位:千円)

	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入	指定管理収入	162,600	162,190	160,413
	介護保険収入	40,180	41,230	44,290
	その他	2,819	2,919	3,032
	収入計①	205,599	206,339	207,735
支出	人件費	105,586	103,290	110,022
	事務費	35,615	38,476	37,929
	事業費	55,575	56,145	58,574
	減価償却費	1,226	1,458	1,475
	退職共済預け金支出	1,296	1,230	1,437
	支出計②	199,298	200,599	209,437
	収支(①-②)	6,301	5,740	-1,702

(出典：保健福祉部作成資料)

また、月間1人当たり委託費は以下の通りである。

(単位:円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
月間平均老人保護措置費(扶助費) (徳風園管理運営委託費)	13,530,153	13,553,522	13,414,605	13,380,388	13,236,517
月間平均措置者数(人)	100	100	100	99	98
月間1人当たり委託費	135,302	135,535	134,146	135,155	135,067

(出典：保健福祉部作成資料を加工)

## (2) 実施した手続き

監査人は、事業目的の合理性、指定管理者選定状況、委託費の算定状況、業務管理状況等が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び指定管理者選定に係る起案書、委託費算出過程資料とそれらに付随する各種資料の閲覧、徳風園への実地視察を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

### (預り金の管理について)

入所者が年金や嗜好品補助金を受給し、その中から小遣いの引出や各種サービス利用による支払を行うため徳風園が預り金の管理をしている。事務長が入所者に代わって毎月2回の預入及び引出を行い通帳に記帳する。

事務長は通帳をもとに毎月個人別の「残高調」表を作成、また入所時に保有していた他金融機関の預金等もまとめた「金融機関別預金者」表や「預金移動状況報告書」表を作成し、これらの表は施設長により毎月異常点がないかレビューされ承認を受けている。しかし、施設長による定期的な残高表等の帳簿と通帳残高や証書残高の現物照合はなされていない。上記の預り金の管理は事務長がほとんど単独で行っていることに鑑み、内部牽制のため施設長による定期的な現物との照合手続も併せて行うことが望ましい。当該事項は、指定管理者である社会福祉法人松涛会に関連する事項であり、参考として記載した。

### (備品台帳の整備について)

いわき市徳風園に所在する備品台帳は、平成17年開所当時に備品台帳の写しをファイルしており、当該備品台帳は、現況を反映していない。【指摘事項】

備品台帳は千寿荘において、システム変更となっていることを再度確認し、書式が異なっ



いることを確認した。システム変更後の備品台帳により管理すべきである。

(現物確認について)

現物確認を実施した結果、備品台帳に登録されていない物品があった。

給茶器	音響機器
	
<p>食堂に設置されている給茶器は、開所当時既に設置されており、指定管理者の所有物品ではないとの回答。現在使用できない。固定資産ラベルの貼付なし。</p>	<p>地域交流スペースに設置されている音響機器は、固定資産ラベルの貼付がなく、所有者が特定できていないが、指定管理者の所有物品ではないとの回答。</p>

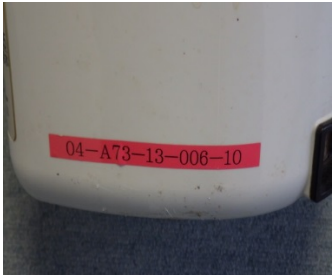
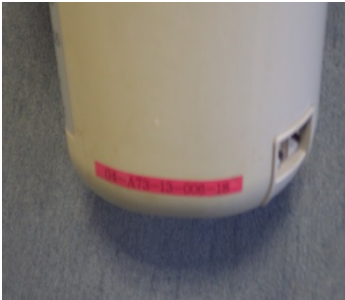
事実関係を調査し、現行の備品台帳の登録を確認すると共に、給茶器については今後の利用を検討する必要がある。【意見】

(所在不明物品について)

パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）は備品台帳に登録（平成17年3月31日受入計2台）されているが、現物確認ができず、現地担当者からは既に廃棄された可能性が高いとの回答であった。また、備品台帳にH26.6.23 部品廃版のため廃棄と記載があった洗髪用チェアについては、依然として備品台帳には登録されており、現物が処分されたかどうかは未確認である。【指摘事項】

事実関係を確認し、適切に処理する必要がある。

(備品台帳と現物の不整合な物品について)

電気ポット 備品番号 04-A73-13-006-10	電気ポット 備品番号 04-A73-13-006-18
	
<p>H27/11/15 破棄と備品台帳に記載されているが、現物があった。</p>	<p>既に使用不可であるが、廃棄処理未済となっている。備品台帳では登録が確認できなかった。</p>

備品台帳の登録状況を確認し、廃棄処理等を適時に行う必要がある。【意見】

(備品の現物確認について)

指定管理者はいわき市徳風園の備品を直接管理する立場にあるため、備品の所在を把握するとともに、使用不能な備品については、適切な申請により適時に廃棄等の処理を行う必要がある。【意見】

所管部署においても、最低でも年1回は備品台帳により現物確認を実施する必要がある。

(管理運営費/養護老人ホームいわき市千寿荘について)

(1) 概要

沿革	千寿荘は旧勿来市議会の議決を経て、昭和36年「勿来市養老施設千寿荘」として開設された。昭和38年老人福祉法公布により養護老人ホームとなり、いわき市合併により「いわき市千寿荘」と改称、昭和56年現在地へ移転改築し現在に至っている。設置目的はいわき市徳風園と同様の措置施設であり、現在まで市が直接管理運営
管理運営 根拠法規	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「介護保険法」、「いわき市養護老人ホーム条例」等
所在地	いわき市江端町塙34番地の2
面積	敷地面積：13,473㎡、延床面積：2,497.751㎡
入居者 状況等	入所者定員は80名、2人部屋40室、平成27年度末で入所者は63名（年間措置者数は63名）、平均年齢79.98歳
職員数	28名
入所条件	入所は、市の65歳以上の高齢者に対して各地区保健福祉センターのケースワーカーが状況を確認後、市の入所診断委員会により入所が相当と判断された高齢者のみが入所できる。
退去条件	退所のケースとしては、死亡、医療機関への長期入院、介護度の高まりによる特別養護老人ホームへの入所等がある。
施設特徴	平成18年に特定施設入居者生活介護事業所ともなり、近年は要介護状態等困難な生活課題を抱える高齢者ができうる限り自立できる受入施設としても対応
負担	措置施設のため、老人福祉法の規定による老人保護措置費支弁基準による単価に年間措置人員を乗じて算出された額となる。また、入所者負担のほか、一部は地方交付税からの財源措置も取られている。



千寿荘の収支状況は以下の通りである。

(単位:円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
千寿荘職員人件費①	150,251,166	148,472,112	154,513,558	150,403,446	149,378,764
千寿荘管理費等					
千寿荘事務費	19,732,848	20,603,585	20,221,049	20,185,568	19,783,670
千寿荘事業費	42,333,224	43,336,455	44,121,971	47,608,879	47,622,065
千寿荘扶助費	7,840,627	8,242,072	7,933,994	7,610,144	7,215,802
管理費等計②	69,906,699	72,182,112	72,277,014	75,404,591	74,621,537
管理運営費合計③ (①+②)	220,157,865	220,654,224	226,790,572	225,808,037	224,000,301
千寿荘施設整備費④	33,570,164	0	19,372,500	4,946,400	12,739,680
合計③+④	253,728,029	220,654,224	246,163,072	230,754,437	236,739,981

(出典:保健福祉部作成資料)

(単位:円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
月間平均千寿荘管理運営費	18,346,489	18,387,852	18,899,214	18,817,336	18,666,692
月間平均措置者数(人)	69	68	67	64	63
月間1人当たり管理運営費	265,891	270,410	282,078	294,021	296,297

(出典:保健福祉部作成資料を加工)

(2) 実施した手続き

監査人は、事業目的の合理性、管理運営費の算出過程、業務管理状況等が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び管理運営費の算出過程資料、付随する各種資料の閲覧、千寿荘への実地視察を行い、事務の概要を把握し、適切に事務手続きが実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

(千寿荘の今後について)

養護老人ホームは、環境上及び経済的理由から居宅での生活が困難な高齢者の措置施設として、いわば高齢者の社会的セーフティネットとして存在していることは理解できる。

しかし、千寿荘に関しては、指定管理者制度へ移行した徳風園に比較して管理運営費用が高額となっており、また、老朽化及び二人部屋という施設環境の影響から入所者数も定員を下回っている状況である。【意見】

今後、市として、全体的な養護老人ホームのあり方に関し議論した上で、千寿荘の処遇について検討することが望まれる。

(備品台帳の整備について)

現在の備品台帳は、現物確認できるか否か等の区分でファイルを分割している。

区分	件数(暫定)
備品台帳 1 分類 2 廃棄	290
備品台帳 2 分類 3 シールなし～不明	233
備品台帳に登載されているが、備品番号が貼付されていないもの間違いなく現物に相違ないもの	12
備品台帳に登載、シール貼付	178
計	713

備品については、定期的な棚卸は実施していないとの説明である【意見】

今後定期的にも実施する必要がある。

(現物数について)

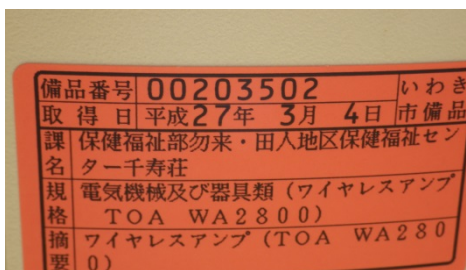
備品台帳は、各区分毎の件数あるいは金額を把握していないため、計算上の合計が把握できない状況となっている。また今回、備品の総登載数 734 件であるとの説明を受けたが、暫定件数合計 713 件と相違している。【意見】

各区分毎の件数を再確認し現物と備品台帳の整合性を図ることが必要である。

(現物確認について)

備品台帳に登載されているが、備品番号が貼付されていないもののみがなく現物に相違ないものから2件、備品台帳に登載、シール貼付から2件抽出し、現物確認をした結果、現物を確認することができた。但し、備品番号のシールが貼付されていない現物について、シール貼付は未対応の状況である。【意見】

以下の現物については、現物はあるものの備品台帳において特定することができなかった。登録漏れかどうかを再度確認し、現物と台帳の整合性を図る必要がある。【意見】



(廃棄予定物品について)

館内に設置されている下記の備品は、未使用であり廃棄予定であるとの説明を受けた。備品台帳の登録状況は不明である。【意見】

備品台帳での有無について事実関係を調査するとともに、早急に廃棄対応すべきである。



(社会福祉施設整備資金に係る利子補給制度について)

(1) 概要

制度内容	いわき市社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づき、社会福祉施設を整備するために独立法人福祉医療機構又は福島県総合社会福祉基金から資金の借入れを行った社会福祉法人に対して、利子負担を軽減するため、利子の一部に相当する金額を給付する制度
対象者	独立法人福祉医療機構又は福島県総合社会福祉基金から社会福祉施設整備のために借入れを行った者

利子補給額	以下に記載した償還利子の区分に応じ、それぞれ定める額 ①独立法人福祉医療機構からの借り入れに係る償還利子 償還利子に相当する額 ②福島県総合社会福祉基金からの借入れに係る償還利子 償還利子に相当する額の 2.5% (借入利率が 3%未満であるときは、当該借入利率から 0.5%を控除して得た割合) に相当する額を借入利率で除して得た額
-------	---

### 事業費の推移

(単位:円)

民間社会福祉施設 (高齢者施設) 整備利子補助金	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	44,953,807	38,941,206	33,409,092	28,322,547	23,370,493

借入金償還に伴って、補助対象利子額が減少しているため、事業規模は縮小している。

### (2) 実施した手続き

監査人は社会福祉施設整備資金に係る利子補給制度が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び利子補給、利子補給申請事業者が提出した利子償還実績報告書の申請状況に関する関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事業者への利子補給の支払状況に関する事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

### (3) 監査の結果

#### (決算書の徴求について)

いわき市社会福祉施設整備資金に係る利子補給制度の申請状況を確認したところ、簿冊には申請先である社会福祉法人からの提出書類として予算見込書や決算見込書あるいは仮決算書が綴られており、「書類が出来次第、差し替え致します。」との記載がなされていた。

いわき市社会福祉施設整備資金に係る利子補給要綱第 4 条 2 項では、利子補給承認申請について、利子補給承認申請書のほか、(1) 収支予算書、(2) 前年度決算書、(3) 資金借入契約書の写し、(4) 貸付金償還年次表の写し、を申請書類とする記載がある。この点について担当者に申請先から決算書の徴求を行っているか否か確認したところ、決算書の徴求が未実施である申請先が散見された。

いわき市社会福祉施設整備資金に係る利子補給要綱では、申請書類に前年度決算書を申請書類とする旨が明記されており、簿冊に綴られている仮決算書にも「書類が出来次第、差し替え致します。」との旨があるにも関わらず、最終的な決算書を入手していないことは要綱に記載する手続漏れであると考えられる。【指摘事項】

利子負担を軽減するために、申請先の財務状況を把握する意図をもって申請書類に含めている点を鑑みると、たとえ申請時に決算書が未作成であり、仮決算書を持ってスピーディに給付することとしても、最終的にはすべての申請先から決算書を徴求するべきと考える。

### (小規模介護施設消防用設備等整備事業補助金について)

#### (1) 概要

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るようにするため、また、地域再生や三位一体改革の観点等も踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する地域介護・福祉空間整備等交付金が創設された。平成 27 年度においては、認知症高齢者グループホーム火災等を受け、自力避難が困難である要介

護者等が入居する施設等について、スプリンクラー設備等の設置が求められ、一方、消防法施行令の改正により、高齢者施設のスプリンクラー設備に係る面積要件等の見直しがあった。これらを受けて、いわき市では小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備整備等に関する調査を行い、地域介護・福祉空間整備等交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた。

事業費の推移

(単位:円)

小規模介護施設消防用設備等整備事業費補助金	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	131,181,000	15,432,000	0	5,373,000	46,358,000

(2) 実施した手続き

監査人は、地域介護・福祉空間整備等交付金の申請、及び小規模介護施設消防用設備等整備事業補助金が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

(書類の不備について)

今回の交付金は、実際に介護・福祉施設に対してスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を行った際に、設置対象者に対して交付する補助金である。補助申請にあたっては、いわき市補助金等交付規則第4条に沿って、各種の書類を徴求している。補助金を申請した事業者について、書類の入手状況は以下の通りである。

事業所名称	①補助金等交付申請書	③事業計画書	④収支予算書 予算書抄本	⑤前年度 決算書	その他						
					⑥市税等 納税証明書	⑦設置工事 基本工程表	⑧見積書	⑨図面	⑩公図	⑪履歴事項 全部証明書	⑫印鑑証明書
A	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
C	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
D	●	●	●	◆	●	●	●	●	●	●	●
E	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
F	●	●	●	★	●	●	●	●	●	●	●
G	●	●	●	◆	●	●	●	●	●	●	●
H	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
I	●	●	●	★	●	●	●	●	●	●	●
J	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

①から⑤までの書類については、全て徴求しているが、⑦、⑩の空欄となっている書類については、入手していない。また⑤について事業者 D は、直近の決算書が債務超過、事業者 G は資本欠損となっており、財務内容が厳しい状況である。★の事業者 F および I の提出された決算書は、直近の決算書となっていない。

担当者によれば、今回の補助金の趣旨は、消防法等の改正に伴って実施すべきものであり、人命第一で交付されるものであり、事業者の財務内容は特に問わないこととなっている。但し、スプリンクラー設備の処分制限期間である 8 年間は使用できるような財務内容になっているかどうかを確認するために決算書を徴求するとは言っているものの、実際には、判断材料としておらず、確認していない可能性がある。

補助金の申請に当たっては、いわき市補助金等交付規則に基づいて期日までに提出する書類が規定されている。当該交付規則では、その他市長が必要と認める書類は、具体的に明示されていないものの、他の事業者と同等程度の書類は徴求すべきである。また、徴求した決算書については、明らかに前年度決算書を徴求できる状況にあるにも係らず、前年度以前の決算書を徴求した

ことを以って書類が具備されているとしていることは問題である。【指摘事項】

なお、徴求した決算書に基づき経営状態を把握し、事業の継続に支障がないかを判断すべきである。

いわき市補助金等交付規則（抜粋）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

また、補助金申請に関する簿冊において、入札結果が綴りこまれていたが、事業者 G については、入札関連書類が綴り込まれていないなど入手書類が不統一となっているため、入手書類を明確に規定することが望まれる。

(軽費老人ホームについて)

(1) 概要

① 施設の概要

軽費老人ホームは、中低所得層の自立・軽度要介護高齢者を主な対象に住まいや各種生活支援サービスを提供してきた。いわき市では 60 歳以上の人を対象としている。一般養護老人ホームが措置施設であることと異なり、契約施設（入居者と施設が直接契約を結ぶ）である。その財源の一部は地方交付税で賄われ、市から施設運営の事務費に関して補助金が交付されている。

施設は、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法等により規定され、また補助金交付に関しては、「いわき市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」、事務費の算出に当たっては、平成 20 年 5 月 30 日付厚生労働省通知の「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づき行われている。

市には以下の 6 施設の軽費老人ホームが設置され、すべて社会福祉法人が設置主体であり管理運営を行っている。なお、悠々の里に関しては、経過の軽費老人ホーム（A 型）（定員 50 人以上の施設であり、看護職員の配置など他の軽費老人ホームに比べ人員配置が手厚いが管理運営費がかかり、現在の標準型であるケアハウス型への移行が今後予定されている）となっている。

施設名	設置主体	所在地	定員	開所年月
悠々の里	社会福祉法人明生会	常磐上矢田町頭田43	50	昭和55年4月
日之出荘	社会福祉法人昌平覺	平上片寄字上ノ内193	80	平成8年10月
ケアハウスハートフルなこそ	社会福祉法人ハートフルなこそ	勿来町白米長澤8	30	平成9年10月
ケアハウスかしま	社会福祉法人養生会	鹿島町下蔵持字中沢目24	20	平成10年4月
ケアハウス恕宥荘	社会福祉法人松涛会	平山崎字熊ノ宮38	20	平成11年4月
ケアハウス小名浜	社会福祉法人正風会	小名浜字本町60-6	30	平成17年10月

(出典 いわき市一般高齢者施設サービス事業所一覧 軽費老人ホーム)

② 各施設の収支状況

各施設の収支状況は以下の通りである。

(単位:千円)

施設	悠々の里	日之出荘	ケアハウス ハートフルなこそ	ケアハウス かしま	ケアハウス 恕宥荘	ケアハウス 小名浜
事業活動収入						
介護保険事業	3,868	54,191	0	0	0	0
老人福祉事業収入	104,034	91,198	48,539	39,601	36,786	60,586
(内補助金事業収入)	65,665	9,885	15,799	20,827	16,417	28,250
その他の収入	393	1,883	797	550	1,565	4,775
計	108,295	147,272	49,336	40,151	38,351	65,361
事業活動支出						
事務費支出	82,362	98,220	33,529	23,667	26,296	34,467
(内人件費支出)	53,612	87,360	18,100	17,567	13,369	16,531
事業費支出	25,537	33,477	12,164	11,024	12,852	9,838
支払利息支出	0	1,154	715	0	105	843
計	107,899	132,851	46,408	34,691	39,253	45,148
事業活動資金収支差額	396	14,421	2,928	5,460	-902	20,213
施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0	29,032
施設整備等収入計	0	0	0	0	0	29,032
設備資金借入金元金償還支出	0	43,483	6,995	4,793	0	18,560
固定資産取得支出	531	1,953	0	0	3,214	34,320
施設整備等支出計	531	45,436	6,995	4,793	3,214	52,880
施設整備等資金収支差額	-531	-45,436	-6,995	-4,793	-3,214	-23,848
その他の活動による収支						
拠点区分間繰入金収入	0	32,822	0	0	0	400
その他	1,213	0	0	0	0	1,259
その他の活動収入計	1,213	32,822	0	0	0	1,659
拠点区分間繰入金支出	110	0	0	420	0	400
その他	0	1,007	0	0	115	1,147
その他の活動支出計	110	1,007	0	420	115	1,547
その他の活動収支差額	1,103	31,815	0	-420	-115	112
当期資金収支差額合計	968	800	-4,067	247	-4,231	-3,523

(出典 各施設の平成 27 年度資金収支決

算)

事務費の推移

(単位:円)

軽費老人ホーム 事務費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	155,101,000	158,067,000	157,606,000	157,537,000	156,843,000

各施設の補助基準単価、入所者数に大きな変動がないため全体金額としては大きな変動はない。

(出典 保健福祉部作成資料)

平成 27 年度の各施設への交付金額は以下の通りである。



(単位:千円)

施設	悠々の里	日之出荘	ケアハウス ハートフルなこそ	ケアハウス かしま	ケアハウス 恕宥荘	ケアハウス 小名浜	合計
A補助基準単価(円)*1	127,774	*2	67,484	101,650	92,105	96,443	—
B入所延人員(人)	574	842	318	239	222	360	2,555
C事務費基準額(A*B)	73,342	22,780	21,459	24,294	20,447	34,719	197,041
D事務費実支出額D	82,362	43,117	33,529	24,368	26,461	34,767	244,604
E補助基準額(←CとDの低い方)	73,342	22,780	21,459	24,294	20,447	34,719	197,041
F事務費本人徴求予定額	7,787	13,045	5,730	3,517	4,080	6,539	40,698
G特別運営費	110	150	70	50	50	70	500
市補助金交付決定額(E-(F-G))	65,665	9,885	15,799	20,827	16,417	28,250	156,843

(出典 長寿介護課作成資料)

\*1 補助基準単価は、一般事務費、施設機能強化推進費、民間施設給与等改善費からなり、一般事務費は平成20年5月30日付厚生労働省通知の「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づく各種区分に応じ、施設機能強化推進費は各施設の定員に応じ、民間施設給与等改善費は各施設の職員の平均勤続年数等に応じて計算されるため差が生ずる。

\*2 日之出荘に関しては、一般施設入所者(単価 36,363 円)と特定施設入所者(単価 12,968 円)である。

## (2) 実施した手続き

監査人は、軽費老人ホームに係る補助金が適切に実施されていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び交付額の算出過程、事業目的の合理性、各施設の収支状況等市補助金交付額算出過程の各種資料等、各施設の収支状況の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

軽費老人ホームに係る補助金について、担当者へのヒアリング、関連資料を閲覧した結果、手続を実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

## (要介護老人介護手当支給事業について)

### (1) 概要

「いわき市要介護老人介護手当支給条例」に基づいた事業であり、市内に住所を有する65歳以上で常時寝たきりか、知的機能が著しく低下し認知症の状態であることにより、常時介護が必要な状態が3ヶ月以上継続している高齢者を在宅で常時介護している家族を対象に、要介護老人1人につき年額4万円の介護手当を支給し、その労をねぎらい、もって老人の福祉の増進を図ることを目的としている事業である。ただし、介護される高齢者が施設に入所、あるいは病院に入院している場合は支給されない。

「いわき市要介護老人介護手当支給条例」より抜粋

(目的)

第1条 この条例は、要介護老人を介護している者に対して介護手当を支給することにより、その労をねぎらい、もって老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業費の推移

(単位：円)

要介護老人介護 手当支給事業費	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	23,529,865	22,653,187	22,469,884	22,086,565	20,139,885

支給対象人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支給人数	799人	795人	759人	712人	668人

※支給人数は前年度繰越人数に該当年度支給開始人数を加算して算定している。

近年の傾向として支給対象者数の減少傾向がみられるが、これは特別養護老人ホームや介護老人保健施設等への入居者の増加の影響を受け、在宅の要介護老人が減少していることによるものである。

支給対象とするかの認定は地区保健福祉センターで行われており、センター職員が申請者ごとに実地調査を行って判定している。認知症であるかの判定においては、医者による判定が行われた上で支給対象として認定するかが判定されている。また、給付の継続については、年に1回受給者から「いわき市要介護老人介護手当の状況等調査票」によって、介護状況の変化や施設への入居の実績、入院期間等の確認を行っており、その内容に従って当該手当の支給要否の判定が行われている。

## (2) 実施した手続き

監査人は要介護老人介護手当支給事業が適切に行われていることを確認するために、担当者へのヒアリング及び当該事業に関する起案書等の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、決裁状況、新規対象者の認定について、市の定める手続きが取られているか、認定後の支給対象者の状況について、市の定める対象者の状況の確認手続きが取られているか等の事務手続きが適切に行われているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

(起案書の記載不備について)

当該事業に関する起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが1件検出された。【指摘事項】

なお、監査はあくまでもサンプルを抽出した上で実施しているため、すべての事案を確認したわけではない。そのため、今回確認された以外の事案についても同様に記載が漏れている可能性がある。本件に限らず、すべての起案文書に対して再度記載を徹底するように取り組まれない。

(決裁年月日)

第35条 決裁が終了したときは、当該起案が電子決裁起案の場合にあつては文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録し、押印決裁起案の場合にあつては決裁後の起案文書(以下「決裁文書」という。)に決裁者が決裁した年月日(以下「決裁年月日」という。)を記入するものとする。

(新規対象者の認定手続について)

上記ヒアリング及び関連資料を閲覧した結果、新規対象者の認定手続については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

(認定後の支給対象者の確認状況について)

いわき市が給付の継続の要否を検討するために受給者から回収している「いわき市要介護老人介護手当の状況等調査票」について、市が支給額を管理している要介護老人介護手当名簿の整合性を確認した。その結果、平成26年度に支給された手当について、調査票の記載内容に誤りがあり返納させる必要がある介護者がいることを把握していながら適時に返納を求めず、手当が支給されたままとなっていた事実が発覚した。【指摘事項】

原因は、調査票の記載内容についての業務担当者の検討が不十分であったこと及び業務担当者の交代に伴う業務の引継ぎが不十分であったことである。当報告書日現在では既に過大支給された手当は受給者から返納済みであるが、再発防止のために調査票の記載内容の検討及び必要十分な業務引継ぎの徹底が必要である。

(ショートステイの利用者の介護手当について)

現在、いわき市は手当支給前の月初である2月1日を基準日として、給付額を算定するために介護者に調査票を送付して回答を回収し、手当の支給の要否を確認している。調査票においては、ショートステイの実績期間が確認されているが、ショートステイが介護保険上の在宅介護にあたることを根拠に、手当の支給の要否においてはショートステイの利用日数は考慮されることなく、介護手当を支給している（他の行政においては、ショートステイ利用日数に関する制限を設けている地域もある）。調査票を通査したところ、要介護老人を例えば月の大半や半分程度をショートステイで介護を受けている申請者に対しても4万円の給付が行われているケースがあった。当制度の根拠となっている「いわき市要介護老人介護手当支給条例」によると、手当の給付対象者は、市の定める要介護老人を常時介護しているものであり、機械的に介護保険上の在宅介護者を対象としているものではないこと及び介護の労をねぎらうという当事業の趣旨からすると、上記該当のようなケースにおける手当の給付は条例が想定しているものには当たらないものとする。【意見】

今後も進展する高齢化社会の中で申請可能な市民が増加することが想定されるため、給付の認定及び認定継続の判定においては、申請者の所得や資産の状況の勘案や、上記のような介護の実態をよりの確に反映することが事業の継続のためにも求められると考える。

「いわき市要介護老人介護手当支給条例」より抜粋

(受給資格)

第3条 介護手当の受給資格を有する者は、要介護老人を常時介護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。この場合において、常時介護し、かつ、生計を同じくする者が2人以上いるときは、要介護老人は、これらの者のうちより介護の程度の高い者によって常時介護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(介護相談員派遣事業について)

(1) 概要

介護保険サービス事業においては、サービスに関する苦情受付等の窓口の設置が義務づけられている。この窓口は、提供するサービスの質の向上を図る為に重要な位置づけとなっており、

利用者やその家族に対し、窓口の周知を徹底できるように努めなければならない。利用者の相談窓口の一つであり、サービス利用者に面接し、利用者の不満や疑問を聞いたり、不安を解消したりする活動である。老人ホーム等へ、登録相談員を派遣するが、回数×日当分が各相談員に報償金として支払われる。また、相談員も高齢者が多く、体調不良で訪問できない場合がある。長寿介護課が管理している。

#### 事業費の推移

(単位:円)

介護相談員派遣 事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	2,600,266	2,415,780	2,578,512	2,392,870	2,925,558

#### (2) 実施した手続き

監査人は、介護相談員派遣事業が適切に行われていることを確認する為に、担当者へのヒアリング及び事業別予算別内訳簿等の関連資料の閲覧、予算内容の確認を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

#### (3) 監査の結果

介護相談員派遣事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

#### (成年後見制度利用支援事業について)

##### (1) 概要

認知症等で判断能力が低下した高齢者の権利を守るには、福祉サービスの契約や金銭管理等を本人に代わって成年後見人等が行う必要がある。家族等に申立人がいない場合には市長が代わって申立をし、また、成年後見人等への報酬が支払困難な場合には、市が報酬を助成することで、成年後見制度の利用を支援する。申立費用、人件費（報酬）が実績の内容である。地域包括ケア推進課が管理している。

#### 事業費の推移

(単位:円)

成年後見制度利 用支援事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	352,880	1,023,437	1,423,213	1,110,120	1,033,720

#### (2) 実施した手続き

監査人は、成年後見制度利用支援事業が適切に行われていることを確認する為に、担当者へのヒアリング及び事業別予算別内訳簿等の関連資料の閲覧、予算内容の確認を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

#### (3) 監査の結果

成年後見制度利用支援事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

#### (権利擁護支援事業費について)

##### (1) 概要

高齢者の虐待など市民の権利擁護支援のニーズが複雑・多様化しており、既存の機関だけでは解決が困難な事例がある。また、高齢化の進行に伴う高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加が予測され、親族のいない方や判断能力が低下した方の介護サービス利用契約を支援する「成年後見制度」の利用ニーズも大幅な増加が見込まれており、これらの課題に対応する専門職を雇用する等し、関係機関の対応を支援する。

権利擁護成年後見センター人件費や研修経費、困難ケースに係る諸経費等であり、地域包括ケア推進課が管理している。

#### 事業費の推移

(単位:円)

権利擁護支援事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	0	0	0	16,205,848	15,378,562

#### (2) 実施した手続き

監査人は、権利擁護支援事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び事業予算別内訳簿等の関連資料の閲覧、予算内容の確認を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

#### (3) 監査の結果

権利擁護支援事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

#### 4. その他

上記 1 から 3 については、第 7 次保健福祉計画の基本目標に沿って検討した結果を記載している。監査人は、基本目標以外について、介護保険料制度、委託契約、補助金、高齢者福祉施設等に関する指導監査を検討した。当該検討結果について、以下に記載する。

#### (第 1 号介護保険料の徴収に関する督促状の送付について)

##### (1) 概要

特別徴収の場合は年金から天引きされるため保険料を確実に徴収することができるが、普通徴収の場合は被保険者が介護保険料納入通知書で自主納付をすることになるため、徴収に係る事務が必要となってくる。保険料が未納付となって延滞が発生することとなった場合は、未納付者に対して督促状の送付を行っている。

##### (2) 実施した手続き

監査人は、介護保険料の徴収が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

##### (3) 監査の結果

(督促状の送付に関する起案書の記載不備について)

平成 27 年度に発送した督促状に係る起案文書について閲覧した結果、11 の起案文書のうち 3 期から 8 期の以下の起案書について決裁日付が記載されていなかった。押印決裁起案の場合にあ

っては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底する必要がある。

【指摘事項】

期	起案文書	発送日
3	平成 27 年度介護保険料第 3 期（平成 27 年 9 月 30 日納期限）	2015/10/20
4	平成 27 年度介護保険料第 4 期（平成 27 年 11 月 2 日納期限）	2015/11/20
5	平成 27 年度介護保険料第 5 期（平成 27 年 11 月 30 日納期限）	2015/12/18
6	平成 27 年度介護保険料第 6 期（平成 27 年 12 月 25 日納期限）	2016/1/14
7	平成 27 年度介護保険料第 7 期（平成 28 年 2 月 1 日納期限）	2016/2/19
8	平成 27 年度介護保険料第 8 期（平成 28 年 2 月 29 日納期限）	2016/3/18

なお、監査はあくまでもサンプルを抽出した上で実施しているため、すべての事案を確認したわけではない。そのため、今回確認された以外の事案についても同様に記載が漏れている可能性がある。本件に限らず、すべての起案文書に対して再度記載を徹底するように取り組まれない。

<p>いわき市文書等管理規程より抜粋 （決裁年月日） 第 35 条 決裁が終了したときは、当該起案が電子決裁起案の場合にあつては文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録し、押印決裁起案の場合にあつては決裁後の起案文書（以下「決裁文書」という。）に決裁者が決裁した年月日（以下「決裁年月日」という。）を記入するものとする。</p>
--

（介護保険関係通知書作成業務に係る事務業務委託について）

（1）概要

介護保険関係通知書作成業務に係る事務業務委託の概要は以下の通りである。

業務委託名	平成 27 年度いわき市介護保険事務業務委託
委託先	株式会社 F
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約	<p>随意契約（第 2 号） 随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由 (1) 業務委託先の株式会社 F は、本市の介護保険システムの開発に携わっていること、また、社内に設置している本市のホストコンピューターと介護保険システムが連携していることなどから、他社では対応不可能である。 (2) 障害時の発生に迅速な対応ができるため。 (3) 平成 12 年度から 26 年度まで委託した同様の業務実績について問題なく、かつ、遅滞なく業務を完了しており、本市との信頼性も十分であるため。</p>
予算額	7,494,315 円
設計書	7,494,315 円
契約書	単価契約
決算額	7,983,166 円
契約締結起案	部長決裁

単価契約であるが、設計価格が7,494千円であり、職務権限規程に基づき契約額が400万円以上、1,000万円未満は部長決裁に従っている。
--

(2) 実施した監査手続

監査人は、介護保険関係通知書作成業務に係る事務業務が適切に行われていることを確認するために、担当者へのヒアリング及び契約の締結に関する起案書の決裁状況の確認、受託者が提出した業務完了報告書、利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況の確認を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

介護保険関係通知書作成業務に係る事務業務については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

(介護保険システム関係業務委託について)

(1) 概要

平成12年4月の介護保険制度創設に伴い、平成11年度より介護保険システムを稼働している。介護保険システムは、J株式会社の製品であり、当該システムの運用支援業務については稼働年度より、電算機器保守管理、パッケージ保守管理、システム改修については開発当初からJ株式会社いわき支店に業務委託している。

業務委託名	いわき市介護保険システム運用支援等業務委託	いわき市介護保険システム電算機器保守管理業務委託	いわき市介護保険システムパッケージ保守管理業務委託	介護保険システム改修等(平成27年8月制度改正対応)業務委託	平成27年度介護保険システム番号制度対応業務委託
委託先	J株式会社いわき支店				
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成27年4月1日～平成27年6月30日	平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成27年6月30日～平成28年3月31日	平成27年10月26日～平成28年3月31日
契約方法	随意契約(第2号)				
起工決裁	副市長決裁 (10百万円以上20百万円未満のため)	課長決裁 (4百万円未満のため)		副市長決裁 (10百万円以上20百万円未満のため)	
予算額	10,229,760円	699,484円	3,369,600円	14,313,240円	14,644,800円
設計書	10,229,760円	699,483円	3,369,600円	14,173,380円	14,644,800円
契約書	10,229,760円	699,483円	3,369,600円	14,173,380円	14,644,800円
契約締結起案	副市長決裁(10百万円以上20百万円未満のため)	課長決裁 (4M未満のため)		副市長決裁 (10百万円以上20百万円未満のため)	

(2) 実施した監査手続

監査人は介護保険システム関係業務委託が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び契約の締結に関する起案書、受託者が提出した業務完了報告書、利用状況報告等の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、決裁状況、委託料の支払状況等の事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

上記ヒアリング及び関連資料を閲覧した結果、介護保険システム関係業務委託については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

(介護保険特別会計<歳入>における返納金について)

(1) 概要

(返納金の内容)

いわき市が実施した監査により判明した介護保険給付費の不正利得額のうち、平成 27 年度決算額に返納金・加算金・延滞利息分が 248,128,779 円計上されている。内訳は以下の通りである。

対象者	不正利得額	加算金	返還請求額	備考
社会福祉法人 A	174,197,115	69,678,846	243,875,961	※1
有限会社 B	1,102,818	-	1,102,818	繰上完済
有限会社 C	3,150,000	-	3,150,000	延滞中※2
計	178,449,933	69,678,846	248,128,779	

※1 介護保険法分として、平成 24 年 1 月分から平成 25 年 12 月分までに該当。また、これ以外に平成 21 年 1 月分から平成 23 年 12 月分までの介護保険法に基づく返還請求権については時効消滅しているため、平成 28 年度から平成 37 年度までの民法第 709 条による損害賠償請求権（元金返済額 260,518,167 円、延滞利息 6.5%）として請求している。返済期間は、平成 28 年 4 月から平成 37 年 3 月までの 10 年間とし、承諾書を提出し、履行延期の特約許可通知を受けている。

民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

※2 介護給付費の返還について、事業所の指定取り消し処分後数回に渡り交渉した結果、一括返済が困難であるため分割返済したい旨の申出を受けた。なお、不正請求にかかる債務は法人が負うところであるが、法人としての運営事業がなく収益が見込めないこと、代表者に返済の意思もあることから代表者個人に返済させることとし、個人名で履行延期の特約承認等申請を受理した。一部返済の履行が遅延しており、未返還額 15,120,000 円となっている。

(2) 実施した手続き

監査人は、返納金の算定、延滞時の債権管理が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、地方自治法、いわき市の条例・規程に基づいて、事務手続きが実施されているかの検証を行った。

(3) 監査の結果

(長期返済について)

社会福祉法人 A は、分割返済となった元金 260,518,167 円（延滞利息 6.5%）については、返済期間が 10 年、平成 32 年度以降返済額が増額されることから、確実に履行されるように管理する必要がある。

(延滞中の対応について)

有限会社 C は現在、延滞中となっているにも係らず、督促を行っていない。また、返済の遅滞



があった際は、速やかに事情を聴くなどの対応を図り、返済させることとなっており、電話にて直近の状況確認をしているが、記録等は残されていない。更に履行延期の特約申請書における担保条項について、土地・建物については抵当権を設定することとなっているが、現時点では一部返済を履行しており、債権額の減少が見られることを以って、経過観察しているとし、担保設定、返済が滞った場合の担保の処分も行っていない。【指摘事項】

当該対象者については、地方自治法施行令第 171 条に基づく督促を行う必要がある。また、返還金の回収管理が長期間に及ぶことが想定されることから、返済計画書の再提出、担保設定の可否、担保処分の検討など返還金の回収管理を徹底する必要がある。

#### (介護保険電算システムについて)

##### (1) 概要

介護保険に関する電算処理システムの開発及び当該システムを使用した介護保険関連通知書の作成に係るシーラー、ブックキング、封入封緘作業を株式会社 F (以下、「受託者」という。) に委託している。該当業務の委託は平成 12 年から継続して業務を委託している。受託者は介護電算関連の業務のほか、いわき市の納税関係の業務や住基ネットのデータ管理などを委託されている。

介護保険電算システムは、介護保険に関する個人情報の登録や保険料の計算等が行われるシステムで、介護保険全般に渡る情報処理を行っているシステムであり、平成 12 年の介護保険制度創設時に導入されている。システム自体は、他社の開発であるが、その後のメンテナンスや当該システムを利用した通知書等の発行業務を受託者が実施している。

受託者との業務委託契約は随意契約によっているが、これは下記の理由によりその性質又は目的が競争入札に適さないと判断されていることによる。

- ①受託者がいわき市の介護保険システムの開発に携わっていること
- ②障害の発生時に迅速な対応ができるため
- ③平成 12 年度から 26 年度まで委託した同様の業務実績についても問題なく、かつ、遅滞なく業務を完了しているため。

##### (2) 実施した手続き

監査人は介護保険電算システムに係る委託事業が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び契約の締結に関する起案書、受託者が提出した業務完了報告書、利用状況報告等の関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、決裁状況、委託料の支払状況等の事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

##### (3) 監査の結果

介護保険電算システムに係る委託事業については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

#### (地域包括ケアシステム構築推進事業について)

##### (1) 概要

福島県の事業補助金による支出である。各種関係機関との協議の場を持ち、情報の共有化を図り連携体制を構築していくことを目的とする。参加者に対する報償金等の支出である。地域包括ケア推進課で管理している。

事業費の推移

(単位：円)

地域包括ケアシステム構築推進事業費	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	0	0	0	0	4,211,000

## (2) 実施した手続き

監査人は、地域包括ケアシステム構築推進事業による補助金支出が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

上記ヒアリング及び関連資料を閲覧した結果、地域包括ケアシステム構築推進事業の補助金支給については、手続きを実施した限りにおいては、適切に行われていると考える。

## (介護給付の適正化について)

### (1) 概要

#### (適正化の必要性)

高齢者が今後増加しており、介護給付費の増加が顕著である。また、財源である介護保険料や公費負担額も増大してゆくことはやむを得ないにせよ、その中で介護保険制度を持続的に運営していくために、過剰サービスや不適正サービスを排除し介護給付の適正化を図っていくことの重要性もますます増大している。

#### (いわき市の取組状況)

厚生労働省から各都道府県に対して、平成 19 年 6 月 29 日付で『介護給付適正化計画』に関する指針（以下「指針」という。）が示され、直近では平成 26 年 8 月 29 日付けで第 3 期指針が示された。福島県もそれに呼応し第 1 期、第 2 期、そして平成 27 年度から平成 29 年度までの介護給付適正化の更なる推進を図るため第 3 期プログラムを策定、すなわち主要適正化五事業の実施及びそれを支える体制づくりを目指すプログラムである。

主要五事業とは以下のものをいう。

- i 要介護認定の適正化
- ii ケアプランの点検
- iii 住宅改修・福祉用具実態調査
- iv 縦覧点検・医療情報との突合
- v 介護給付費通知

その中で福島県は各市町村に自主目標を設定するよう求めており、いわき市もプログラムを参考にしながら、下記のような目標を設定し取組んでいる。

また、取組みの人員体制であるが、保健福祉部長寿介護課の介護保険係職員及び介護給付等費用適正化事業のため雇用した嘱託職員の 2 名を中心に、その他要介護認定の適正化に関しては、介護認定係及び各地区保健福祉センターの福祉介護係の職員及び嘱託職員、また指定介護サービス事業者の指導監査に関しては保健福祉課の法人指導係と連携して行っている。

いわき市の目標設定および達成状況は以下の通りである。

区分	事業(取組)	取組内容	目標	実績
要介護認定の適正化	独自の認定調査員研修会開催	直営調査件数が全体の80%以上を占める状況、主に嘱託職員対象の研修会に重点を置く。	1回実施	1回実施
	職場内認定調査員指導者の養成	国が実施する要介護認定調査指導者研修に職員を派遣し、各職場内に指導的な役割を果たす職員を養成する。	1回実施	1回実施
	合議体担当者会議及び介護認定関係担当係長会議の開催	各合議体で提起された課題等について共有し、市全体の審査の平準化・適正化を図るために、担当者会議(年1回)、担当係長会議(随時)を開催する。	1回又は随時実施	1回又は随時実施
ケアマネジメント等の適正化	ケアプラン点検	国保連適正化システムや苦情等から得られた情報から不適正な請求が疑われるケアプランを点検。	30件実施	40件実施
		毎月漫然と同種のプランを作成している(アセスメント、モニタリングが不十分な)事業所等を重点的に点検。		
		サービス付高齢者住宅や有料老人ホーム利用者のプランを点検(いわゆる囲い込みによる過剰なサービス提供を適正にする)。		
事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	不適正請求の点検	国保連適正化システムや適正化情報を活用し、請求の点検を行う。不適正な請求については事業者より過誤申立をさせ返還させる。	15,000件実施	25,273件実施
	給付費通知	年3回(7月、11月、3月)サービス利用者に対し通知。	対象者全員実施	対象者全員実施
	第三者行為の求償	交通事故等による第三者行為に起因する給付の発見に努め、求償を実施。	5件実施	4件実施
その他	法人指導担当との連携	法人指導係(実地指導・監査)に対して、事業者の情報を提供。	随時実施	随時実施

(出典 保健福祉部提供資料)

料)

ケアマネジメントの適正化に関しては、主として事業所運営の適正化を指導しており、平成27年度において最終的に過誤調整に結び付いたケースはなかった。

事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の内、不適正請求の点検では、費用対効果の観点から誤りやすい事例に関して重点的に実施するが、平成27年度は、独居高齢者の保険点数加算、ケアプランのみの単独請求等を重点的に実施したところ、807件、合計5,216千円の過誤調整が発見された。また、給付費通知に関しては、対象者全員に市から給付通知を送付し各自受けたサービス内容に問題ないかチェックしてもらう仕組みとなっている。

#### 事業費の推移

(単位:円)

介護給付等費用適正化事業費	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	2,918,620	4,935,668	5,067,235	5,480,999	5,609,303

適正化事業のため雇用した嘱託職員1名の人件費が計上されている。

#### (2) 実施した手続き

監査人は、介護給付が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び第3期福島県介護給付適正化支援プログラム、給付適正化の取組みに関する自主目標等の関連資料関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

#### (3) 監査の結果

厚生労働省のケアマネジメント等の適切化の目標の一つとして、住宅改修・福祉用具実態調査、すなわち住宅改修の事前訪問調査や事後確認等の推進を図ることが挙げられているが、現

在人員不足により実施されていない。【意見】

一般の高齢者等住宅リフォーム事業等と連携を取りながら実施することが望まれる。

(高齢者福祉施設等に関する指導監査について)

(1) いわき市における指導監査の概要

(指導監査の種類)

市は、国の方針に基づいた「いわき市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱」「いわき市介護サービス事業所等指導監査要綱」(以下、両者合わせ「要綱」という。)制定し、また、各年度の指導監査の実施に当たっては、各年度の「いわき市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施計画」(以下、「実施計画」という。)、社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査重点着眼事項(自主点検事項)等に基づき行われる。また、指導監査に当たっては、効率性の観点から一つの法人等が両者による規制を受けている場合、原則同時に実施されている。

なお、いわき市における介護保険法による指導監査は、平成 24 年福島県から介護サービス事業者の指定権限及び指導監督権限が移譲されたことに伴い開始された。

i 社会福祉法人・老人福祉法等による指導監査の種類(以下、「要綱」、「実施計画」より抜粋)

一般監査	「特に大きな問題がない法人について、2年に1回の監査とし、問題を有する法人については、改善が見られるまで毎年継続して行う監査」
特別監査	「運営上、問題を有する、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる、または最低基準違反があると認められるもの、あるいは度重なる一般監査によっても改善が見られない法人・施設等に対し、随時行われる、指導及び監査」

ii 社会福祉法人・老人福祉法等による指導監査の流れ

通知	原則として期日の1月前まで
指導監査の実施方法	当日までに指導監査対象者の提出した資料の内容を確認 関係書類を閲覧し、関係者に面談
指導監査終了	講評及び必要な指示
指導監査の結果 是正又は改善を要する事項がある場合	その事項を添えて期限を定めて通知、指導監査対象者側は「是正又は改善結果報告書」により報告を行う。未改善等の場合は継続して必要な指導を行う。
継続して指導を行っても自主的な改善が図られない場合、又は重大な問題を有する場合	随時特別監査を実施し、その内容に応じて、社会福祉法等他の個別法、通知等に基づき改善命令又は行政処分を検討

i 介護保険法による指導監査の種類(以下、「要綱」、「実施計画」より抜粋)

指導(集団指導)	「事業所数が多く、実地にて指導できない事業所が多数に及ぶため、介護サービス事業所等を特定の場所に集めて講習等の方法により指導することにより、従来の実地指導で確認された誤りやすい事例等の説明、最新情報の提供など、適正な運営に向けた有益な情報を提供する」指導
平成 27 年度において集団指導は、平成 28 年 3 月 22 日、23 日の二日間にわたり、対象施設・事業所 797 ヲ所に対して行われ、780 ヲ所が出席、17 ヲ所欠席(出席率 97.8%)という結果であり、欠席事業所に対しては、欠席の理由の確認、講習会資料の内容確認及び今後の集団指導に出席するよう指導している。	
指導(実地指導)	「指導の対象となる介護サービス事業所等の事業者において実施する」指導

	をいう。対象事業所は主に以下の基準から選定されている。 ア例年実施している社会福祉法人に対する法人監査に併せて実施する事業所 イ地区保健福祉センターや地域包括支援センター等から不適正情報提供を受けた事業所 ウ有料老人ホーム等と併設している事業所 エ一人当たりの担当利用者が多いケアマネージャーの「居宅介護支援事業所」
監査	「指定基準違反等の確認について必要があると認める以下の場合に行われ、行政処分も視野に入れて強制力を持って実施される」 ・要確認情報によって実施される場合 ・通報、苦情、相談等に基づく情報 ・国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情 ・連合会からの通報情報 ・介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者 ・法第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報 ・先の実地指導において確認した情報 ・著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 ・介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

介護保険法第 115 条の 35 第 4 項より抜粋  
都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

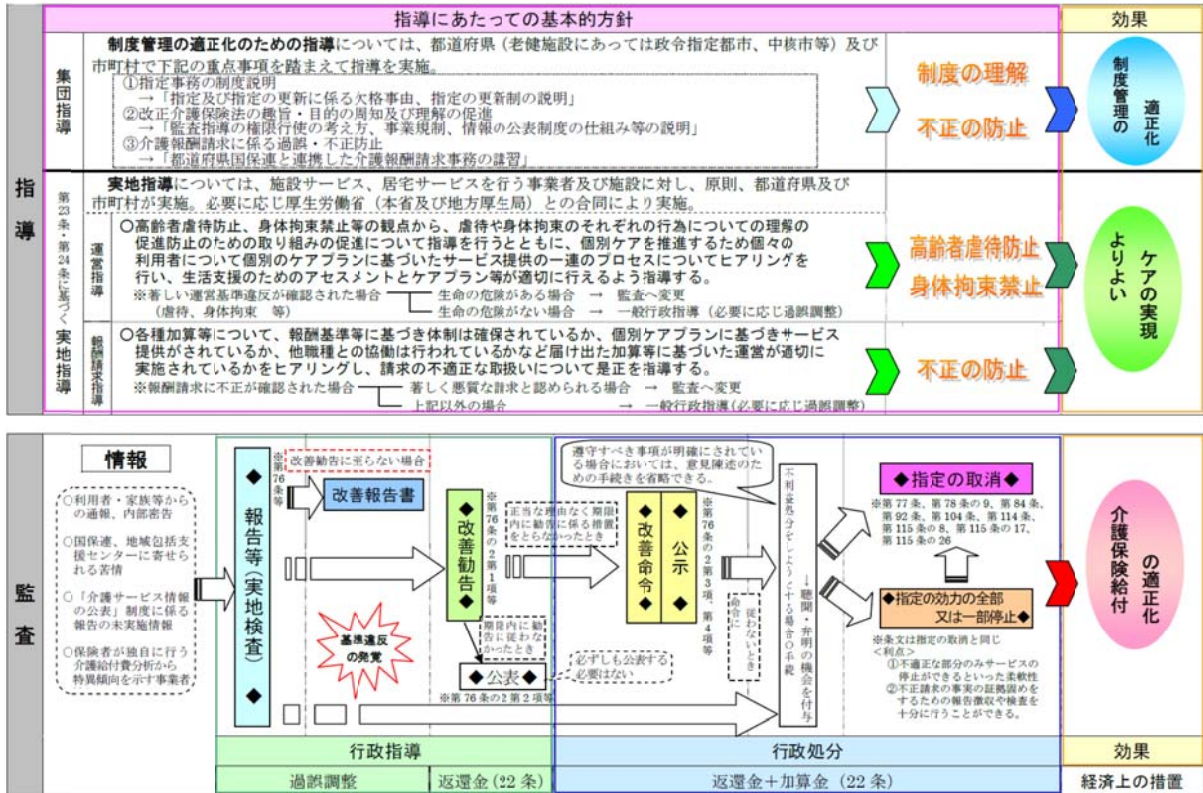
ii 介護保険法による指導監査（集団指導を除く実地指導及び監査）の流れ

通知	原則として期日の 1 月前まで
指導監査の実施方法	当日までに指導監査対象者の提出した資料の内容を確認 関係書類を閲覧し、関係者に面談
指導監査終了	講評及び必要な指示
指導監査の結果 改善を要する事項がある場合	その事項を添えて期限を定めて通知 指導監査対象者側は「是正又は改善結果報告書」により報告 未改善等の場合は継続して必要な指導を行う。
継続して指導を行っても自主的な改善が図られない場合、又は 重大な問題を有する事業所	随時監査を実施し、その内容に応じて、介護保険法等、各通知 等に基づき行政上の処分を検討
監査実施後の措置	行政処分は、把握された事実に基づき以下のいずれかの措置 ・通常の実地指導と同様の改善指示 ・改善勧告 ・改善命令

・指定取消し等（効力の一部停止、効力全部停止、指定取消し）

以下参考に、介護保険法における指導監査の枠組みについて。過去厚生労働省の指導監査担当課長会議で示された「都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について（案）」を示す。市も基本的にこの枠組みに基づき指導監査を実施している。

都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について（案）



(出典 全国介護保険指導監査担当課長会議資料)

(平成 27 年度の指導監査状況)

ア指導監査の組織

市の指導監査の所管は、保健福祉部保健福祉課の法人指導係であり、平成 27 年度人員は係長以下 5 人で実施されている。

イ指導監査（集団指導を除く）実績

i 実施指導実績

実地指導に関しては、社会福祉法及び老人福祉法等による指導監査も含めた平成 25 年度から平成 27 年度 3 年間の推移は以下の通りである。

平成25年度		対象数(A)			指導・監査実施数			指導・監査実施率		
		総数 (a+b)	社福 (a)	社福以外 (b)	総数 (a+b)	社福 (a)	社福以外 (b)	総数	社福	社福以外
機関	実施機関(地区保健福祉センター)	7	0	7	7	0	7	100.0%	-	100.0%
	社会福祉法人	42	42	0	25	25	0	59.5%	59.5%	-
	機関計	49	42	7	32	25	7	65.3%	59.5%	100.0%
介護・老人	養護老人ホーム	2	1	1	1	0	1	50.0%	0.0%	100.0%
	特別養護老人ホーム	20	20	0	12	12	0	60.0%	60.0%	-
	経費老人ホーム	6	6	0	3	3	0	50.0%	50.0%	-
	指定居宅サービス事業所	367	51	316	49	19	30	13.4%	37.3%	9.5%
	指定地域密着型サービス事業所	79	16	63	5	3	2	6.3%	18.8%	3.2%
	指定居宅介護支援事業所	149	22	127	5	1	4	3.4%	4.5%	3.1%
	指定介護老人保健施設	12	2	10	7	1	6	58.3%	50.0%	60.0%
	指定介護療養型医療施設	5	0	5	0	0	0	0.0%	-	0.0%
	指定介護予防サービス事業所	361	51	310	49	19	30	13.6%	37.3%	9.7%
	指定地域密着型介護予防サービス事業所	71	16	55	4	3	1	5.6%	18.8%	1.8%
	指定介護予防支援事業所	7	0	7	0	0	0	0.0%	-	0.0%
	小計	1,079	185	894	135	61	74	12.5%	33.0%	8.3%
生活保護		2	1	1	1	0	1	50.0%	0.0%	100.0%
障害者総合支援		357	136	221	24	10	14	6.7%	7.4%	6.3%
児童福祉		87	27	60	79	24	55	90.8%	88.9%	91.7%
	機関以外計	1,525	349	1,176	239	95	144	15.7%	27.2%	12.2%
	合計	1,574	391	1,183	271	120	151	17.2%	30.7%	12.8%

(出典 以下2表とも保健福祉部作成資料)

平成26年度		対象数(A)			指導・監査実施数			指導・監査実施率		
		総数 (a+b)	社福 (a)	社福以外 (b)	総数 (a+b)	社福 (a)	社福以外 (b)	総数	社福	社福以外
機関	実施機関(地区保健福祉センター)	7	0	7	7	0	7	100.0%	-	100.0%
	社会福祉法人	43	43	0	22	22	0	51.2%	51.2%	-
	機関計	50	43	7	29	22	7	58.0%	51.2%	100.0%
介護・老人	養護老人ホーム	2	1	1	1	1	0	50.0%	100.0%	0.0%
	特別養護老人ホーム	26	26	0	12	12	0	46.2%	46.2%	-
	経費老人ホーム	6	6	0	3	3	0	50.0%	50.0%	-
	指定居宅サービス事業所	382	50	332	43	19	24	11.3%	38.0%	7.2%
	指定地域密着型サービス事業所	88	16	72	8	3	5	9.1%	18.8%	6.9%
	指定居宅介護支援事業所	154	22	132	18	1	17	11.7%	4.5%	12.9%
	指定介護老人保健施設	12	2	10	5	2	3	41.7%	100.0%	30.0%
	指定介護療養型医療施設	5	0	5	0	0	0	0.0%	-	0.0%
	指定介護予防サービス事業所	374	51	323	41	19	22	11.0%	37.3%	6.8%
	指定地域密着型介護予防サービス事業所	79	16	63	8	3	5	10.1%	18.8%	7.9%
	指定介護予防支援事業所	7	0	7	0	0	0	0.0%	-	0.0%
	小計	1,135	190	945	139	63	76	12.2%	33.2%	8.0%
生活保護		2	1	1	1	1	0	50.0%	100.0%	0.0%
障害者総合支援		361	134	227	29	10	19	8.0%	7.5%	8.4%
児童福祉		86	25	61	85	25	60	98.8%	100.0%	98.4%
	機関以外計	1,584	350	1,234	254	99	155	16.0%	28.3%	12.6%
	合計	1,634	393	1,241	283	121	162	17.3%	30.8%	13.1%

平成27年度		対象数(A)			指導・監査実施数			指導・監査実施率		
		総数 (a+b)	社福 (a)	社福以外 (b)	総数 (a+b)	社福 (a)	社福以外 (b)	総数	社福	社福以外
機関	実施機関(地区保健福祉センター)	7	0	7	7	0	7	100.0%	-	100.0%
	社会福祉法人	43	43	0	25	25	0	58.1%	58.1%	-
	機関計	50	43	7	32	25	7	64.0%	58.1%	100.0%
介護・老人	養護老人ホーム	2	1	1	1	1	0	50.0%	100.0%	0.0%
	特別養護老人ホーム	26	26	0	16	16	0	61.5%	61.5%	-
	経費老人ホーム	6	6	0	3	3	0	50.0%	50.0%	-
	指定居宅サービス事業所	456	57	399	40	15	25	8.8%	26.3%	6.3%
	指定地域密着型サービス事業所	99	25	74	4	2	2	4.0%	8.0%	2.7%
	指定居宅介護支援事業所	165	20	145	18	3	15	10.9%	15.0%	10.3%
	指定介護老人保健施設	12	2	10	7	1	6	58.3%	50.0%	60.0%
	指定介護療養型医療施設	5	0	5	1	0	1	20.0%	-	20.0%
	指定介護予防サービス事業所	453	57	396	40	15	25	8.8%	26.3%	6.3%
	指定地域密着型介護予防サービス事業所	78	15	63	4	2	2	5.1%	13.3%	3.2%
	指定介護予防支援事業所	7	0	7	0	0	0	0.0%	-	0.0%
	小計	1,309	209	1,100	134	58	76	10.2%	27.8%	6.9%
生活保護		2	1	1	1	0	1	50.0%	0.0%	100.0%
障害者総合支援		356	134	222	40	11	29	11.2%	8.2%	13.1%
児童福祉		87	27	60	86	27	59	98.9%	100.0%	98.3%
	機関以外計	1,754	371	1,383	261	96	165	14.9%	25.9%	11.9%
	合計	1,804	414	1,390	293	121	172	16.2%	29.2%	12.4%

監査実績は以下の通りである。

起案書年月	監査先	監査理由
平成 26 年 5 月	株式会社 A	居宅サービス及び介護予防サービス基準条例等違反
平成 27 年 5 月	株式会社 A	人員基準の要件違反
平成 27 年 11 月	医療法人 S	約 2 年に渡る改善報告書未提出
平成 27 年 11 月	Y 株式会社	2 年以上の介護給付費の未返還
平成 27 年 2 月	医療法人 K	管理者兼医師の不適正勤務の疑いの情報提供
平成 28 年 3 月	株式会社 H	人員基準の要件違反のおそれあり

(出典 保健福祉部起案書等)

## (2) 実施した手続き

監査人は、市の高齢者福祉の指導監査の状況を確認するため、担当部署へのヒアリング及び各種要綱、「実施方針」、平成 27 年度の指導監査調書等他関係書類の閲覧を行い、事務の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

(事業者毎の情報管理について)

現在は、指導監査の結果は年度別に管理され、介護サービス事業者ごとに情報管理されていないとのものであった。【意見】

平成 27 年度の「実地指導に係る改善結果」の起案書を閲覧した結果次のような事例があった。



平成 27 年 7 月 17 日起案、7 月 29 日決裁の株式会社 K に関して、改善結果報告の提出を受け、内容確認し改善は確認された。しかし内容は、K に対しては、平成 26 年 8 月 8 日の改善結果報告書の提出期限に対して、再三に渡り提出をするよう連絡するものの、事業所からは全く返答がない状況であり、約 1 年経過後の平成 27 年 6 月 22 日になりやっと報告、大幅遅延となったものである。起案書では、遅延理由と事業所の状況に関して、「遅延理由は、度重なる連絡に対する確認が欠けているためであり、連絡管理体制が粗放であり、このことから、利用者等からの連絡に対し事業所としての適切な対応がされていないことが危惧される。」とあり、そのことも電話にて口頭指導して終了した。

上記のような事業者、また上記 ii 監査実績に示した事業者等は実地指導の頻度を高める必要がある。

現状では担当者個人で情報管理を行っている状況であり、また情報は年度管理のみである。したがって、法人指導系のローテーションが現在平均 3 年程度とのことであり、担当者のローテーションにより情報が引き継がれなければ、その後長期間実地指導されない可能性も出てくる。

効率性の観点から全事業所までとは求めないが、基準を定めた上で事業者を絞り込みその事業者毎の情報管理を行う必要がある。

(指導・監査結果通知受領後の特別監査及び監査に移行する期間について)

現在、市は通知日以降原則 45 日以内に改善報告書を提出させることとしており、状況にもよるが、その時点で未提出あるいは未改善事項が残ったとしても、すぐには特別監査もしくは監査とはせず、法人や事業者の自主性を尊重し 1 年程度は指導を続け改善を目指させることとしている。

上記 K の場合も約 1 年後ようやく報告書を提出し改善状況を検証し終了となった。しかし、この事業者に対して担当者は、度重なる連絡に対する確認が欠けているためであり、連絡管理体制が粗放という状況であることを危惧しており、そのような状況であれば利用者保護のため、1 年を待たず短期間で監査に入るべきものであったと考えられる。また、上記の監査実績に示した中には 2 年以上未解決の事業所もあり、少なくとも 1 年以内に監査に入るべきであったと考える。

#### 【意見】

現在、実施計画の中で、特別監査や監査に移行する期間は明確にされていない。まずは実施計画の中で明確化し、時期が来たら必ず特別監査や監査に移行するようにし、必要な場合にはその時期を早める措置も講ずることが望まれる。

(指導監査実施人員の増員について)

社会福祉法及び老人福祉法等による指導監査も含めた平成 25 年度から平成 27 年度 3 年間で比較した場合、全体の対象数の増加 (1,574 カ所から 1,804 カ所と 230 カ所増加) の中で、介護・老人関係の増加 (1,079 カ所から 1,309 カ所と 230 カ所増加) が占めている。特に介護・老人関係の社会福祉法人等以外の事業所の増加 (894 カ所から 1,100 カ所と 206 カ所増加) の伸びが著しい。

一方、介護・老人先の社会福祉法人等以外の事業所に関しては、対象事業所が増加したのに指導監査の実施数に関しては微増に留まっており、その結果、その実施率は 6.9%までに低下している。市の介護サービス事業者の実地指導の頻度は明文化されていないが、指定期間の 6 年間サイクルを目途としているとのことであったが、社会福祉法人等以外の事業所に関してはその目標を大幅に超過している状態である。

高齢者数及び介護サービス事業者数が増大していく中、少しでも実地指導数を増加させていく

ことは重要であり人員増加の必要性がある。【意見】

少なくとも、現在5名体制のところ2名増員し7名とすれば、1チーム3名（各現場で運営・会計・処遇の三つの観点から指導監査を実施するため）の2チームが組み、より機動的にかつ社会福祉法人等以外の事業所の実施数の増加も望めるものとする。また、社会福祉監査は、介護・老人、生活保護、障害者総合支援、児童福祉と多岐にわたりその専門性が要求されるので、2チームが分野を特化すればより実効性のある指導監査が行えるものとする。

現状現場に入っている状態の係長は、両チームの上位に立ち、両チームからの相談やその進捗管理、特別監査や監査の案件解決等に専念できる体制にすることが望ましい。

(要介護認定までの日数について)

(1) 概要

介護保険法によれば、認定は申請から30日以内に行わなければならないこととなっており、この間に認定できない場合は、延長の通知をしなければならない。また、延長できるのは被保険者の心身の状況調査に日時を要する等、特別な理由がある場合とされている（介護保険法第27条第11項）。

いわき市の平成23年度から平成27年度の申請日から認定日までの日数を示せば以下の通りである。

申請区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新規	41.9日	38.4日	37.1日	35.1日	33.6日
更新	44.1日	39.1日	37.5日	36.4日	38.2日
変更	42.0日	37.1日	35.5日	33.9日	33.7日

(出典 保健福祉部提供資料)

介護保険法第二十七条

11 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

また、結果として30日以内に認定できなかった件数について、平成27年度の遅延理由毎の件数は以下のようになっている（審査会が申請から30日以内に行われなければならないことから逆算して、審査会の1週間前に審査会資料の発送を考慮して、申請日より23日以内に資料の入手できなかった認定件数をカウントしている）。

理由	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	合計	割合
訪問調査の日程調整	2,162	1,191	855	853	947	6,008	43.4%
主治医意見書の遅延	991	669	524	390	362	2,936	21.2%
審査会判定遅延	976	683	314	333	371	2,677	19.3%
その他※	831	447	384	301	268	2,231	16.1%
合計	4,960	2,990	2,077	1,877	1,948	13,852	100.0%

(出典 保健福祉部提供資料)

※「その他」とは認定調査票・主治医意見書とも申請日より23日以内に入手できなかったものである。

さらに、主治医意見書の提出日状況は以下の通りである。

主治医意見書提出日数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	25.2 日	23.2 日	21.9 日	20.7 日	19.3 日

(出典 保健福祉部提供資料)

## (2) 実施した手続き

監査人は、要介護認定が適切に行われていることを確認するため、担当者へのヒアリング及び要介護認定調査業務に係る起案書、要介護認定判定資料とその総括資料等の閲覧を行い、事業の概要を把握し、事務手続きが適切に実施されているかの検証を行った。

## (3) 監査の結果

申請日からの認定日及び主治医意見書入手日までの日数は、更新を除いて短縮化傾向にあるものの、未だ法定日数を超過している状況である。各年度の遅延件数からみて、上記の「特別な理由」がある場合のみとは言えないものと思われる。認定の効力は申請日に遡るとされるものの、通常、認定申請者は、認定結果が通知されてから介護サービスを受ける場合が多く、利用者の介護サービス開始時期の遅れにつながるものと考えられる。【指摘事項】

認定申請者の都合による訪問調査日程や主治医受診の遅延、主治医による意見書提出の遅延、審査会の遅延等様々な理由があり、一概に市の責めには負えないものとも考えられるが、市及び保健福祉センターが、認定申請者とその家族、当初の相談窓口となる各地域の包括支援センターや介護サービス事業者、主治医等と連携、認定事務業務のコントロールを行うこと、また現在の審査会数で捌き切れないのであれば、合議体の設置数を増加させる措置を講ずること等により、法定日数を遵守することが必要である。

### 第3章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

#### 1 介護保険料の徴収について

高齢者保険福祉計画、介護保険ガイドラインを閲覧するとともに、担当者にヒアリングし、介護保険料に係る制度概要を把握し、介護保険料の趨勢分析、一人当たり分析、他の保険者との保険料基準額(月額)の分析、第1号介護保険料の徴収、延滞管理、減免についても検討を行った。

##### (1) 介護保険料の分析

###### ①介護保険料の徴収義務対象者

介護保険は40歳以上が被保険者(加入者)となっており、保険料を納め、介護が必要になった時には、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できるサービスであり、市町村が運営している。40歳以上は介護保険料を納める義務があるが、年齢で65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に区分される。第2号被保険者については、加入している健康保険組合等の医療保険と合わせて徴収されることから、いわき市に徴収義務が課せられているのは、65歳以上の第1号被保険者となっている。

###### ②介護保険料の推移

介護保険料の徴収により介護保険特別会計の歳入として計上されるものは、第1号被保険者保険料である。過去5年間の決算額の推移は以下の通りである。

(単位：百万円)

名称	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護保険料(第1号被保険者保険料)	3,344	4,125	4,736	4,905	6,160
特別徴収保険料	3,057	3,692	4,291	4,435	5,603
普通徴収保険料	246	399	417	433	520
滞納繰越分普通徴収保険料	41	34	28	37	37

(介護保険特別会計 決算総括表<歳入>より作成)

第1号被保険者の保険料は、中期的に安定した財源確保を可能とするなどの観点から、毎年度保険料率を改定するのではなく、3年間の事業運営期間を通じての支出及び収入等の状況を勘案して基準額を設定していることから、原則として3年間を通じて同一の保険料額になる。上表の通り、介護保険料の決算額は徐々に増加しており平成27年度は平成23年度の1.8倍となっている。

###### ③1人当たりの介護保険料の推移

各年度の調定額を第1号被保険者数(厚生労働省HP介護保険事業状況報告)で除した1人当たり保険料と年間の基準額の乖離の推移は以下の通りである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減額	増減率
調定額(百万円)	3,349	4,156	4,782	4,943	6,216	1,273	25.7%
第1号被保険者数(人)	84,585	87,115	89,213	91,509	93,474	1,965	2.1%
1人当たり保険料(円) A	39,594	47,702	53,600	54,021	66,502	12,482	23.1%
計画期間	第4期	第5期		第6期			
年度	H21-H23	H24-H26		H27-H29		増減額	増減率
基準額	4,276	4,672	4,672	4,672	5,789	1,117	23.9%
年間保険料(基準) B	51,300	56,100	56,100	56,100	69,500	13,400	23.9%
乖離額(A-B)(円)	△11,706	△8,398	△2,500	△2,079	△2,998		
乖離率	※ △22.8%	※ △15.0%	△4.5%	△3.7%	△4.3%		

(※)平成23年度及び平成24年度が1人当たり保険料と年間の基準額の乖離が大きくなっている。  
 これは、東日本大震災があったことにより災害における減免として平成23年度については最長1年間、平成24年度については最長半年間の介護保険料の減免があったことにより、1人当たり保険料の金額が小さくなり、基準額との乖離が大きくなっているものである。

④県内各市の保険料基準額（月額）比較

保険料基準額（月額）について、福島県内の各市の3計画期間の推移は以下の通りである。  
 第4期のいわき市の保険料基準額(月額)4,276円は最も高額で平均と比較して118.2%であったが、第6期は5,789円（平均比105.0%）と概ね平均的な水準となった。

保険者名	保険料基準額（月額）			保険料基準額の伸び率	
	第4期 H21-H23	第5期 H24-H26	第6期 H27-H29	(対4期)	(対5期)
福島市	4,050	5,100	5,900	45.7%	15.7%
会津若松市	3,900	4,950	5,850	50.0%	18.2%
郡山市	3,488	4,664	5,027	44.1%	7.8%
いわき市(A)	4,276	4,672	5,789	35.4%	23.9%
白河市	3,501	5,100	5,800	65.7%	13.7%
須賀川市	3,918	4,938	5,490	40.1%	11.2%
喜多方市	3,230	4,450	4,980	54.2%	11.9%
相馬市	3,390	4,490	5,550	63.7%	23.6%
二本松市	3,650	4,600	5,300	45.2%	15.2%
田村市	3,650	4,700	5,400	47.9%	14.9%
南相馬市	3,050	4,722	5,662	85.6%	19.9%
伊達市	3,884	4,870	5,751	48.1%	18.1%
本宮市	3,050	4,350	5,200	70.5%	19.5%
平均(B)	3,618	4,739	5,515	52.4%	16.4%
A÷B	118.2%	98.6%	105.0%		

(厚生労働省 HP より各計画期間の介護保険料の公表資料より作成)

⑤全国の市区町村の保険料基準額（月額）の水準

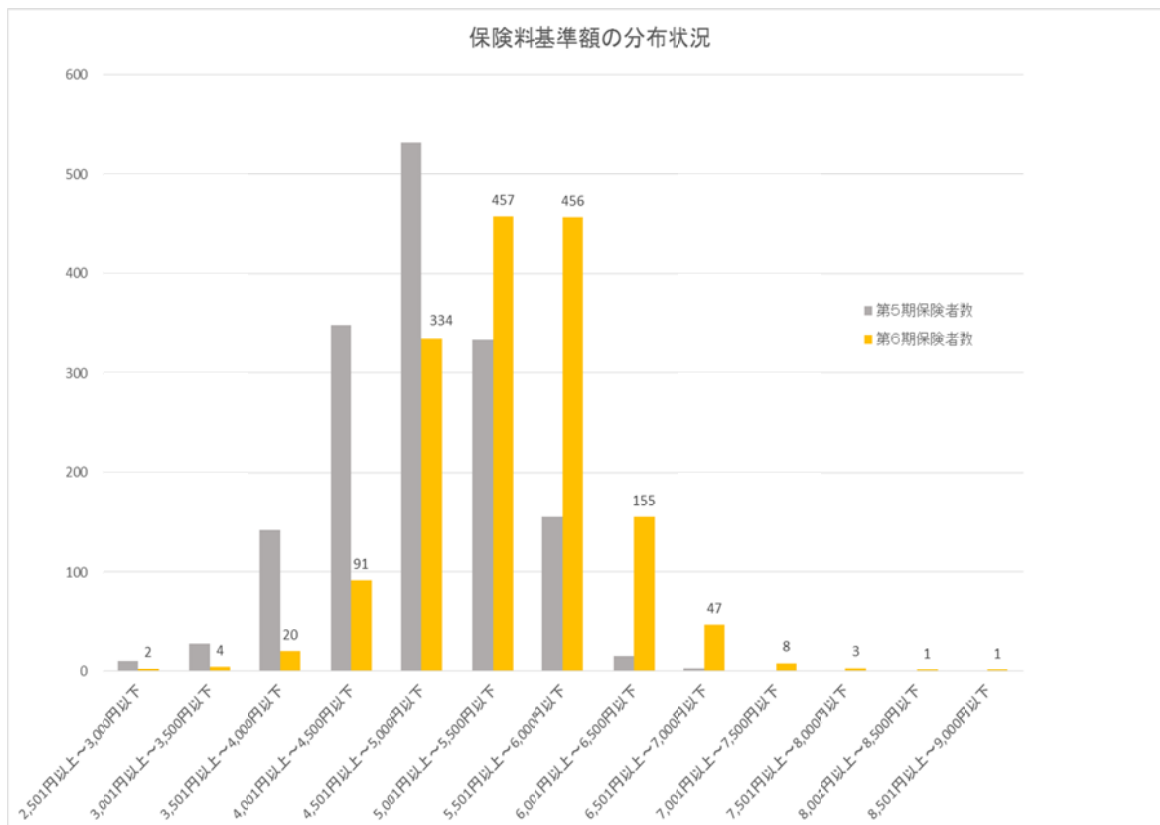
全国1,579の市区町村の保険料基準額（月額）を階層別に集計してみたところ、いわき市の水準は概ね全国平均となっていることが分かる。

保険料基準額	第4期		第5期		第6期	
	保険者数	割合	保険者数	割合	保険者数	割合
2,501円以上～3,000円以下	5	0.3%	10	0.6%	2	0.1%
3,001円以上～3,500円以下	53	3.4%	28	1.8%	4	0.3%
3,501円以上～4,000円以下	217	13.7%	142	9.0%	20	1.3%
4,001円以上～4,500円以下	559	35.4%	348	22.0%	91	5.8%
4,501円以上～5,000円以下	504	31.9%	532	33.7%	334	21.2%
5,001円以上～5,500円以下	230	14.6%	333	21.1%	457	28.9%
5,501円以上～6,000円以下	47	3.0%	155	9.8%	456	28.9%
6,001円以上～6,500円以下	13	0.8%	15	0.9%	155	9.8%
6,501円以上～7,000円以下	0	0.0%	3	0.2%	47	3.0%

保険料基準額	第4期		第5期		第6期	
	保険者数	割合	保険者数	割合	保険者数	割合
7,001円以上～7,500円以下	0	0.0%	0	0.0%	8	0.5%
7,501円以上～8,000円以下	0	0.0%	0	0.0%	3	0.2%
8,001円以上～8,500円以下	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
8,501円以上～9,000円以下	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
	1,628		1,566		1,579	

(厚生労働省 HP より各計画期間の介護保険料の公表資料より作成)

(参考) 第5及び第6計画期間における保険料基準額階層別分布



⑥介護保険料の分析については、特に問題となる点は、認識されなかった。

(2) 第1号介護保険料の徴収

高齢者保険福祉計画、介護保険ガイドライン及び関連文書を閲覧するとともに、担当者にヒアリングし、第1号介護保険料の徴収の概要を把握した。

①第1号介護保険料の徴収方法

第1号被保険者に対する介護保険料の徴収方法は、特別徴収と普通徴収の2つの方法があり、対象者及び徴収方法は以下の通りである。

徴収区分	対象者	徴収方法
特別徴収	受給している年金（老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金）が年額 18 万円以上の被保険者	年金の定期支払時に天引き

徴収区分	対象者	徴収方法
普通徴収	特別徴収以外の被保険者	口座振替による納付（口座振替） 納付書による納付（自主納付）

第1号被保険者の介護保険料の徴収事務は長寿介護課が行っている。特別徴収は年金から天引き処理されるため、主な徴収事務は以下の通りである。

(特別徴収)

4月	介護保険料納入通知書（仮算定）を被保険者に通知（平成27年度の前半（4・6・8月）については、平成26年度の所得段階区分をもとに算出した保険料を年金から特別徴収）
	↓
6月	前年度の申告情報をもとに保険料算定（年度後半（10・12・2月）の保険料について、賦課基準日（平成27年4月1日）時点における本人及び同一世帯の方の市民税課税状況等に基づき算定。所得段階区分の変更による保険料の差額分については年度後半の保険料で調整。）
	↓
7月	介護保険料納入通知書（特別徴収）を送付

(普通徴収)

6月	前年度の申告情報をもとに保険料算定（賦課基準日（平成27年4月1日）時点における本人及び同一世帯の方の市民税課税状況等に基づき算定。）
	↓
7月	介護保険料納入通知書（普通徴収）を送付（納付書（介護保険料納付書兼納付済通知書、介護保険料領収証書（納付期限は7・8・9・10・11・12・1・2月））、口座振替（自動払込）依頼書）

②第1号介護保険料の徴収事務

(徴収事務)

特別徴収の場合は年金から天引きされるため保険料を確実に徴収することができるが、普通徴収の場合は被保険者が介護保険料納入通知書で自主納付をすることになるため、徴収に係る事務が必要となってくる。

保険料が未納付となって延滞が発生することとなった場合は、未納付者に対して督促状の送付を行ったり、嘱託徴収員が戸別訪問を行って保険料の徴収を行ったりしているが、それでも自主納付が行われない場合は催告書による滞納処分（給付制限）の案内を送付している。

(収納事務)

収納担当は毎日、収納消込を行い、過誤納があった場合は還付処理を行っている。また、口座振替処理事務として、口座振替勧奨通知や口座振替開始通知の発送、口座振替が不能であった場合の口座振替不納通知の発送を行っている。不納欠損処理も収納担当の業務となっている。

### ③督促状の送付

保険料が滞納となった場合、納期限後 20 日以内に督促状を発付している。いわき市介護保険規則では以下の通り定めている。

いわき市介護保険規則より抜粋 (督促) 第 56 条 納期限までに保険料の納付又は納入がない場合における督促は、督促状（第 56 号様式）により行うものとする。
--

平成 27 年度に実施した督促状の送付状況は以下の通りである。

期	未納保険料	発送日	未納者数	未納額	督促手数料
13	平成 26 年度介護保険料第 13 期 (平成 27 年 3 月 31 日納期限)	2015/4/20	110	995,000	11,000
51	平成 27 年度介護保険料第 51 期 (平成 27 年 4 月 30 日納期限)	2015/5/20	67	337,600	6,700
52	平成 27 年度介護保険料第 52 期 (平成 27 年 6 月 1 日納期限)	2015/6/19	9	8,600	900
1	平成 27 年度介護保険料第 1 期 (平成 27 年 7 月 31 日納期限)	2015/8/20	2,653	21,238,900	265,300
2	平成 27 年度介護保険料第 2 期 (平成 27 年 8 月 31 日納期限)	2015/9/18	2,724	21,091,000	272,400
3	平成 27 年度介護保険料第 3 期 (平成 27 年 9 月 30 日納期限)	2015/10/20	2,894	22,317,800	289,400
4	平成 27 年度介護保険料第 4 期 (平成 27 年 11 月 2 日納期限)	2015/11/20	2,634	19,694,100	263,400
5	平成 27 年度介護保険料第 5 期 (平成 27 年 11 月 30 日納期限)	2015/12/18	2,751	20,617,400	275,100
6	平成 27 年度介護保険料第 6 期 (平成 27 年 12 月 25 日納期限)	2016/1/14	2,798	21,245,800	279,800
7	平成 27 年度介護保険料第 7 期 (平成 28 年 2 月 1 日納期限)	2016/2/19	2,938	22,962,500	293,800
8	平成 27 年度介護保険料第 8 期 (平成 28 年 2 月 29 日納期限)	2016/3/18	2,748	22,458,300	274,800
	合計		22,326	172,967,000	2,232,600

### ④納付徴収嘱託員による徴収

納付徴収嘱託員（3 名）が毎日未納者を訪問し、介護保険制度の周知及び保険料の徴収を行っている。徴収嘱託員による徴収実績は以下の通りである。



< 徴収嘱託員の徴収実績 >

(金額単位：円)

期			合計	件数
	現年分	延滞繰越分		
平成 23 年度	4,759,400	23,032,100	27,791,500	4,204 件
平成 24 年度	7,919,200	20,509,200	28,428,400	4,446 件
平成 25 年度	9,671,400	16,747,600	26,419,000	4,104 件
平成 26 年度	8,952,600	21,924,100	30,876,700	4,204 件
平成 27 年度	12,155,800	22,946,777	35,102,577	4,689 件

※ 督促手数料含む

⑤ 催告書の送付

督促後も自主納付が行われない場合に催告書を送付している。催告書には延滞処分としての保険給付の制限の案内を同封している。平成 27 年度の催告書の送付状況は以下の通りである。

基準日	発送日	納付期限	送付対象者	送付対象者
H27/5/1	H27/5/15	H27/5/29	2,739	平成 26 年度以前に未納がある者
H27/9/30	H27/10/13	H27/10/30	2,828	平成 27 年度第 2 期以前に未納がある者
H28/2/1	H28/2/12	H28/2/26	3,005	平成 27 年度第 5 期以前に未納がある者

⑥ 給付制限

災害や生計を主として維持する方の入院・失業などの特別の事情がある場合を除き、保険料の滞納者には次のような措置がとられることになる。

① 支払い方法の変更 (償還払い化)	介護保険サービスを利用している方が、保険料を納期限から 1 年以内に納付しない場合、支払い方法が現物給付から償還払いに変更される。
② 支払いの一時差止	介護保険サービスを利用している方が、保険料を納期限から 1 年 6 月以内に納付しない場合、①により償還払い化されている保険給付の支払が一時差止められる。
③ 滞納保険料の控除	②の一時差止を行っても保険料が納付されない場合、その差止額から滞納保険料額の全額又は一部が控除される。
④ 保険給付の減額	過去 10 年間に時効により消滅した保険料がある場合、一定期間、保険給付が 7 割に減額される。この間は、高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費、特定入所者介護（介護予防）サービス費、特例特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されない。

⑦ 第 1 号介護保険料の徴収事務は、適切に行われていると考える。

(3) 介護保険料の延滞管理

高齢者保険福祉計画、介護保険ガイドライン及び関連文書を閲覧するとともに、担当者にヒアリングし、第 1 号介護保険料の延滞管理の概要を把握した。

いわき市の第1号被保険者介護保険料の現年分の特別徴収と普通徴収の収納率（介護保険の調定額と収入額を比較）の過去5年間の推移は以下の通りである。収納率は98%と僅かではあるが徐々に改善されている。

<保険料の収納率の推移>

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	3,349,036	4,155,536	4,781,777	4,943,391	6,216,247
収納額	3,286,973	4,083,274	4,699,515	4,861,046	6,114,124
収納率	98.15%	98.26%	98.28%	98.33%	98.36%

福島県内13市の平成26年度の収納率は下表の通りであるが、いわき市の収納率が最も低かった。

<平成26年度の収納率の比較>

(単位：千円)

保険者	現年分<普通徴収+特別徴収>		
	調定額	収納額	収納率
田村市	557,901	554,880	99.46%
伊達市	1,107,642	1,101,092	99.41%
本宮市	392,230	389,494	99.30%
二本松市	896,366	889,849	99.27%
須賀川市	1,105,163	1,094,491	99.03%
相馬市	548,545	542,598	98.92%
喜多方市	828,870	819,248	98.84%
福島市	4,547,594	4,492,065	98.78%
南相馬市	119,647	118,140	98.74%
白河市	939,203	926,613	98.66%
会津若松市	1,827,310	1,799,780	98.49%
郡山市	4,241,700	4,176,567	98.46%
いわき市	4,943,391	4,861,046	98.33%

(いわき市以外のデータは平成26年度介護保険事業状況報告(年報)より作成)

特別徴収については調定額と収納額は同額である。したがって収納率が低下している原因は普通徴収の収納率が低いことが原因である。

<普通徴収の収納率の推移>

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	307,412	470,567	498,884	514,706	621,763
収納額	245,349	398,305	416,622	432,362	519,640
収納率	79.81%	84.64%	83.51%	84.00%	83.58%

いわき市は収納率を向上させるため以下の取組みを行っているものの。いわき市の普通徴収の収納率は上記の通り83%程度の収納率となっており、収納率を高めるには普通徴収の収納率を改善させる必要がある。

徴収体制の強化	事業推進員（徴収推進担当者）の配置、徴収職員担当者の明確化、徴収嘱託職員の通年雇用による徴収体制の強化 納付徴収嘱託員（3名）が毎日未納者を訪問し、介護保険制度の周知及び保険料の徴収、口座振替の勧奨
制度の周知・啓発の強化	新規資格取得時（65歳到達時）に、新たに作成した制度周知用のパンフレットを送付し介護保険制度の周知・啓発の強化を図り、納付を促進
催告書の送付	文書催告を実施
低所得者に対する減免	低所得者に対する減免制度について、納入通知書や催告書により周知し、生活困窮者に対して保険料の減免を行い、納付を促進
口座振替の勧奨	徴収嘱託員訪問時に口座振替の勧奨を実施 第1号被保険者資格取得時（65歳到達時）に対し、「介護保険証・介護保険制度」の案内と「口座振替勧奨通知」を同時に送付することにより、制度の理解を高めてもらうことで、納付意識及び口座振替に対する意識の向上を図る
給付制限の実施	介護保険料に1年以上の滞納のある者に対して、その未納期間に応じて給付制限（支払方法の変更（償還払い）、給付額の減額）の措置を行っている 被保険者の公平性を保つため、介護認定の申請があった未納者に対し、給付制限予告通知を発送し、納付相談機会の創出を図る

#### （4）介護保険料の減免

高齢者保険福祉計画、介護保険ガイドライン及び関連文書を閲覧するとともに、担当者にヒアリングし、第1号介護保険料の減免の概要を把握した。

介護保険制度においては、第1号被保険者は市に保険料を納付しなければならないが、特別な事情がある方については、法・条例・要綱等に基づき保険料の減免（徴収猶予）を受けることができる。とされている。

介護保険法第142条の保険料の減免等の法令に基づき、いわき市は「いわき市介護保険条例」により特別な理由を定めている。

#### 介護保険法より抜粋

（保険料の減免等）

第142条 市町村は、条例で定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

#### いわき市介護保険条例より抜粋

（保険料の徴収猶予）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより保険料の全部又は一部を一時に徴収することができないと認めるときは、当該徴収することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限り、当該保険料の徴収を猶予することができる。

（1）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、

火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している状態にあること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を受けようとする理由

(保険料の減免)

第21条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、当該保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

上記の保険料の徴収猶予及び減免の特別な事由は大きく3つにまとめることができる。

①災害における減免

②所得減少における減免

③生活困窮における減免

上記の保険料の徴収猶予及び減免の事務取扱については「いわき市介護保険料徴収猶予及び減免事務取扱要項」として定めている。

<減免件数及び減免金額の推移>

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
災害	申請件数(件)	2	1	42	2	4
	許可件数(件)	2	1	42	2	4
	減免金額(円)	4,600	49,300	1,228,600	86,100	205,000
所得減少	申請件数(件)	0	4	1	0	3
	許可件数(件)	0	3	1	0	1
	減免金額(円)	0	93,000	60,900	0	61,100
生活困窮	申請件数(件)	22	33	40	44	36
	許可件数(件)	19	18	25	23	19
	減免金額(円)	232,800	209,000	343,300	320,200	313,500
合計	申請件数(件)	24	38	83	46	43
	許可件数(件)	21	22	68	25	24
	減免金額(円)	237,400	351,300	1,632,800	406,300	579,600

また、「いわき市介護保険条例」第 21 条に基づき実施する、東日本大震災による災害の被災者に対する介護保険料の減免については「東日本大震災による被災者に対するいわき市介護保険料減免取扱要項」に減免の割合、減免の対象となる保険料等の事項が定められている。

<住宅等の損害、生計中心者等の死亡等による減免>

		平成 23 年度		平成 24 年度	
		減免者数 (人)	減免金額 (円)	減免者数 (人)	減免金額 (円)
住宅	半壊(50%)	25,352	606,682,700	24,555	324,647,700
	全壊(100%)	4,352	201,366,300	4,222	107,768,700
	計	29,704	808,049,000	28,777	432,416,400
主たる生 計維持者	死亡・障害等	5	327,600	4	79,300
	行方不明	0	0	0	0
	事業収入等の減少	2	109,300	6	147,000
	失業、事業廃止	93	4,451,100	88	2,123,400
	計	100	4,888,000	98	2,349,700

<原子力災害対策特別措置法による避難者等に対する減免>

	減免者数 (人)	減免金額 (円)
平成 23 年度	1,148	14,532,700
平成 24 年度	106	3,680,700
平成 25 年度	113	4,230,400
平成 26 年度	118	4,520,900
平成 27 年度	133	6,044,700

介護保険料の減免については、特に問題となる点は、認識されなかった。

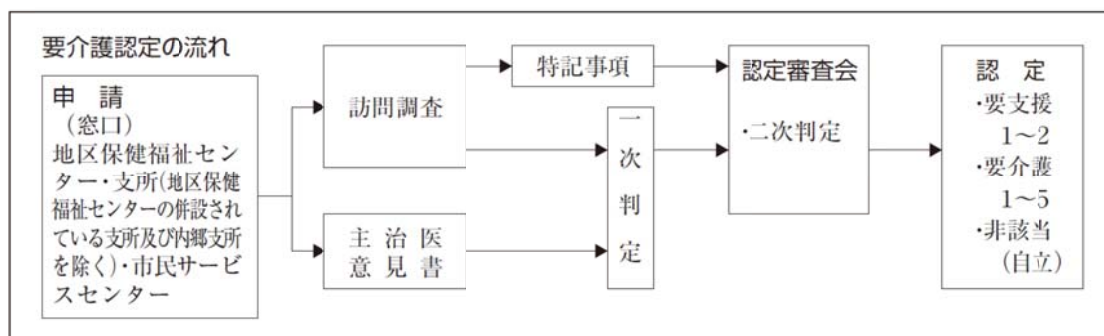
## 2. 要介護認定について

事業内容、支出内容等に関して、要介護認定調査業務に係る起案書、要介護認定判定資料とその総括資料等の閲覧、関係者へのヒアリング等を行った。

### (1) 概要

#### ①要介護認定結果通知までの流れ

要介護認定申請から結果通知までの流れは以下の通りである。



(出典 いわき市の保健福祉・子育て支援)

#### ②認定調査の組織及び流れ

いわき市における認定調査は、市内申請者分に関しては、各地区保健福祉センター嘱託職員 36 名を中心に実施し、その未充足分や市外申請者分に関しては、市外の居宅介護支援事業者の介護支援専門員に業務を委託している。平成 27 年度の認定調査 20,757 件に占める直営割合は 80%以上と高い数値となっている。

認定調査は、被保険者に面接し、認定調査票に基づき行われ、その結果はコンピューターに入力される。各保健福祉センターの職員は審査会前に、認定調査票と特記事項の判断基準、認定調査項目間の整合性、認定調査票の内容と主治医意見書の内容との整合性等に留意しながら、全件チェックを行っている。

#### ③介護認定審査会の組織及び流れ

介護認定審査会は、いわき市の場合、定数 180 名（平成 27 年度末 実委員数 151 人）、任期 2 年、合議体数 28（平 10、小名浜 6、勿来・常磐・内郷各 4）とされている。

各合議体のメンバーは原則 5 名、3 名以上出席の場合開催される。メンバーは、保健医療関係（医師、薬剤師等）、福祉関係（社会福祉士、介護福祉士等）からなる。

各合議体は、原則隔週ごとに開催されることとなっているが、各地区内部での全合議体を合わせると平地区は週 5 日、他地区は週 2、3 回の頻度で開催されていることとなる。運営は各地区保健福祉センターが行う。

介護認定審査会は、コンピューターによる一次判定結果、認定調査票とともに提出される特記事項、及び主治医意見書が揃った後 1 週間程度で行われる。

介護認定審査会では一次判定結果に、特記事項及び主治医意見書に記載の内容も含め審査し総合的に判断を加えた上で二次判定されるので、判定の結果一時判定が変更となることもありうる。

判定に基づき認定した結果は申請者に通知される。

なお、認定における認定審査請求は直近 3 年間を通して平成 27 年度に 1 件あったのみであった。

認定の有効期間は、申請日に遡り、原則として6か月間とされる。その後の認定更新後の有効期間は原則として前回の認定有効期間の翌日から12か月間となる。心身の状態が変化し介護が必要と認められた場合には、認定有効期間内であっても申請することができる。

#### ④研修会の実施

市は認定調査員に対して年1回の研修を実施している。各保健福祉センター嘱託職員に対しては平成27年9月、認定調査委託先職員に対しては平成27年10月に実施している。テキストは厚生労働省の「認定調査の基本的な考え方」を用いて実施されている。

また、福島県による認定調査員指導者養成のための研修会の実施、認定審査会委員向けに圏域ごとの研修会の実施、また、主治医向けには県が福島県医師会へ開催委託し、意見書の適切な記載方法等についての説明会を実施している。

#### (2) 数値分析

要介護認定に関連する支出及び要介護（要支援）認定者数の推移は以下の通りである。平成27年度の予算で見た場合、認定審査会費予算58百万円の内訳は、介護認定審査会委員報酬56百万円他であり、認定調査費予算239百万円の内訳は、各保健福祉センター嘱託職員の賃金91百万円、嘱託職員の社会保険料等14百万円、主治医意見書作成手数料103百万円、外部への認定事務委託料12百万円他からなる。

また、認定介護認定者の増加に伴い関連費用が増加している。

##### 要介護認定関連支出

(単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認定審査会費 A	50,321,814	52,093,844	52,646,302	51,395,277	55,177,644
認定審査会費 B	175,105,162	181,105,223	190,464,862	208,679,216	222,829,822
計	225,426,976	233,199,067	243,111,164	260,074,493	278,007,466

(出典：保健福祉部提供資料)

##### 要介護（要支援）認定者数及び一人当たり認定関連費

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要介護（要支援） 認定者数 C	15,753 人	16,849 人	18,073 人	18,785 人	19,496 人
1 件当たり認定 費 (A+B) /C	14,310 円	13,841 円	13,452 円	13,845 円	14,260 円

(出典：要介護（要支援）認定者数（人）は第7次計画より)

#### ①研修会の内容について

上記記載の通り、認定調査員研修会が年1回開催されているが、内部者向けの研修では模擬審査会（演習）が組み込まれ3時間50分のプログラムとなっているのに対して、委託業者向け研修では模擬審査会が組み込まれていない等簡略化され1時間50分のプログラムとなっている。委託割合が20%以下であり、委託先の熟練した介護施設職員が行うので特に問題ないと考えているのかもしれないが、委託先職員であってもいわき市の審査会に出席した経験はなく、審査会の状況を把握し認定調査に役立ててもらうため、模擬審査会のプログラムも組み込むこ

とが望まれる。

②各合議体変更率格差について

平成 27 年度における各合議体の二次判定により、要支援及び要介護の各区分の一次判定から変更された認定件数の全体の状況は以下の通りである。

区分	合計	非該当	要支援1	要支援2
変更数/変更率	2,285 / 11.0%	140 / 60.1%	293 / 15.1%	356 / 11.7%
区分総数(全体)	20,757	233	1,940	3,036

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
変更数/変更率	655 / 15.9%	283 / 6.6%	257 / 8.3%	246 / 10.8%	55 / 3.0%
区分総数(全体)	4,112	4,267	3,080	2,269	1,820

(出典 保健福祉部提供資料、以下二表とも同様)

また、変更の内、軽度変更された数が 20 名以上の合議体とそれに対応する全体の状況は以下の通りである。

区分	要支援2	要介護1*	要介護3	要介護4	要介護5
合議体名	内郷4	下記計	内郷4	内郷4	内郷4
軽度変更数/変更率	38 / 22.1%	233 / 23.8%	38 / 22.2%	27 / 22.9%	24 / 25.5%
区分総数(合議体内)	172	977	171	118	94

区分	要支援1	要介護1	要介護3	要介護4	要介護5
軽度変更数/変更率	76 / 2.5%	278 / 6.8%	57 / 1.9%	63 / 2.8%	55 / 3.0%
区分総数(全体)	3,036	4,112	3,080	2,269	1,820

また、上記内訳の内、要介護 1 \* の内訳は以下の通りである。

区分	要介護1					
合議体名	小名浜1	小名浜3	小名浜6	勿来2	常盤3	
軽度変更数/変更率	32 / 20.3%	31 / 22.6%	46 / 26.4%	35 / 27.1%	30 / 20.0%	
区分総数(合議体内)	158	137	174	129	150	

合議体名	内郷2	内郷3	計
軽度変更数/変更率	30 / 22.2%	29 / 30.9%	233 / 23.8%
区分総数(合議体内)	135	94	977

上表より特定の合議体に軽度変更が偏っている状況が見取れる。二次判定による変更は、様々な要因が絡むと考えられ、各合議体の意見は尊重されなければならないが、一方では、区分変更の少なかった合議体も存在することは事実であり、いわき市全体で考えた場合、各地区の個々の被保険者に不公平感が出てくるものと考えられる。特に、軽度変更の場合は介護保険で利用できるサービスが減少し、施設退所等のケースも想定される。

市の介護認定関係担当係長会議や合議体担当者会議での各地区担当者の目線合わせの強化、及びその結果を受けて認定調査員や審査委員への市の指導や助言の強化により、市に住む被保険者が全体として公平感のある認定結果を受けられるよう検討していくことが望まれる。



## 第4章 まとめ

以上、主として、第7次保健福祉計画に基づき検討してきたが、その進捗状況は概ね良好と考えられる。但し、各基本目標における計画の内、主要と考えられる各事業を詳細に検討した結果、監査人として指摘すべき事項あるいは意見とした事項が散見された。

各事業の事務手続上の問題や事業趣旨等から考慮・検討すべき問題として、主なパターンに類型化し、その中で主だったものを分類すれば以下のようなになる。

### (1) 事務手続上の問題点

- ① 起案書の決裁日の記載もれ、契約書の不備が散見
- ② 各施設における公有財産としての固定資産の管理が不十分
- ③ 補助金交付等にあたっての決算書の徴求もれ
- ④ 先方からの報告書等の確認が不十分（老人福祉センター等施設整備事業について（基本目標1）、「転倒・骨折予防教室」、「お口はつらつ教室」「お口と栄養アップ教室」参加者送迎業務委託について（基本目標2））

### (2) 事業趣旨等から考慮・検討すべき問題

- ① 受益者負担の問題（配食サービス事業について（基本目標1））
- ② 実態を考慮した支給対象者を検討すべき問題（高齢者等住宅リフォーム給付事業について（基本目標3）、要介護老人介護手当について（基本目標3））

高齢者施設等については、市直営の「養護老人ホームいわき市千寿荘」が、同じ措置施設であり指定管理者により管理運営されている「養護老人ホームいわき市徳風園」より、高コストであり、市として養護老人ホーム全体のあり方を議論した上で千寿荘の処遇について検討すべきと考えられる。

「地域密着型介護老人福祉施設」の建設に関しては、監査結果及び意見では取り上げなかったが、今回の計画期間において、5施設145床計画に対し現在まで1施設29床決定と未だ進捗していない。原因は土地・建設資材の高騰、介護人材不足のためとのことであるが、今後施設サービス等を望む高齢者の増加も予想される中、介護サービス事業者他関係諸機関と連携して打開策を検討され着実な進捗を図られたい。

また、第7次保健福祉計画と密接な関係にある介護保険制度の状況、高齢者が増加し保険給付費が増大していくことはやむを得ないにせよ、高齢者処遇の向上とニーズに応えた運営の実施、介護報酬の適正化の視点もより重要となる観点から、各事業の検討とは別に、介護給付の適正化、高齢者福祉施設等に関する指導監査の状況についても検討した。

さらに、第7次保健福祉計画、また今後の計画においても柱となる「いわき市地域包括ケアシステムの構築」について、その中核的機関として地域包括支援センターの重要性はより一層増すことから検討した。今般の介護保険法改正に当たって、厚生労働省も、その業務量増加に応じた人員体制の適切な配置・強化、行政側が委託方針についてより具体的に内容を提示すること（その前提には行政側がより積極的に地域包括支援センターに介在してその業務実態を把握することが要請されていると考えられる）、地域包括支援センター運営に対する評価とPDCAの一層の充実等、その機能強化の方向性を明示しており、今回の監査結果及び意見に関しても、これらの点を斟酌した記載となっている。

最後に、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、いわき市の高齢者保健福祉計画のビジョンである「健康寿命の延伸」及び「いわき市地域包括ケアシステム構築」に向け、各施策が今後も順調に展開され、高齢者と高齢者を取り巻く環境が所期の目標を達成されることを望みたい。